

南アルプス市 誕生までの歩み

八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の合併の記録

空から見た南アルプス市







合併協議会開所式



事務所開き



合併先進地視察



合併に関する講演会



合併協議会



小委員会



住民説明会

合併の是非の決定



八田村



白根町



芦安村



若草町



櫛形町



甲西町



合併準備室の設置

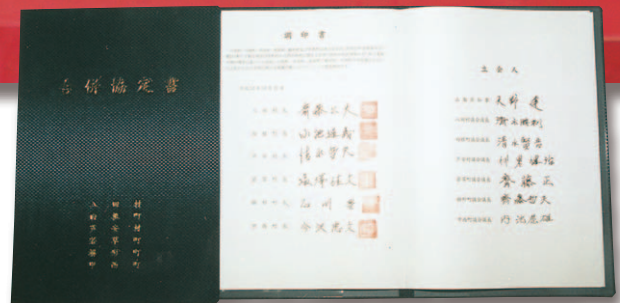


新市名称の決定





合併協定調印式



合併協定書



廃置分合申請書の提出



合併の決定通知書の交付



新市発足PR

6 町村閉町村式



八田村



白根町



芦安村



若草町



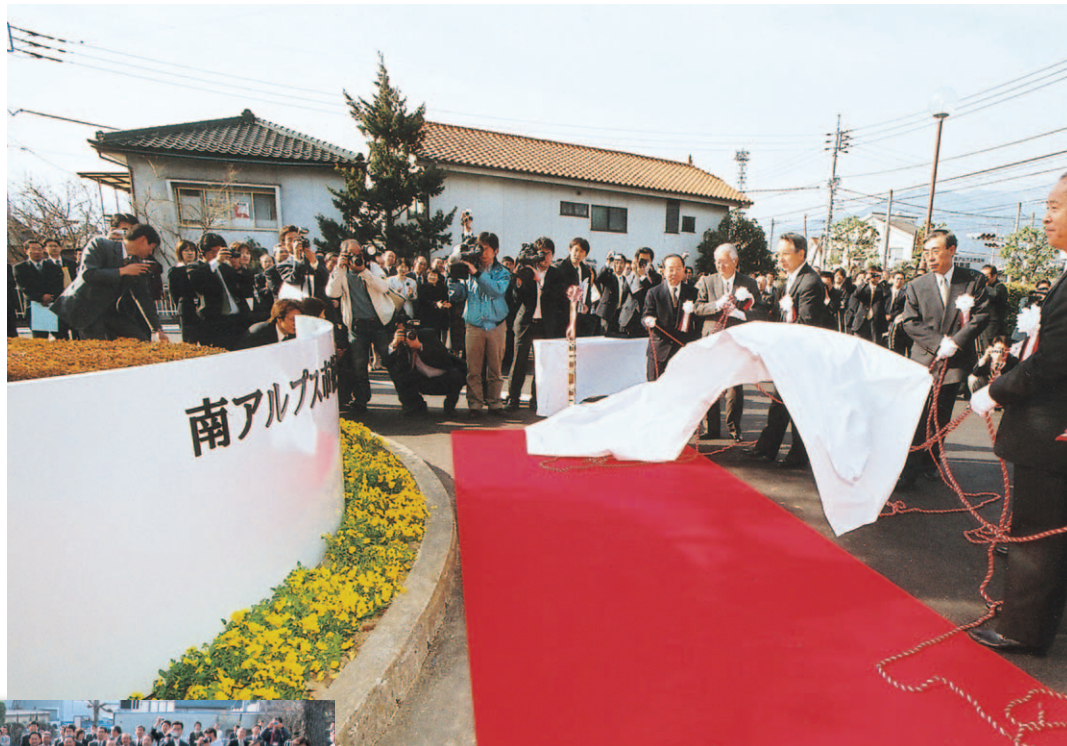
櫛形町



甲西町



閉庁式



開庁式



市長登庁



市議会





はじめに

平成 15 年 4 月 1 日、山梨県中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の合併が実現し、7 万人余りの人口を有する県西部の中核的な都市として発展が期待される新市「南アルプス市」が誕生致しました。

八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町は、これまで生活圏、経済圏をはじめ行政面において一体化が進展し、広域行政事務組合などを設立し、住民生活に関わる行政サービスに取り組んできました。

こうした中で、平成 10 年にこの地域を対象とした住民発議がなされ、平成 12 年 4 月 1 日の法定合併協議会設置とともに、急速に合併の気運が盛り上がりました。以来、住民・議会・行政が一体となり、合併に向けての積極的な取組と度重なる検討・協議により、平成に入ってから過去最多の自治体による合併が実現致しました。

本書は、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の歴史の締めくくりとして、また、新市「南アルプス市」の市政運営の出発点として、合併に至るまでの背景や経緯についてとりまとめたものであり、本書を手にとられる皆様にとりましても何らかのご参考になれば幸甚に存じます。

今後は、市民の方々が合併に託した「6 色の夢きらめく躍動の新文化都市」を目指してまちづくりに取り組む決意であります。皆様方の更なるご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、このたびの合併に際し、深いご理解と一方ならぬご尽力を賜りました市民の皆様や市議会議員、関係各位に深甚なる感謝と敬意を表しまして、ご挨拶とさせていただきます。

平成 15 年 10 月

山梨県南アルプス市長

石川 豊



目 次



はじめに

第1章	新市の概要	16
第2章	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の沿革	18
1	八田村	18
2	白根町	18
3	芦安村	19
4	若草町	19
5	櫛形町	20
6	甲西町	20
第3章	合併の背景	22
1	住民の動向	22
	(1) 峡西市構想	22
	(2) 峡西地域市制推進協議会の活動	22
2	住民発議の経緯	22
第4章	合併の実現に向けて	23
1	合併協議会設置までの経緯	23
2	合併協議会設置後の経緯	23
	(1) 合併協議会規約	27
	(2) 合併協議会組織図	29

(3) 合併協議会委員	30
(4) 合併協議会事務局体制	33
(5) 合併協議会会議運営申合せ事項	33
3 合併に関する協議結果	34
4 新市将来構想	34
5 住民説明会の開催	35
(1) 開催状況	35
(2) 住民の参加状況	36
6 住民投票条例の直接請求	36
7 住民意向調査の実施	37
8 合併の是非の決定	38
9 新市の事務所の位置	38
10 新市の名称	39
11 新市建設計画	39
12 合併協定調印式と議会議決	40
(1) 合併協定調印式	40
(2) 議会議決	40
13 合併（廃置分合）の申請と県知事の処分決定及び総務大臣告示	43
14 合併（市制施行）に向けた諸準備	48
(1) 合併準備室の設置	48
(2) 合併準備室職員体制	48
(3) 合併準備の経過	48
(4) 福祉事務所設置に向けての対応	49
(5) 行政組織機構の整備	49
(6) 電算・情報システムの整備	50
(7) 条例規則等の整備	50
(8) 関係機関との協議	50



(9) 各町村の決算と新市の暫定予算の編成	50
(10) 新市組織における職員の配置	50
(11) 市長職務執行者に関する協議	50
(12) 事務所の改修等	50
(13) 住民への周知等	51
15 事務協議書	51
16 閉町村式・閉庁式	51
(1) 八田村閉村式	51
(2) 白根町閉町式	51
(3) 芦安村閉村式	52
(4) 若草町閉町式	52
(5) 櫛形町閉町式	52
(6) 甲西町閉町式	52
(7) 6町村閉庁式	53

第5章 南アルプス市誕生

1 開庁式等	54
(1) 本庁開庁式及び5支所、企業局、消防本部の開所式	54
(2) 合併時に設置する委員会	55
① 固定資産評価審査委員会	55
② 教育委員会	56
③ 選挙管理委員会	56
(3) 職務執行者専決処分	58
(4) 行政組織機構	59
(5) 事務引継	65
2 第1回臨時議会（新市初議会）	66

(1) 議会に関すること	66
(2) その他提出議案等	69
3 市長選挙	89
4 市長初登庁	90
5 第2回臨時議会	91
6 第1回定例会（6月定例会）	94
(1) 市長所信表明	94
(2) 提出議案	97

第6章 合併関係資料

1 合併協議会幹事会規程	118
2 合併協議会財務規程	119
3 合併協議会会議運営規程	120
4 合併協議会傍聴規程	121
5 合併協議会小委員会規程	123
6 合併協議会小委員会事務分掌	124
7 合併協議会小委員会名簿	126
8 合併協議会事務局規程	131
9 合併協議会事務局事務分掌	132
10 合併準備室事務局事務分掌	133
11 合併研究会の設置要綱	134
12 合併協議会専門部会設置要綱	135
13 合併協議会分科会設置要綱	136
14 合併協議会専門部会・分科会事務分掌	137
15 合併協定書	139
16 新市建設計画	150

第1章 新市の概要

本市は、平成15年4月1日に八田村、白根町、芦安村、若草町、橿形町、甲西町の6町村が合併して誕生しました。この地域は、山梨県中西部、釜無川右岸に広がる御勅使川の扇状地と、その上流部の南アルプス山系からなる地域で、地理的・地形的に一つのまとまりを形成しています。

平坦部は、八田地区、白根地区、若草地区、橿形地区、甲西地区の5地区が釜無川右岸にかけて広がっており、市街地は主として、国道52号沿いに形成されています。

一方、山間部は、芦安地区及び白根地区、橿形地区の一部に広がっており、特に芦安地区の大部分は、3,000m級の山々がそびえる南アルプス国立公園に属しています。

面積は264.06km²で、合併により山梨県内では、早川町、大月市に次いで3番目の規模となっています。土地利用の状況を見ると、農用地が約11%、森林原野が約73%を占めており、市西部を中心に緑豊かな環境となっています。

平成12年の国勢調査における本市の人口は70,116人で、昭和35年から平成12年までの40年間の増加率は30.0%と、県内で3番目に高い値ですが、昭和55年から平成12年までの20年間の増加率は29.6%と県内で最も高く、特に最近20年間における人口増加が目立っており、合併により山梨県内では、甲府市について2番目の規模の自治体となっています。また、可住地人口密度は、平成12年に1km²当たり991人で、全県の平均を上回っています。

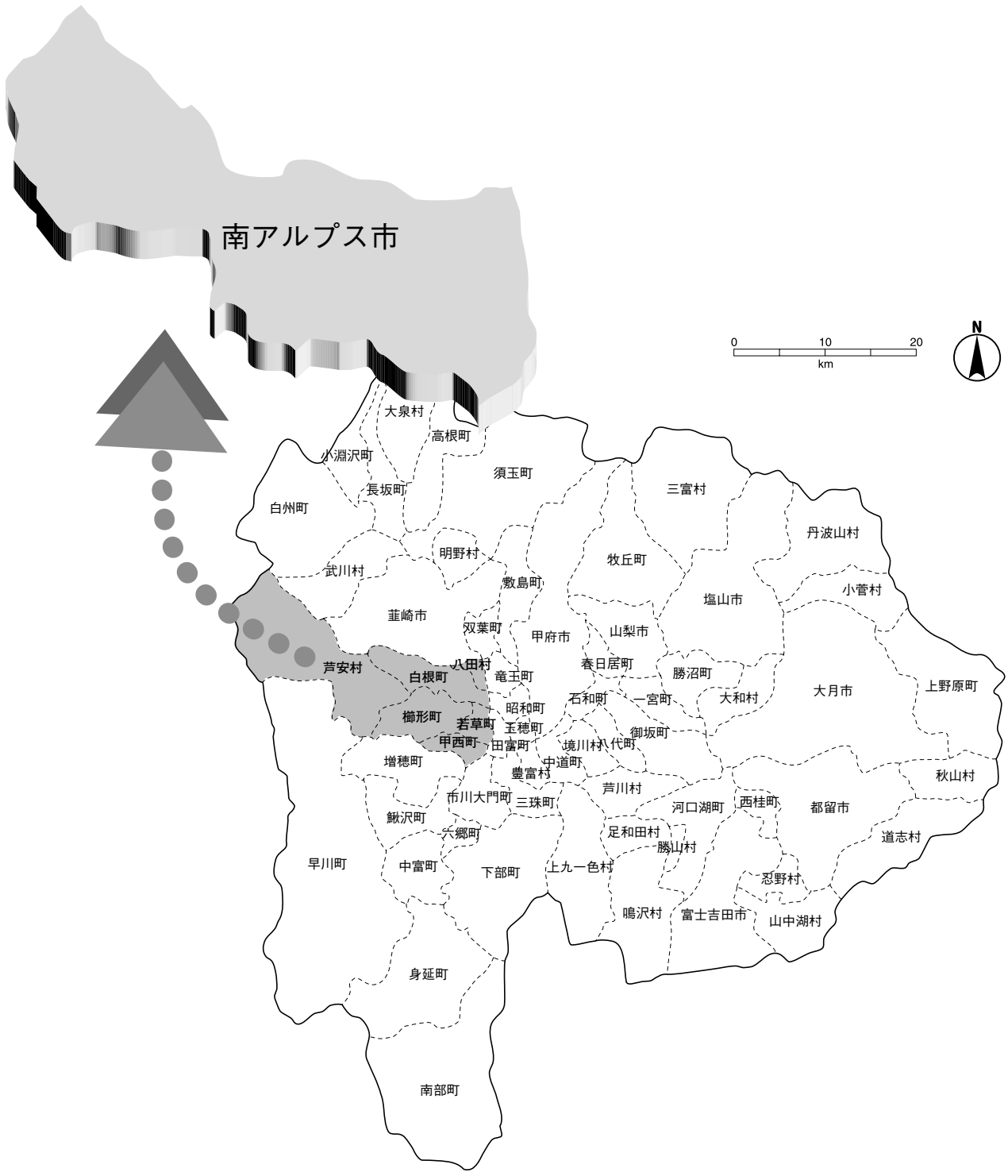
人口及び世帯の見通し

(単位：人、世帯、%)

区 分		1995年	2000年	2003年	2005年	2012年
		平成7年	平成12年	平成15年	平成17年	平成24年
総 人 口		67,504	70,116	72,040	73,250	75,960
年 齢 別 人 口	年 少 人 口	12,428	12,282	12,535	12,672	12,230
	0 ～ 14 歳	18.4	17.5	17.4	17.3	16.1
	生 産 年 齢 人 口	43,859	45,304	46,250	46,880	47,475
	15 ～ 64 歳	65.0	64.6	64.2	64.0	62.5
老 年 人 口	11,217	12,530	13,255	13,698	16,255	
65 歳 以 上	16.6	17.9	18.4	18.7	21.4	
就 業 人 口		36,446	37,658	38,910	39,720	41,460
	第 1 次 産 業	5,641	5,045	4,610	4,320	3,060
		15.5	13.4	11.8	10.9	7.4
	第 2 次 産 業	14,356	14,667	14,900	15,100	15,300
	39.4	38.9	38.3	38.0	36.9	
	第 3 次 産 業	16,449	17,946	19,400	20,300	23,100
	45.1	47.7	49.9	51.1	55.7	
世 帯 数		19,428	21,537	22,878	23,772	26,720
1 世 帯 当 り 人 員		3.47	3.26	3.15	3.08	2.84

人口推計に当たっては、移動率、生残率、出生率、出生性比によるコーホート要因法により推計しています。世帯数については、一般世帯数としています。

位置図



第2章 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の沿革

1 八田村

八田村は、御勅使川によって形成された扇状地と釜無川によって形づくられた沖積低地上に立地しています。古来より本村は、二つの河川によって度重なる洪水の被害を受けてきました。しかし、同時に川を治め、その水を利用することで村は発展してきました。

村内では縄文時代中期の遺跡が発見されており、古くは縄文時代から人々が暮らしていたことがうかがえます。平安時代に入ると洪水の被害を受けにくい扇状地上に広く集落が発展しました。中世、八田村は当時御勅使川扇状地上に広がっていた八田庄に属していました。「八田村」の名称は、この八田庄が由来となっています。戦国時代の武田24将に数えられる土屋昌恒やその弟であり片手千人切りで有名な土屋惣蔵は、本村の出身です。

明治8年、村北部の3村、六科村、野牛島村、上高砂村が合併し御影村が誕生、一方村南部の下高砂村、徳永村、榎原村も合併し田之岡村が成立しました。

さらに昭和31年には、御影村、田之岡村が合併し、現在の八田村が誕生しました。以後47年間着実に発展を続け、特に昭和51年からは「新しい村づくり事業」を推進展開し、様々な国、県の補助事業を取り入れるなど、八田村の基礎を築き、その功績が認められ「新しい村づくり」日本一の表彰を受けました。昭和57年には村民の悲願であった八田村立八田小学校が開校し、その後、村立中学校も開校され、教育の充実が図られました。

平成6年には、文化伝承館・天文館を建設し、昭和61年に建設された農業体験実習館「樹園」と共に、この地を「湧暇李の里」と命名し、住民のオアシスとして安らぎの場を提供しました。さらに総合交流ターミナルを建設し、都市と農村の交流を図りました。

平成13年には、情報化時代の先端を行く高度農業情報センターが建設され、図書館の開館、村営CATV局「きらめき39」を開局し、新しい世紀に向け創造的で個性ある「むら」を築くため、村民参画のもとにむらづくりを進めてきました。

2 白根町

古来より、度重なる御勅使川の氾濫の被害を受け、人々は水害の少ない西側の山間地に居住していました。扇状地面への居住は平安時代に入ってからと見られ、この時代に編まれた続日本後記には「承和2年（835年）4月、甲斐国巨摩郡馬相野空閑地 500町一品式部卿葛原親王に賜う」とあり、この馬相野は甲斐国誌によると、御勅使川扇状地の有野であろうとされています。鎌倉時代に入ると、この地域は八田御牧として甲斐源氏の有力な軍馬の供給地となり、村落の形成も進みました。

明治8年、飯野新田、曲輪田新田、築山、有野、塩前、大嵐、駒場、須沢の8カ村による合併で「源村」が誕生、また、百々、上八田の2カ村により「百田村」が生まれました。更に明治22年、上今諏訪、下今諏訪の2カ村による「今諏訪村」が発足して、源、飯野、在家塚、百田、西野、今諏訪の6カ村時代が永らく続きました。その後、昭和26年になると、この6村時代に終止符が打たれ、飯野、在家塚の2村が7月1日に合併し「巨摩町」が誕生し、1町4村となりました。

現在の白根町は、巨摩町が誕生した昭和26年を境に以後3次にわたる合併を経て成立していきます。出発点ともいえる1次の合併は、昭和29年2月22日に源村が5カ町村合併案から外れ、巨摩、西野、百田、今諏訪の4カ町村の合併協議が成立したことを受け、昭和29年4月1日、この1町3村により「白根町」が誕生したことです。2次の合併は、1次合併で外れた源村の南部地区、飯野新田、曲輪田新田、

築山が源村から分かれ白根町へ分村編入したことです。最後となる3次の合併は、2次合併時に白根町へ編入しなかった源村北部地区との合併でした。この時は、合併反対運動が行われるなど村中に激しい対立が起りましたが、終局的に合併推進派が主導権を握り、昭和34年5月1日に合併が成立し現在に至っています。白根町という名前は、住民になじみ深い南アルプスの白根三山に由来しています。

3 芦安村

山梨県の最西端に位置する芦安村は、12世紀の中頃南朝の遺臣と思われる人々が御勅使川沿いに耕地を開いて土着し、農耕と狩猟生活を営むようになったのが村落形成の端緒であると言われていています。古くから伝承伝説も多く、その昔から甲斐の五山と称せられる北都留郡下3ヶ村及び旧西山村とともに山梨県内でも最も古い村の一つとされて、武田氏全盛の戦国時代からは、金の採掘と野呂川流域の森林開発が行われてきました。

明治8年1月、郡村区画整理によって武川筋芦倉村と西郡筋安通村が合併し、両村の頭文字をとって今日の芦安村が誕生し、明治22年7月には村政が開始され明治36年6月に最初の村役場が建築されました。

大正期に入ると芦安鉱山の操業に伴い村の隆盛が見られましたが、昭和26年の閉山とともに他町村への出稼ぎ等で、人口の減少が目立つようになりました。昭和37年には野呂川林道が完成し、木材の伐採搬出事業が盛んに行われましたが、昭和39年の南アルプス国立公園誕生に伴い、森林資源の開発が制限され、村の過疎化進行に一層の拍車がかかったと言えます。

昭和45年より過疎地域振興対策として温泉開発事業が推進され、昭和46年11月に温泉湧出に成功、昭和51年には、南アルプス温泉ロッジの建設に着手するなど、40年代の後半は観光事業に力が注がれてきました。

昭和54年、12年の歳月をかけ、南アルプススーパー林道の全線(57km)が開通し、名称を南アルプス林道と改め、長野県長谷村と接続されましたが、自然保護の立場からマイカーの乗り入れを禁止し、芦安村と長谷村を結ぶ定期バスを運行することとなりました。

その後も、過疎対策として、村営住宅の建設、チロル学園(山村留学施設)の開設、日本第2位の高峰北岳を中心とする広大な南アルプスの観光開発、都市住民との交流を図る新緑まつり、開山祭、紅葉まつりなどのイベントの開催等を通じ地域の活性化を図ってきました。

4 若草町

若草町は、御勅使川によって形成された扇状地の先端部分にあり、人が住むようになったのは弥生時代になってからで、竪穴住居に住み稲作や畑作で暮らしていたと言われていています。江戸中期には、農業用水堰などの水利灌漑施設が整備され、釜無川、滝沢川からの豊富な水を導いて農業生産を増やしました。明治以後の殖産興業政策によって県内では養蚕・製糸業が発展し、自給自足を続けてきた農村にも変化が生じ、三恵村加賀美地区に瓦の生産を産業とする形態も現れました。現在は、主として北部は畑地、南部は水田が広がり、農業を主産業とした田園風景が残る町として発展を続けてきました。

町の歴史は、三恵村、藤田村、鏡中条村が区制改正により、明治12年から一時期ではありましたが連合し、連合戸長役場を三恵村に設けたという経緯がありました。明治22年町村制施行と共に連合は解かれ、元の単村に戻りました。三恵村は古くは甲斐源氏の一族、加賀美次郎遠美光の所領と言われ、巨摩郡西郡筋にあり十日市場・加賀美・寺部の3村に分かれていました。鏡中条村は、古来加賀美中条とも称し江戸時代には西郡筋に属し、鏡中条村、下今井村とに分かれ、いずれも幕府直轄で市川代官所の所轄下にありました。また、藤田村は古くは奈湖荘に属し、藤田とも遠田とも言われ、藤田村、浅原村の2

村から成り、巨摩27区に属し明治13年両村は連合したものの同17年に分離しました。

昭和29年には合併促進法の施行を受け、山梨県内新設合併第1号として若草村となり、名前はこの時の公募によって決定されました。昭和34年には町制を施行し、現在の若草町が発足しました。

5 櫛形町

本町内の櫛形山山麓からは、石器や縄文・弥生時代の土器、住居跡が発見されており、かなり早い時期から生活が営まれていたことがうかがわれます。また、下市之瀬地区には、峡西地域唯一の前方後円墳である物見塚古墳があり、鉄剣、銅鏡等が発見されていることから、5世紀前半には大きな勢力を持つ支配者が存在していたと思われます。

平安時代に入ると、甲斐源氏の流れをくみ鎌倉幕府の創立に係わった小笠原二郎長清が現在の櫛形町小笠原を所領し、後に京都に移り住み、その子孫は信濃、阿波など全国各地の守護藩主となり、小笠原の名を広めました。当町小笠原は、いわば小笠原氏発祥の地と言えます。

江戸時代の慶長17年(1612年)には富士川舟運が始まりました。荷揚げ基地が鰍沢に設けられたため、小笠原は駿河と信濃を結ぶ「駿信往還」の宿場町として栄えました。

明治5年には、区・村制が公布され、同7年には野々瀬村、8年には榊村、豊村、明穂村と、現在の本町を形成する村が相次いで誕生しました。また、殖産興業政策により、峡西地域では生糸生産が活発となり、本町でも養蚕が盛んに行われる一方、鉄道の開通や道路整備により、富士川舟運は次第に衰えていきました。

第2次世界大戦後、昭和29年には小笠原町、榊村、*野之瀬村が合併して櫛形町が誕生し、町名は、町の西方にそびえる櫛形山の名に因んで「櫛形町」と命名され、昭和35年には豊村が編入し、現在の形となりました。

こうした中で、経済構造の変化や外国との競争力の低下などに伴い生糸生産は次第に衰え、桑園は果実畑に姿を変えました。現在は、桃、スモモ、ぶどう、さくらんぼを中心とする様々な果物を生産するとともに、製造業の隆盛に伴い、町内外からの工場誘致も積極的に行われ、輸送機械、電子部品など様々な企業が立地されるとともに、行政、産業、交通などの要衝として国や県などの数多くの行政機関の支所や民間企業の事業所が置かれ、峡西地域の中心として発展を続けてきました。

(※明治22年7月23日に野々瀬村から野之瀬村に村名が改正されました。)

6 甲西町

甲西町は、昭和30年に落合村、大井村、五明村、南湖村が合併したものが母体となり、昭和32年に櫛形町との境界編成（下宮地の一部分離、櫛形町山寺の一部編入）を経て現在に至っています。

甲西町には、古くから先人が住み着いており、縄文土器その他の発掘などを通じ、その起源は縄文時代中期にさかのぼり、弥生時代には、台地や扇状地、天然湧泉地の周辺に遺跡が発見されており、これらの立地条件から水田耕作が行われ、集落が発達してきたものと考えられています。

奈良時代には、大化の改新以来、国郡制が施行され、正倉院文書の中に「巨麻」の郡名を見ることができ、また、和名抄には「大井の郷」の郷名を見ることができます。「大井」は、古くより「於保井」「多井」とも書かれ、湧水の豊富な場所を意味する地名です。

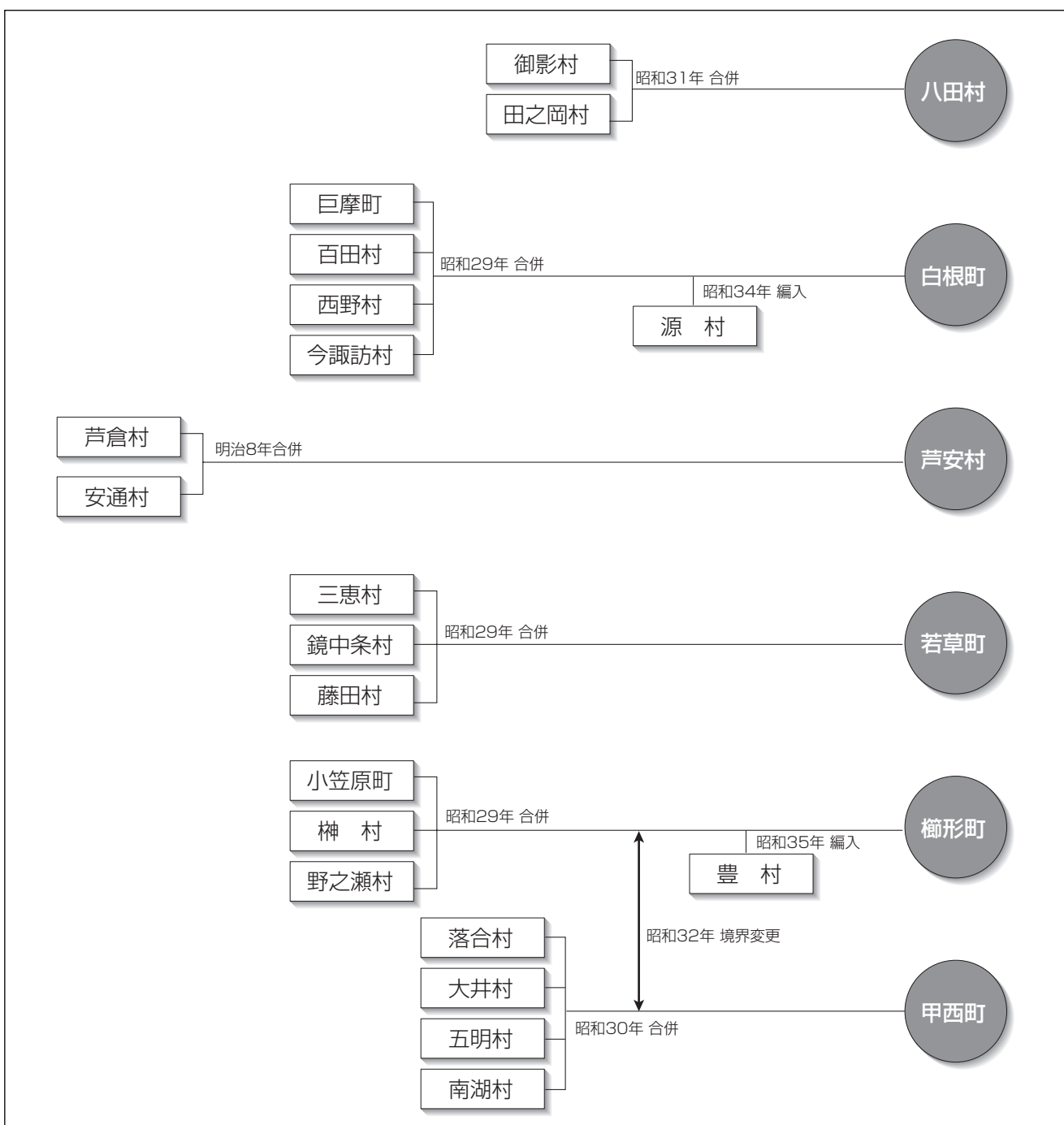
平安時代の初期、藤原一門の領家として大井庄ができ、やがて加賀美遠光が領有するとともに、この頃から、班田制は崩れて郷も荘園となり、「大井の庄」と呼ばれるようになりました。

戦国時代は、甲斐源氏の一方の雄として大井氏が活躍し、大井夫人（大井信達長女）が嫁いだ武田信虎によって甲斐国統一がなされました。

江戸時代には、享保の改革によって幕府の直轄地に編入され、比較的豊かな田作地帯として、大規模な地主制が展開されましたが、一方で、生活の苦しい水呑百姓の割合も多く存在しました。初期に今市として発達した荊沢村は、西郡路または駿信往還との商業的な宿場（荊沢宿）として賑わい、地域文化の拠点となっていました。

なお、「甲西」という言葉は古くから、「甲斐の国の西方」とか、「甲州の西」、「西郡」などから一般に呼ばれていたもので、昭和30年4月1日の合併の際、広く町民より町名を募集して一位となったのが「甲西」でした。

町村の合併の経緯



第3章 合併の背景

1 住民の動向

(1) 峡西市構想

峡西青年会議所は、昭和53年の創設以来6町村の合併構想を提唱し、合併についての調査、研究、広報活動を展開し、平成7年度からは、アンケート調査の実施、小冊子の配布、各町村長や町村議会議員、民間団体等への働きかけなど積極的な取組を進めてきました。

(2) 峡西地域市制推進協議会の活動

平成9年7月17日、町村合併による平成13年の市制実現を目標に、峡西青年会議所、地域の商工団体、女性団体、ボランティア団体、個人等により「峡西地域市制推進協議会」が設立されました。

平成10年度に、議員との意見交換会や住民説明会などの取組を進め、平成10年10月3日から11月2日の間、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく合併協議会設置の直接請求(住民発議)を行うための署名活動を実施し、12月10日には有効署名(告示数21,608)を添えて、6町村長に対し直接請求を行いました。

2 住民発議の経緯

年 月 日	経 緯
平成10年9月29日	請求代表者証明書の交付申請 八田村民1名が八田村長に対し、「合併協議設置請求代表者証明書交付申請書」を提出 白根町民1名が白根町長に対し、「合併協議設置請求代表者証明書交付申請書」を提出 芦安村民1名が芦安村長に対し、「合併協議設置請求代表者証明書交付申請書」を提出 若草町民1名が若草町長に対し、「合併協議設置請求代表者証明書交付申請書」を提出 櫛形町民1名が櫛形町長に対し、「合併協議設置請求代表者証明書交付申請書」を提出 甲西町民1名が甲西町長に対し、「合併協議設置請求代表者証明書交付申請書」を提出
10月2日	請求代表者証明書の交付 請求代表者証明書を交付した旨の告示
10月3日～11月2日	署名活動
12月10日	各町村の住民1名がそれぞれの町長、村長に対し署名簿を添えて、合併協議会設置請求書を提出 有効署名総数 21,608人 対有権者(41.19%) 八田村: 1,567人 (30.28%) 白根町: 4,283人 (29.39%) 芦安村: 121人 (28.61%) 若草町: 3,897人 (49.17%) 櫛形町: 8,966人 (61.93%) 甲西町: 2,774人 (28.07%)
12月11日	各町村間において、合併対象市町村の長に対し意見照会(議会に付議するか否かの意見を求める。)及び知事への報告(議会に付議するか否かの意見を求めたことについての報告)
平成11年3月10日	各町村間において合併協議会設置について議会に付議する旨の回答

第4章 合併の実現に向けて

1 合併協議会設置までの経緯

年 月 日	経 緯
平成11年5月10日 9月9日 12月9日 12月15日 12月20日 12月22日	<p>檜形町議会が、合併協議会設置議案を可決</p> <p>若草町議会が、合併協議会設置議案を可決</p> <p>白根町議会が、合併協議会設置議案を可決</p> <p>芦安村議会が、合併協議会設置議案を可決</p> <p>甲西町議会が、合併協議会設置議案を可決</p> <p>八田村議会が、合併協議会設置議案を可決</p>
平成12年1月20日 3月30日 4月1日	<p>6町村長において、「八田村・白根町・芦安村・若草町・檜形町・甲西町合併協議会設置に関する協議書」を締結</p> <p>町村長会議において、八田村長を会長とすることで合意</p> <p>八田村、白根町、芦安村、若草町、檜形町、甲西町合併協議会の設置及び告示</p>

2 合併協議会設置後の経緯

年 月 日	経 緯
平成12年4月1日 4月7日 5月11日 7月1日 7月13日 8月17日 9月2日 10月12日 11月12日 11月19日 11月22日 11月30日 12月18日	<p>事務局職員辞令交付</p> <p>合併協議会事務所開所式</p> <p>第1回合併協議会 開催（白根町） ・ 諸規程の制定等</p> <p>合併協議会だより第1号発行</p> <p>第2回合併協議会 開催（白根町） ・ 講演会「地方分権における市町村合併の意義と全国の状況」 （講師 自治省地方分権推進室長 佐藤文俊氏）</p> <p>第3回合併協議会（あきる野市視察） 開催</p> <p>市町村合併をともに考える 「全国リレーシンポジウムin山梨」（白根町）</p> <p>第4回合併協議会 開催（檜形町） ・ 講演会「これからの市町村合併の課題」 （講師 横浜国立大学名誉教授 成田頼明氏）</p> <p>市町村合併を考える講演会（檜形町）</p> <p>市町村合併を考える講演会（甲西町）</p> <p>市町村合併を考える講演会（八田村・若草町）</p> <p>市町村合併を考える講演会（芦安村）</p> <p>市町村合併を考える講演会（白根町）</p> <p>合併協議会だより第2号発行</p>
平成13年1月15日～1月17日 2月8日 3月29日	<p>6町村長先進地視察（香川県の2合併協議会）</p> <p>第5回合併協議会 開催（八田村） ・ 検討スケジュールについて</p> <p>第6回合併協議会 開催（芦安村）</p>

年 月 日	経 緯
4 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併目標日の設定について ・ 平成13年度合併協議会事業計画について ・ 平成13年度合併協議会予算について 第7回合併協議会 開催（若草町） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小委員会の設置及び構成について ・ 合併協議スケジュール ・ 新市将来構想について 第1回総務・企画・議会小委員会 開催 第1回産業・経済小委員会 開催 第1回建設小委員会 開催 第1回住民小委員会 開催 第1回教育小委員会 開催
4 月 23 日	第2回総務・企画・議会小委員会 開催 第2回産業・経済小委員会 開催 第2回建設小委員会 開催 第2回教育小委員会 開催 第2回住民小委員会 開催
4 月 24 日	第3回住民小委員会 開催
4 月 25 日	第3回産業・経済小委員会 開催
5 月 24 日	第3回教育小委員会 開催
5 月 25 日	第3回総務・企画・議会小委員会 開催
5 月 28 日	第3回建設小委員会 開催
5 月 29 日	合併協議会だより第3号発行
6 月 18 日	第4回総務・企画・議会小委員会 開催
6 月 27 日	第4回住民小委員会 開催
6 月 28 日	第4回建設小委員会 開催
6 月 29 日	第4回教育小委員会 開催
7 月 6 日	第4回産業・経済小委員会 開催
7 月 12 日	第8回合併協議会 開催（甲西町） <ul style="list-style-type: none"> ・ 小委員会の審議状況について ・ 合併に関する協議項目の決定（15項目）について ・ 新市将来構想策定小委員会の設置について ・ 平成12年度合併協議会決算の認定について ・ 平成13年度合併協議会補正予算第1号について 第5回教育小委員会 開催 第5回住民小委員会 開催 第5回建設小委員会 開催 第5回産業・経済小委員会開催 第5回総務・企画・議会小委員会 開催 第1回新市将来構想策定小委員会 開催 第2回新市将来構想策定小委員会 開催
7 月 31 日	合併協議会だより第4号発行
8 月 1 日	第6回教育小委員会 開催
8 月 2 日	第6回住民小委員会 開催
8 月 3 日	第6回建設小委員会 開催
8 月 7 日	第6回総務・企画・議会小委員会 開催
8 月 8 日	第3回新市将来構想策定小委員会 開催
8 月 20 日	第4回新市将来構想策定小委員会 開催
8 月 28 日	第7回住民小委員会 開催
9 月 3 日	第7回総務・企画・議会小委員会 開催
9 月 5 日	第7回産業・経済小委員会 開催
9 月 7 日	第7回建設小委員会 開催
9 月 18 日	第7回教育小委員会 開催
10 月 2 日	第7回住民小委員会 開催
10 月 3 日	第7回建設小委員会 開催
10 月 4 日	第7回総務・企画・議会小委員会 開催

年 月 日	経 緯
10月5日	第7回教育小委員会 開催
10月9日	第7回産業・経済小委員会 開催
11月13日	合併協議会だより第5号発行
11月22日	第9回合併協議会 開催（白根町） ・合併に関する協議項目の決定（44項目）について ・新市将来構想について ・住民意向調査の実施について ・平成13年度合併協議会補正予算第2号について
12月17日	合併協議会だより第6号発行
平成14年1月28日 ～2月28日	6町村内37会場において「合併に関する住民説明会」を開催
3月1日 ～11日	合併に関する住民意向調査（アンケート）の実施 ・18歳以上の全住民を対象
3月28日	第10回合併協議会 開催（白根町） ・平成14年度合併協議会事業計画について ・平成14年度合併協議会予算について
4月11日	第11回合併協議会 開催（白根町） ・合併に関する住民意向調査結果の報告
5月1日	合併協議会だより第7号発行
5月9日	第12回合併協議会 開催（白根町） ・合併の是非の決定（平成15年4月1日の合併について是と決定） ・合併協議会の今後のスケジュールについて ・新市名称選定等小委員会の設置について ・新市建設計画策定小委員会の設置について
5月21日	第1回新市名称選定等小委員会 開催 ・新市名称の公募について ・新市の事務所の位置について
5月24日	小委員会正副委員長会議 開催
5月27日	第1回新市建設計画策定小委員会
5月31日	第8回総務・企画・議会小委員会 開催
6月3日	合併協議会だより第9号発行
6月7日	第8回産業・経済小委員会 開催
6月13日	第2回新市名称選定等小委員会 開催
7月3日	第9回総務・企画・議会小委員会 開催
7月8日	第9回産業・経済小委員会 開催
7月11日	第13回合併協議会 開催（白根町） ・新市の事務所について（櫛形町役場を暫定本庁舎と決定） ・合併協議会スケジュールの変更について ・平成13年度合併協議会決算の認定について
7月16日	第8回教育小委員会 開催
7月17日	第2回新市建設計画策定小委員会 開催
7月18日	第8回住民小委員会 開催
7月19日	第7回建設小委員会 開催
7月26日	第3回新市名称選定等小委員会 開催
8月1日	第10回総務・企画・議会小委員会 開催
8月13日	合併協議会だより第9号発行
8月21日	第3回新市建設計画策定小委員会 開催
8月30日	第4回新市名称選定等小委員会 開催
9月4日	第4回新市建設計画策定小委員会 開催
9月12日	第14回合併協議会 開催（白根町） ・新市の名称について（南アルプス市と決定）

年 月 日	経 緯
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画について ・合併協定項目について
10月9日	第5回新市建設計画策定小委員会 開催
10月9日	第6回新市建設計画策定小委員会 開催
10月9日	第15回合併協議会 開催（白根町）
10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協定項目について ・新市建設計画について
10月17日	合併協定調印（白根桃源文化会館）
10月21日	合併関連議案可決（白根町議会）
10月23日	合併関連議案可決（八田村議会）
10月23日	合併関連議案可決（芦安村議会）
10月23日	合併関連議案可決（櫛形町議会）
10月23日	合併関連議案可決（甲西町議会）
10月24日	合併関連議案可決（若草町議会）
10月29日	山梨県知事への廃置分合申請（6町村長）
11月10日	合併協議会だより第10号発行
12月17日	6町村の廃置分合議案可決（山梨県議会）
12月20日	6町村の廃置分合の決定（山梨県知事）
12月20日	総務大臣へ廃置分合の届出（山梨県知事）
12月20日	6町村長に廃置分合決定書の交付（山梨県知事）
-----	-----
平成15年1月23日	合併協議会だより第11号発行
2月3日	市町村の廃置分合の告示（総務大臣）
2月27日	第16回合併協議会 開催（白根町）
2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・合併協議会の廃止について
3月9日	若草町閉町式
3月15日	八田村閉村式、甲西町閉町式
3月16日	白根町閉町式、櫛形町閉町式
3月21日	芦安村閉村式
3月31日	6町村閉庁式
3月31日	合併協議会廃止
4月1日	南アルプス市誕生（発足）

(1) 合併協議会規約

(合併協議会の設置)

第1条 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町（以下「6町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(合併協議会の名称)

第2条 合併協議会は八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は次に掲げる事務を行う。

- (1) 6町村の合併に関する協議
- (2) 合併特例法第5条の規定に基づく建設計画の策定
- (3) 前各号に掲げるもののほか、6町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、6町村の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、6町村の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長及び副会長は非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は次の者をもって充てる。

- (1) 6町村の長
- (2) 6町村の議会の議長
- (3) 6町村の長が協議して定めた関係町村の職員
- (4) 6町村の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長職務代理)

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第12条 会議に提案する事項に必要な協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第14条 協議会の事務に従事する職員は、6町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、6町村の長が協議の上、6町村がそれぞれ負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納は、会長の属する町又は村の監査委員に委嘱して監査する。

この場合において、監査委員は、監査の結果を協議会の会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町又は村の例により会長が別に定める。

(費用弁償等)

第18条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長の属する町又は村の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

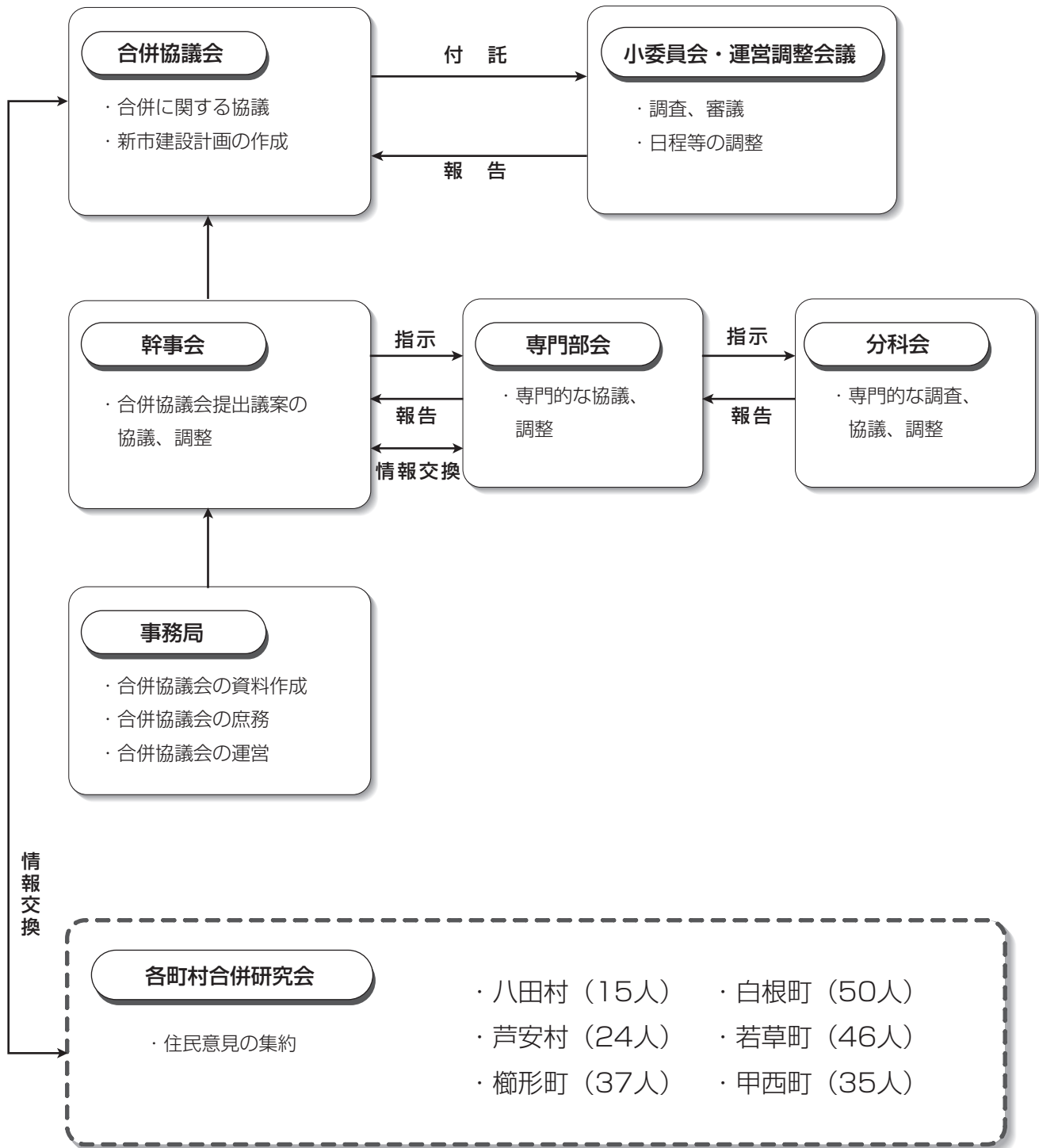
(その他必要事項)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

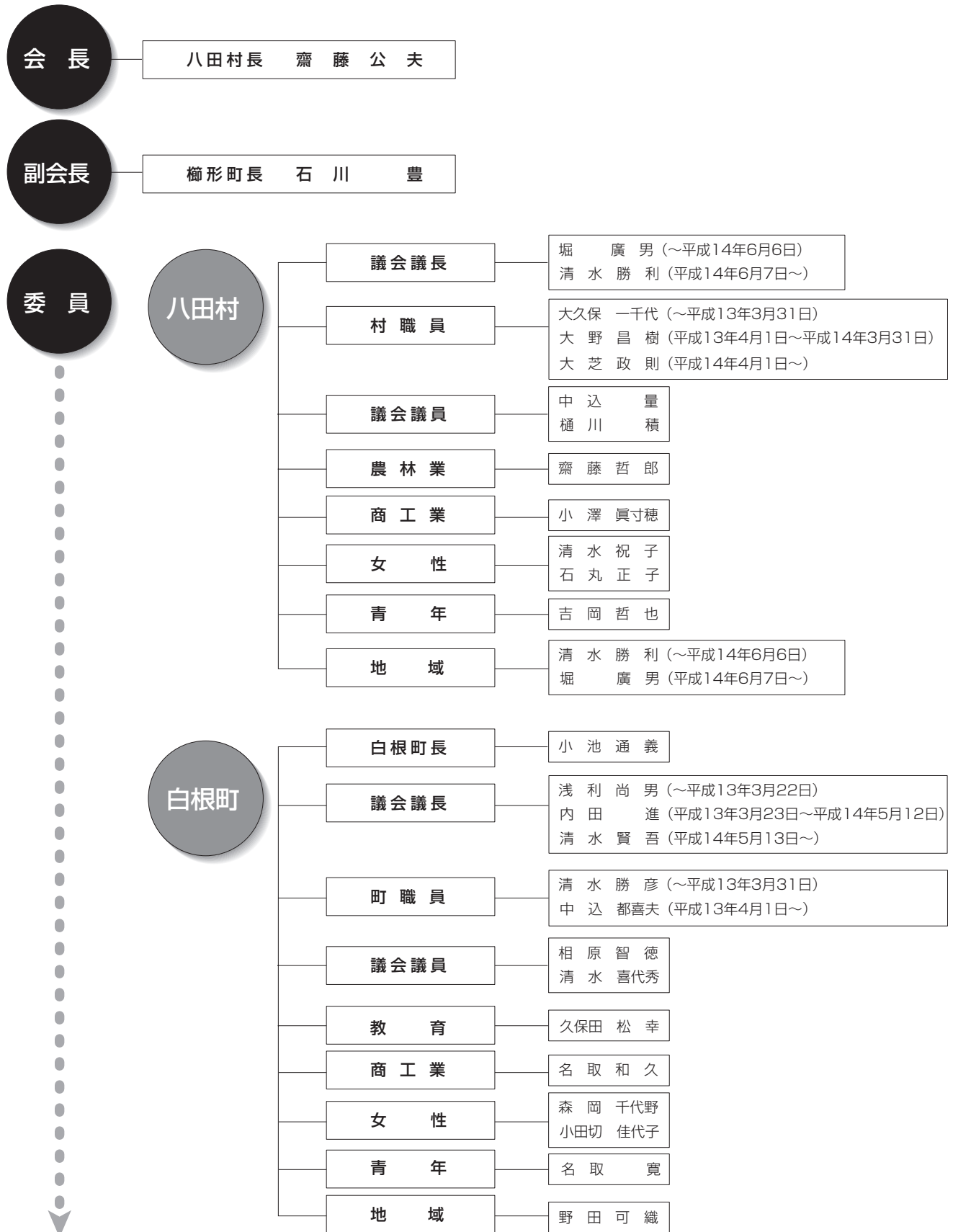
この規約は、告示の日から施行する。

(2) 合併協議会組織図



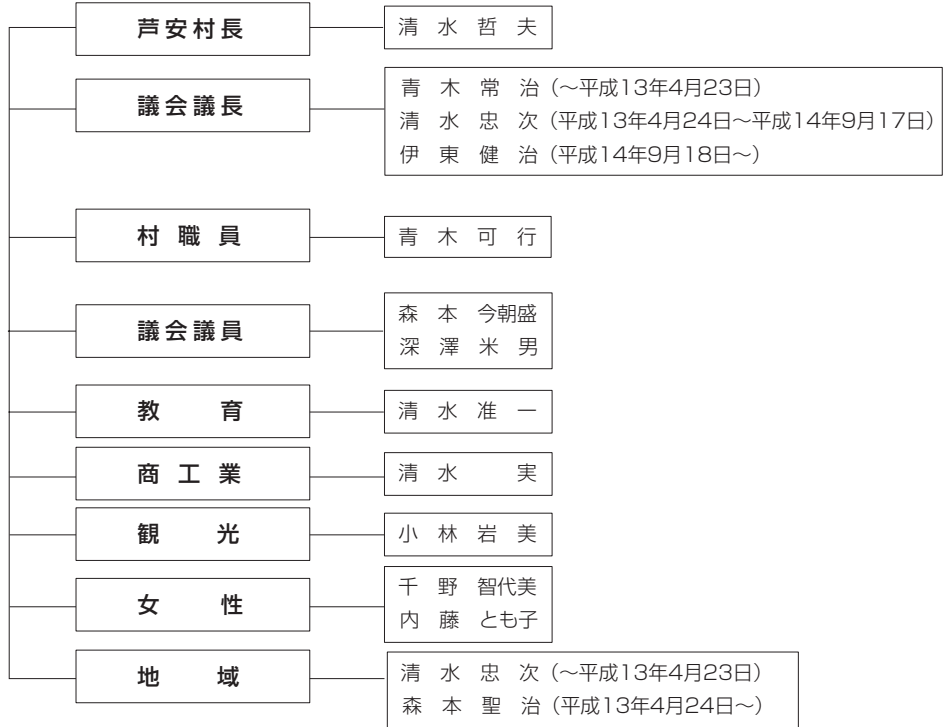
(3) 合併協議会委員

合併協議会の委員は、各町村から選出されたそれぞれ11名、合計66名の委員をもって構成しました。

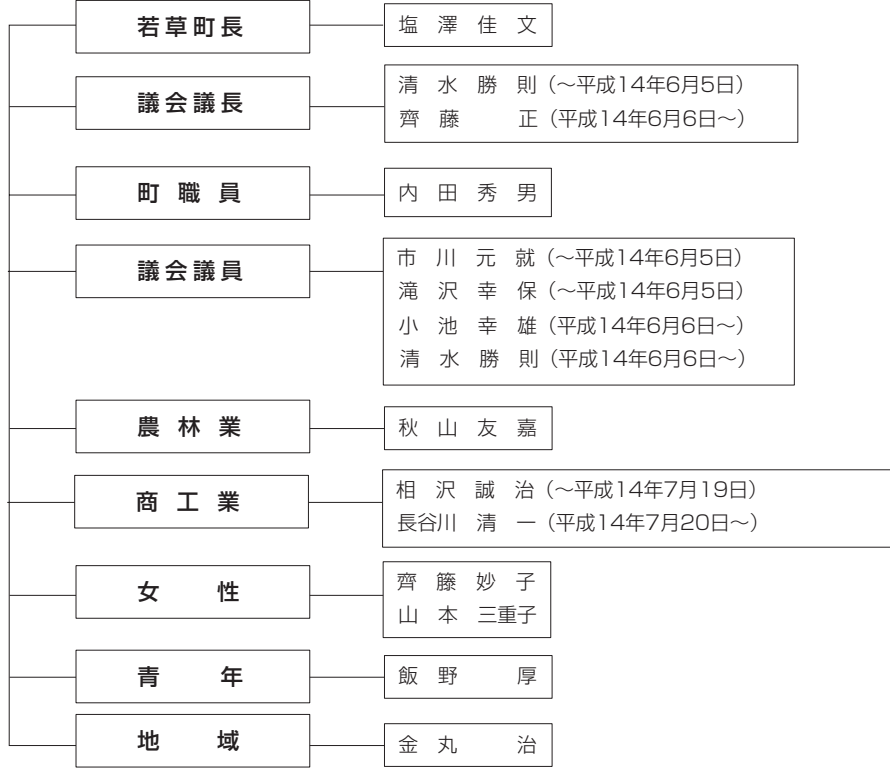


委員

芦安村



若草町

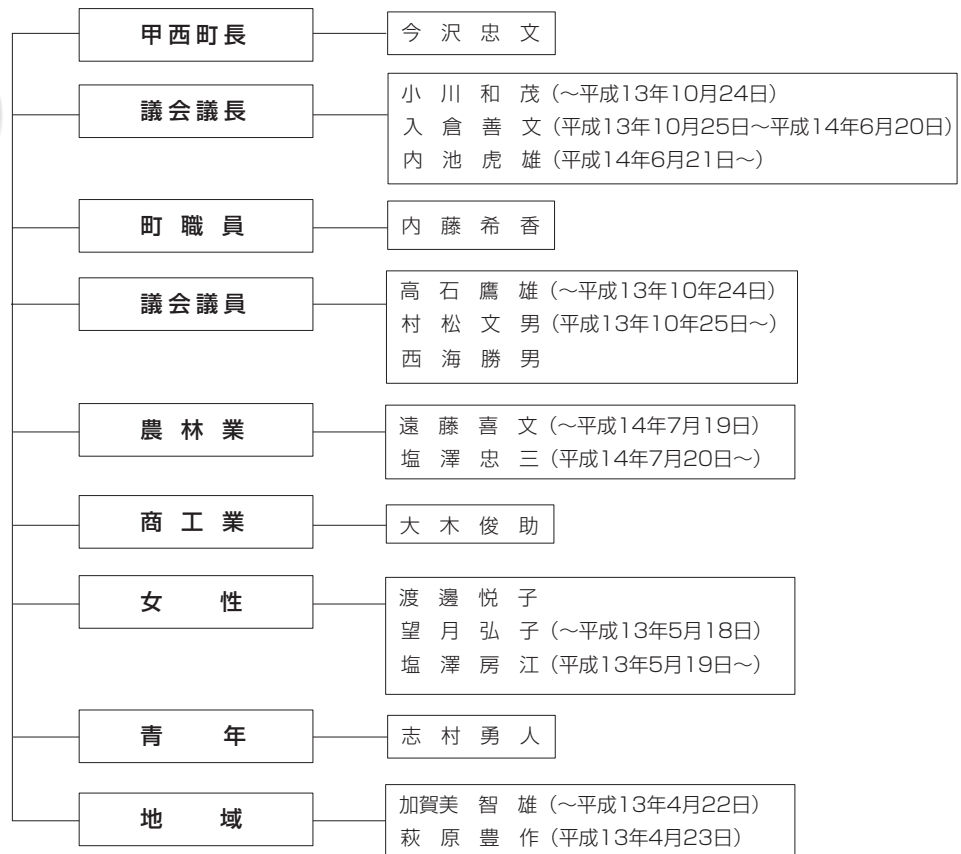


委員

櫛形町

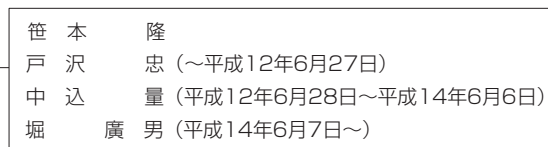


甲西町



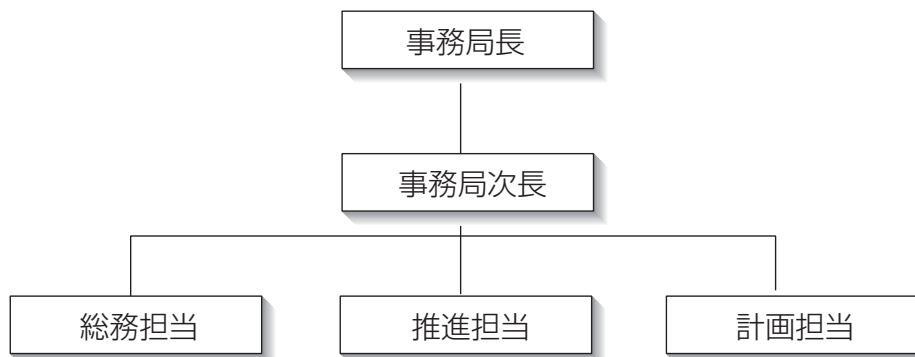
監査委員

八田村監査委員



(4) 合併協議会事務局体制

平成12年4月1日に6町村併任職員7名（内1名兼任）でスタートし、その後県から派遣職員1名、臨時職員1名が加わりました。



(5) 合併協議会会議運営申合せ事項

この申合せ事項は、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会会議運営規程のほか、必要な事項を定めるものとする。

1 議事の進行

- (1) 議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員が協議により議事を進めるものとする。
- (2) 委員の議事に対する白紙委任は、これを認めない。

2 会議の定例開催

会議開催日及び開催時間は、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 原則として毎月第2木曜日(議会月を除く。)
- (2) 会議時間 午後2時から(必要に応じて変更可(夜間開催等))
- (3) 開催場所 その都度定める場所(当分の間関係町村持ち回り)

3 事前提案の原則

協議事項については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。

4 傍聴の取扱い

協議会及び小委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

5 資料提供の取扱い

協議会資料は、協議資料と附属資料とに分類し、協議資料については、傍聴者に対しても配布するものとする。附属資料については、閲覧資料とするものとする。

3 合併に関する協議結果

平成13年4月12日、第7回合併協議会において、合併協議会内に5つの小委員会を設置し、合併協議会から付託された専門分野についての事項を調査、審議することとしました。

行政の分野ごとに総務・企画・議会、産業・経済、建設、住民の5つの小委員会により、合併に必要な各事項について検討・協議を重ね、7月12日の第8回合併協議会において15項目、11月22日の第9回合併協議会では44項目の各小委員会における意見集約結果が報告されるとともに、全会一致で承認され、協議結果が整いました。

4 新市将来構想

合併協議会では、合併の是非に関する判断材料として、合併後の新市のビジョンとなる新市将来構想を策定して、平成14年1月には住民に全戸配布するとともに、住民説明会等を通じ、広く周知を図りました。

この新市将来構想を策定するために、合併協議会委員12名とアドバイザー4名で構成される「新市将来構想策定小委員会」が設置され、平成13年8月8日に第1回新市将来構想策定小委員会を立ち上げて以来、4回にわたる慎重かつ濃密な協議を重ね、10月2日に21世紀にふさわしい新市将来構想の原案をつくり上げたものです。その後、合併の協議結果と同様に、11月22日の第9回合併協議会で承認されました。

5 住民説明会の開催

平成14年1月、6町村全世帯22,149戸へ「合併に関する協議結果」と「新市将来構想（概要版）」を配布するとともに、住民説明会において周知に努めました。

(1) 開催状況

月	日	曜日	町村	地区割等	場 所	時 間	対 象 区	
1	28	月	櫛形町	小笠原	中央公民館	19:30～21:00	小笠原	
	29	火	櫛形町	北地区	北地区農村改善センター		桃園・上宮地・曲輪田	
	30	水	櫛形町	西地区	西地区農村改善センター		高尾・平岡・あやめが丘・上野・中野・ 上市之瀬・下市之瀬	
	31	木	八田村 櫛形町	六科 豊地区	六科集落センター 働く婦人の家		上今井・東吉田・西吉田・十五所・沢登	
2	1	金	八田村 櫛形町	野牛島 山寺	野牛島集落センター 山寺公会堂	19:30～21:00	山寺	
	4	月	甲西町	大井1	江原公会堂		下宮地・江原	
	5	火	八田村 甲西町	上高砂 大井2	上高砂集落センター 農村環境改善センター		鮎沢・古市場	
	6	水	八田村 若草町	下高砂 下今井	下高砂集落センター 下今井集落センター			
	7	木	八田村 若草町	徳永 上村	徳永集落センター 鏡中条公民館			
			甲西町	落合1	J A 落合支所		東落合・西落合・西新居・川上・神の木 芦原	
	8	金	八田村 若草町	榎原 下村	榎原集落センター 鏡中条公民館			
			甲西町	落合2	本清寺		秋山・湯沢・塚原	
	9	土	甲西町	五明1	J A 五明支所		13:30～15:00	荆沢・大師
	2	12	火	芦安村 甲西町	全村 五明2		ふれあい館 宮沢公会堂	19:30～21:00
		15	金	甲西町	南湖1	報徳館	田島・西南湖・和泉・天神	
		18	月	白根町 若草町	飯野 寺部	桃源文化会館 寺部公民館	飯野1～11区	
				白根町	在家塚	はーとふるセンター	在家塚1～5区	
		19	火	若草町	十日市場	十日市場公会堂		
				甲西町	南湖2	東南湖公民館	東南湖	
		20	水	白根町 若草町	百々 加賀美	J A ふれあいフルーツセンター 加賀美公民館	百々1～12区	
				白根町	今諏訪	今諏訪集落センター	今諏訪1～6区	
		21	木	若草町	藤田	藤田集落センター		
				白根町	有野	有野総合技術管理センター	源1区・源3区	
		22	金	若草町	浅原	浅原集落センター		
白根町				西野	J A 西野支所	西野1～6区		
26		火	白根町	上八田	上八田公民館	上八田1～5区		
27		水	白根町	飯丘	飯野新田営農センター	飯丘1～4区		
28	木	白根町	源西区	源西区公民館	源2区			

(2) 住民の参加状況

6 町村内延べ37会場で開催し、参加者は八田村580人、白根町1,117人、芦安村93人、若草町500人、櫛形町1,003人、甲西町606人の計3,899人でした。

(単位：人、%)

区 分	八田村	白根町	芦安村	若草町	櫛形町	甲西町	合 計
会 場 数	6	9	1	8	5	8	37
参加者数	580	1,117	93	500	1,003	606	3,899
世 帯 数	2,281	6,332	200	3,348	5,980	4,008	22,149
割 合	25.4	17.6	46.5	14.9	16.8	15.1	17.6

世帯数は、平成14年1月1日の住民基本台帳の数値

6 住民投票条例の直接請求

市町村合併の是非について一部の住民から、住民の直接投票を行うため、条例制定の直接請求が芦安村を除く5町村に提出されましたが、平成14年2月5日に招集された5町村の臨時議会において提案され、審議の結果5町村全て否決されました。

(単位：人、%)

	八 田 村	白 根 町	若 草 町	櫛 形 町	甲 西 町	計
署 名 数	601	709	1,637	1,320	1,344	5,611
無 効 数	28	31	194	63	156	472
有 効 署 名 数	573	678	1,443	1,257	1,188	5,139
有 権 者 数 (H13.12.2現在)	5,485	15,174	8,567	14,898	10,074	54,627
署 名 率	10.5	4.5	16.8	8.4	11.2	9.4
本 請 求 提 出 日	1月21日	1月21日	1月18日	1月22日	1月24日	
議 会 招 集 期 限 (20日以内)	2月12日	2月12日	2月7日	2月12日	2月13日	
臨 時 議 会 招 集 日	2月5日					

7 住民意向調査の実施

平成14年4月11日の第11回合併協議会において、6町村の合併に関する住民意向調査の集計結果の報告を行いました。住民意向調査は、1月下旬から2月末まで開催した住民説明会を踏まえ、18歳以上の全住民を対象に、郵送による発送・返送によって3月1日から11日にかけて行い、回収率は62.1%でした。

集計の結果は、6町村の合併に賛成の意思を示した人が、全回答の過半数を越す50.5%で、反対の意思を示したのは、24.7%と賛成者の半数以下となりました。

合併に関する住民意向調査の集計結果：回収率

(単位：人、%)

区 分	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	年齢不明	合 計
八 田 村	119/182	553/1,001	576/1,054	631/917	740/1,013	537/660	604/781	2	3,762/5,608
	65.4	55.2	54.6	68.8	73.1	81.4	77.3	-	67.1
白 根 町	236/505	1,219/2,508	1,208/2,374	1,448/2,600	1,745/2,861	1,491/2,026	1,802/2,626	13	9,162/15,500
	46.7	48.6	50.9	55.7	61.0	73.6	68.6	-	59.1
芦 安 村	12/17	45/67	35/61	47/71	56/68	52/53	78/98	3	328/435
	70.6	67.2	57.4	66.2	82.4	98.1	79.6	-	75.4
若 草 町	131/271	705/1,444	744/1,640	844/1,549	968/1,556	744/1,036	956/1,331	4	5,096/8,827
	48.3	48.8	45.4	54.5	62.2	71.8	71.8	-	57.7
櫛 形 町	248/455	1,230/2,226	1,378/2,476	1,507/2,459	1,863/2,790	1,628/2,088	2,003/2,717	15	9,872/15,211
	54.5	55.3	55.7	61.3	66.8	78.0	73.7	-	64.9
甲 西 町	154/323	789/1,558	852/1,746	1,019/1,850	1,072/1,721	981/1,327	1,315/1,800	5	6,187/10,325
	47.7	50.6	48.8	55.1	62.3	73.9	73.1	-	59.9
町村不明	4	20	12	7	17	8	23	5	96
	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	904/1,753	4,561/8,804	4,805/9,351	5,503/9,446	6,461/10,009	5,441/7,190	6,781/9,353	47	34,503/55,906
	51.6	51.8	51.4	58.3	64.6	75.7	72.5	-	61.7

欄中の下段は回収率、回収率＝回収者数／発送者数

無効票	215	総合計	34,718
	0.2		62.1

項目別集計結果：6町村の合併に対する賛成・反対

(単位：票、%)

区 分	1	2	3	4	5	6	合 計
	賛 成	どちらかとい えば賛成	どちらとも いえない	どちらかとい えば反対	反 対	わからない	
八 田 村	1,294	564	603	429	646	226	3,762
	34.4	15.0	16.0	11.4	17.2	6.0	100
白 根 町	3,228	1,506	1,594	830	1,204	800	9,162
	35.2	16.4	17.4	9.1	13.1	8.7	100
芦 安 村	100	62	44	40	66	16	328
	30.5	18.9	13.4	12.2	20.1	4.9	100
若 草 町	1,819	758	857	457	765	440	5,096
	35.7	14.9	16.8	9.0	15.0	8.6	100
櫛 形 町	3,848	1,510	1,530	820	1,390	774	9,872
	39.0	15.3	15.5	8.3	14.1	7.8	100
甲 西 町	1,767	926	1,122	694	1,141	537	6,187
	28.6	15.0	18.1	11.2	18.4	8.7	100
町村不明	30	18	11	7	20	10	96
	31.3	18.8	11.5	7.3	20.8	10.4	100
合 計	12,086	5,344	5,761	3,277	5,232	2,803	34,503
	35.0	15.5	16.7	9.5	15.2	8.1	100

上記に対する賛成(1+2)と反対(4+5)の比率

(単位：票、%)

区 分	八 田 村	白 根 町	芦 安 村	若 草 町	櫛 形 町	甲 西 町	町村不明	合 計
賛 成 (1+2)	1,858	4,734	162	2,577	5,358	2,693	48	17,430
	63.3	69.9	60.4	67.8	70.8	59.5	64.0	67.2
反 対 (4+5)	1,075	2,034	106	1,222	2,210	1,835	27	8,509
	36.7	30.1	39.6	32.2	29.2	40.5	36.0	32.8

欄中の上段は票数、下段は割合

8 合併の是非の決定

平成14年5月9日第12回合併協議会で、住民意向調査の集計結果を踏まえて、各町村の意向を基に合併の是非について決定を行いました。全会一致で平成15年4月1日を期日として、6町村の枠組みでの合併を行うことが決定されました。

9 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、新市名称選定等小委員会において協議・検討を重ね、平成14年5月9

日第12回合併協議会において新市の事務所（市役所）は、次のとおり決定しました。

- ・新市の事務所の位置は、当分の間、現在の橿形町役場の位置とする。
- ・将来の新市の事務所の位置については、新市成立後、交通事情や他の官公署との関係市民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始するものとする。

10 新市の名称

平成14年5月21日の第1回新市名称選定等小委員会において、公募の結果を踏まえ複数の候補名を選定し、合併協議会において決定することとされました。

6月1日から6月30日までの1ヶ月間、応募はがき及びホームページ等において新市名称を公募し、7月26日第3回新市名称選定等小委員会において、応募状況等の報告を行った後、候補名を複数絞り込むため、町村ごとに3候補を次回の小委員会に提案することとされました。

8月30日の第4回新市名称選定等小委員会において、各町村が選んだ3候補名を発表、小委員会として「南アルプス市」「こま野市」「峡西市」が選定されるとともに、決定方法は、合併協議会において委員全員による投票と決定されました。

9月12日の第14回合併協議会において、出席委員65名（欠席1名）による投票により、「南アルプス市」と決定されました。

11 新市建設計画

平成14年5月9日の第12回合併協議会において、6町村を枠組とした平成15年4月1日の合併が決定され、これに伴い、新市建設計画策定小委員会が設置されました。その後、新市将来構想を基に5回に及ぶ、小委員会において原案を作成し、10月9日開催の第15回合併協議会において承認決定されました。

市 3 第 9 - 3 号

平成 14 年 9 月 6 日

八田村、白根町、芦安村、若草町、
橿形町、甲西町、合併協議会
会長（八田村長）齋藤公夫 殿

山梨県知事 天野 建

八田村、白根町、芦安村、若草町、橿形町及び甲西町の合併に係る
新市建設計画の事前協議について（回答）

平成14年9月4日付け合併協第9-1号で事前協議のありましたこのことについては、異議はありませんので、この旨回答します。

市 3 第 9 - 3 号
平成 14 年 9 月 20 日

八田村、白根町、芦安村、若草町、
櫛形町、甲西町、合併協議会
会長（八田村長）齋藤公夫 殿

山梨県知事 天野 建

八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の合併に係る
新市建設計画の協議について（回答）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条第 3 項に基づき、平成 14 年 9 月 13 日付け合併協第 9 - 4 号で協議のあったこのことについては、異議はありません。

12 合併協定調印式と議会議決

（1） 合併協定調印式

平成14年10月17日、桃源文化会館において、約2年7ヶ月に及ぶ協議の結果、新市建設計画を含めた全66項目の合併協定項目の全てに渡って確認が完了し、6町村長による合併協定調印が実施されました。

調印式は、天野建山梨県知事立会のもと、合併協議会委員、各町村関係者のほか来賓として県選出の国会議員、中巨摩選出の県議会議員、県関係者が出席する中、6町村長により合併協定書の調印が行われました。

また知事とともに、6町村議会の議長が立会人署名を行い、今後の新市の発展を祈念して知事と6町村長の握手が交わされました。

（2） 議会議決

平成15年10月21日から24日にかけて各町村議会において合併関連議案が議決されました。

- ・ 6町村の廃置分合
- ・ 6町村の廃置分合に伴う財産処分
- ・ 6町村の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期特例
- ・ 6町村の廃置分合に伴う地域審議会の設置

議案第 号

中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町
及び同郡甲西町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成15年4月1日から中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町及び同郡甲西町を廃し、その区域をもって「南アルプス市」を設置することを山梨県知事に申請することについて、同法第7条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成 年 月 日提出

〇〇町(村)長 ○ ○ ○ ○

議案第 号

中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町
及び同郡甲西町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成15年4月1日から中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町及び同郡甲西町を廃し、その区域をもって新たに「南アルプス市」を設置することに伴う財産処分を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり中巨摩郡〇〇町(村)、同郡〇〇町(村)、同郡〇〇町、同郡〇〇町及び同郡〇〇町と協議のうえ定めることについて、同法第7条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成 年 月 日提出

〇〇町(村)長 ○ ○ ○ ○

議案第 号

中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町及び同郡甲西町の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について

平成15年4月1日から中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町及び同郡甲西町を廃し、その区域をもって新たに「南アルプス市」を設置することに伴う議会の議員の在任及び農業委員会の選挙による委員の任期に関して、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり中巨摩郡〇〇町(村)、同郡〇〇町(村)、同郡〇〇町、同郡〇〇町及び同郡〇〇町と協議のうえ定めることについて、同法第7条第4項及び第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成 年 月 日提出

〇〇町(村)長 ○ ○ ○ ○

議案第 号

中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町及び同郡甲西町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成15年4月1日から中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町及び同郡甲西町を廃し、その区域をもって新たに「南アルプス市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を、別紙のとおり中巨摩郡〇〇町(村)、同郡〇〇町(村)、同郡〇〇町、同郡〇〇町及び同郡〇〇町と協議のうえ定めることについて、同法第5条の4第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成 年 月 日提出

〇〇町(村)長 ○ ○ ○ ○

13 合併（廃置分合）の申請と県知事の処分決定及び総務大臣告示

6町村議会における廃置分合（合併）等の議決後、平成14年10月29日、6町村長連名により、山梨県知事に対し廃置分合等の申請が行われ、12月17日の山梨県議会において、6町村の廃置分合等が議決されました。また、この議決を受け、12月20日、天野山梨県知事より各町村長に廃置分合の決定書が交付されるとともに、知事から総務大臣へ「南アルプス市」を設置する旨の届出が行われました。

県知事から総務大臣への届出後、平成15年2月3日付けの官報において、平成15年4月1日の6町村の廃置分合（南アルプス市）が告示されました。

八田総発第 9 - 1 2 号
白 総 発 第 9-19-1 号
芦 総 発 第 9 - 1 7 5 号
若 総 第 7 9 号
櫛 総 第 9 - 8 1 号
甲 総 第 9 - 1 0 号

平成14年9月19日

山梨県知事 天野 建 殿

八田村長 齋 藤 公 夫
白根町長 小 池 通 義
芦安村長 清 水 哲 夫
若草町長 塩 澤 佳 文
櫛形町長 石 川 豊
甲西町長 今 沢 忠 文

中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町及び同郡甲西町の廃置分合に伴う市制施行に係る内協議について

中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町及び同郡甲西町を廃し、その区域をもって新たに「南アルプス市」を設置することについて、市制施行協議基準（昭和28年3月9日付け自治庁次長通知）に基づく総務大臣への内協議方お取り計らい願います。

総行市第195号
平成14年10月1日

山梨県知事 天野 建 殿

総務省自治行政局長 芳山 達郎

市町村の廃置分合に関する内協議について（回答）

平成14年9月20日付け市3第9-3号で内協議のあった山梨県中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町を廃し、その区域をもって南アルプス市を設置することについては、異議がありません。

市3第9-3号
平成14年10月7日

〇〇町(村)長〇〇〇〇 殿

山梨県知事 天野 建

八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の廃置分合
に伴う市制施行に係る内協議について（回答）

標記のことについて、総務省自治行政局長から別添写しのとおり回答がありましたので通知します。

八田総発第 10 - 19 号
白総発第 10 - 29 - 1 号
芦総発第 10 - 167 号
若総第 94 号
櫛総第 10 - 133 号
甲総第 10 - 18 号

平成 14 年 10 月 29 日

山梨県知事 天野 建 殿

八田村長 齋 藤 公 夫
白根町長 小 池 通 義
芦安村長 清 水 哲 夫
若草町長 塩 澤 佳 文
櫛形町長 石 川 豊
甲西町長 今 沢 忠 文

中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町及び
同郡甲西町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成15年4月1日から中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町及び同郡甲西町を廃し、その区域をもって新たに「南アルプス市」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

市 3 第 9 - 3 号
平成14年12月3日

〇〇町(村)長〇〇〇〇 殿

山梨県知事 天野 建

中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町の廃置分合
に伴う市制施行について（通知）

標記のことについて、総務大臣から別添写しのとおり回答がありましたので通知します。

決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成15年4月1日から中巨摩郡八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町を廃し、その区域をもって南アルプス市を置くことと決定した。

平成14年12月20日

山梨県知事 天野 建

< 官 報 告 示 >

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、山梨県中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町及び同郡甲西町を廃し、その区域をもって南アルプス市を設置する旨、山梨県知事から届出があったので、同条第6項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成15年4月1日からその効力を生ずるものとする。

平成15年2月3日

総務大臣 片山虎之助

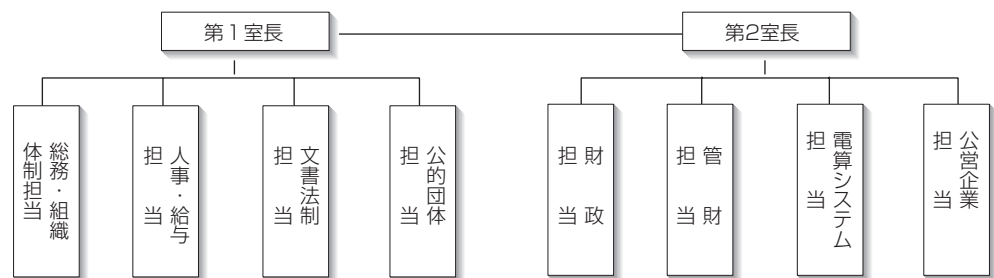
14 合併（市制施行）に向けた諸準備

(1) 合併準備室の設置

平成15年4月1日における6町村の合併、新市発足のため、新市施行準備に向けて事務の統合調整をするべく平成14年6月1日に6町村で構成する峡西広域行政事務組合内に合併準備室を設けました。

(2) 合併準備室職員体制

平成14年6月1日に6町村の併任職員14名、県からの派遣職員1名、臨時職員1名計16名でスタートし、その後、併任町村職員4名、野呂川水道企業団職員1名が加わりました。



(3) 合併準備の経過

年	月	日	経緯
平成14年	6月	4日	合併準備室開所式
	6月	25日	第1回総務・企画・議会専門部会 第1回産業・経済専門部会 第1回建設専門部会
	6月	26日	第1回住民専門部会 第1回教育専門部会
	7月	24日	第2回総務・企画・議会専門部会 第2回産業・経済専門部会 第2回建設専門部会
	7月	25日	第2回住民専門部会 第2回教育専門部会
	8月	27日	第3回総務・企画・議会専門部会 第3回産業・経済専門部会 第3回建設専門部会
	8月	28日	第3回教育専門部会 第3回住民専門部会
	9月	3日	新市予算編成職員説明会
	9月	30日	第4回総務・企画・議会専門部会 第4回産業・経済専門部会 第4回建設専門部会
	10月	1日	第4回住民専門部会 第4回教育専門部会
	10月	29日	第5回教育専門部会 第5回住民専門部会
	10月	30日	第5回総務・企画・議会専門部会

年	月	日	経	緯
	10	30	第5回産業・経済専門部会	
	12	3	第5回建設専門部会	
	12	4	第6回総務・企画・議会専門部会	
	12	5	第6回建設専門部会	
	12	19	第6回住民専門部会	
			第6回教育専門部会	
			第6回産業・経済専門部会	
			合併準備業務中間報告議員説明会	
平成15年	1	15	新市の職員配置（部長等人事発令）内示	
	1	28	第7回総務・企画・議会専門部会	
			第7回産業・経済専門部会	
			第7回建設専門部会	
	1	29	第7回教育専門部会	
			第7回住民専門部会	
	2	1	新市の職員配置（人事発令）内示	
	2	20	新市業務内容等職員説明会	
	2	21	新市業務内容等職員説明会	
	3	13	新市専決処分内容議員説明会（条例等、予算）	

(4) 福祉事務所設置に向けての対応

市制施行に伴い福祉事務所設置に向けて、平成14年6月21日に福祉関係業務の移管について、山梨県福祉保健部（福祉保健総務課、児童家庭課）、峡中地域振興局（保健福祉企画課、長寿健康課、障害福祉課、家庭福祉課）と福祉・保健分科会職員との全体事前打合せ協議が始まりました。

その後は、県の業務担当との業務引継ぎを兼ねた事務研修会等を開催しました。なかでも生活保護移管業務については、数日の事務研修や書類引継ぎで修得出来る業務内容ではなく、生活保護ワーカーとして現地事務引継ぎ及び実際の訪問調査や指導等を受けるため、専門職員として2名が、11月1日から3月31日までの5ヶ月間県へ派遣され、引継ぎ研修を受けました。

(5) 行政組織機構の整備

本庁舎は、櫛形町役場庁舎に決定しましたが、事務スペースが不足するため、隣接する櫛形町立中央公民館を改修し議場、建設部、農林商工部の事務所としました。また、教育委員会は、甲西町役場庁舎に設置しました。

組織は部制とし、市長部局には5部（企画部、総務部、保健福祉部、建設部、農林商工部）23課53担当が配置されました。

また、議会事務局2担当、監査委員事務局、農業委員会事務局2担当とし、教育委員会事務局については4課7担当を設置しました。なお、市となったことにより設置される福祉事務所は、保健福祉部内に設置することとなりました。

この他、合併6町村で構成していた峡西広域行政事務組合を解散し、その事務の一部であった消防業務を市の消防本部とし、野呂川水道企業団、芦安バス事業及び若草の水道事業を併せて企業局としました。

さらに、旧町村役場ごとに6支所を設置し、それぞれに4課（庶務課、住民課、健康福祉課、地域振興課）8担当を配置するとともに、教育事務所を設置しました。

(6) 電算・情報システムの整備

新市の組織は、本庁舎、6支所、小学校、中学校、公民館、福祉・医療関連施設等に及ぶ多くの施設を擁しており、それらが機能的に連携を図り、住民サービスに支障を来たさないために情報を共有することが求められるため、効率的・効果的なコンピュータネットワークを構築しました。

(7) 条例規則等の整備

合併と同時に、新市としての行政執行のため公布・施行しなければならない多くの条例規則等があることから、従来6町村で規定されている多くの条例規則等の統合作業を行い、234件の条例を市長職務執行者が専決処分することとなりました。

(8) 関係機関との協議

合併6町村内で構成している一部事務組合については、合併時に解散になるため構成町村の議会において解散議決を行いました。また、6町村のいずれかとそれ以外の団体で構成している組合については脱退し新市として改めて加入する手続きを行い、規約を変更する関係で合併町村以外の市町村の議決も必要なため関係市町村すべて3月議会において議決されました。

消防団組織については分団制を取り現状の行事等を継続していくこととし、自治会組織については住民が最も身近に感ずる組織のため、自治会構成、業務内容とも現状のまま新市に引継ぎ、各町村区長会より代議員制を設けました。

また、白根町、櫛形町の観光協会は、統合して市の観光協会とし、夜叉神観光協会は民間型組織形態につき現状のまま移行し、将来的に一本化していくことで合意しました。

(9) 各町村の決算と新市の暫定予算の編成

各町村の決算については、平成15年4月1日に南アルプス市が誕生することにより、6町村及び関係一部事務組合の収支が3月31日の消滅の日をもって打ち切りとなることから、平成14年度については、3月31日における各町村の打ち切り決算となりました。

新市の予算編成については、当面義務的経費を中心に「暫定予算」とし、市長選出後、年度予算を作成し6月議会に提案しました。

(10) 新市組織における職員の配置

職員の配置については、各町村間の格差・バランスを考慮しつつ、管理部門が中心の本庁と住民サービス等実施部門が中心の6支所が有機的に機能するよう、かつ可能な限り支所に人員を配置することとしました。

(11) 市長職務執行者に関する協議

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項の規定に基づき、6町村長の合意により、白根町長の小池通義氏を南アルプス市長職務執行者として定め、平成15年3月3日に協議書に調印しました。

(12) 事務所の改修等

暫定本庁舎となる櫛形町庁舎については、総事業費313,887千円（内櫛形町事業62,594千円を含む。）か

け、増築（地階・2階）、改修（地階、1階、2階、電算室）工事を実施し、西別館となる櫛形町立中央公民館についても、全面改修工事を実施しました。

また、埋蔵文化財調査事務所については、甲西町福祉センターを改修するなど、職員配置、レイアウト変更に伴う所要の改修を行いました。

(13) 住民への周知等

新市の公共施設や観光施設、名所旧跡などを紹介する「南アルプス市ガイド」を発行するとともに、市役所の業務案内、各部局の所在地連絡先、公共施設の利用案内や緊急時の連絡先など、制度等が変更になった点、利用範囲が広がった施設などを中心にした「暮らしの便利帳」（速報版）を発行しました。

また、各役場、野呂川水道企業団、峡西消防本部に南アルプス市誕生の懸垂幕を設置したり観光PR（キャラバン隊）用の横断幕を製作したり、チラシ2万枚の製作などを行いました。

15 事務協議書

南アルプス市への移行のための事務事業の統一調整等について、総務・企画・議会専門部会関係23項目、産業・経済専門部会関係8項目、建設専門部会関係9項目、住民専門部会関係13項目、教育専門部会関係8項目について、平成15年2月14日6町村による協議書の調印が行われました。また、2月20日及び2月21日に職員を対象に説明会を実施しました。

16 閉町村式・閉庁式

昭和の大合併といわれた昭和29年から半世紀を超え、それぞれ慣れ親しんだ町村を永く記憶にとどめるため、合併を間近に控えた3月、それぞれの町村で閉町（村）式が開催されました。

(1) 八田村閉村式

八田村の閉村式は、合併を目前に控えた3月15日、高度農業情報センターで行われました。

式に先立ち、役場前庭において、八田村歴史記念碑の除幕式が行われ、その後県関係者、村議、各行政委員、村職員出席のもと、はじめに大倉流太鼓、藤田流笛方による能楽堂囃子が披露され、厳粛のうちに式典が挙行されました。

式典では、村長式辞後「村政47年のあゆみ」を収録したビデオが放映され、引き続き村政功労者に表彰状及び感謝状の贈呈が行われ、最後に出席者全員が別れを惜しむなか村旗が降納され、昭和31年5月3日、御影村、田之岡村が合併し八田村が誕生して以来47年の歴史を閉じることとなりました。

式典終了後、当館の名誉館長である長沢純氏の司会により、みやまはるか及び日吉ミミの歌謡ショー、森田健作氏を招いてのトークショーが催され多くの人たちで賑わいました。

(2) 白根町閉町式

白根町の最後にみんなで盛り上がった「ファイナルウェーブinしらね」は、3月16日ファイナルクリーン作戦（全戸参加による清掃作業）で幕を開け、白根町として最後のビッグイベントとなりました。

メイン会場の桃源文化会館では、町制式典や記念植樹、タイムポストへの投函などが行われ大勢の人たちが未来にメッセージを送りました。子どもたちは、体験コーナーやキャラクターショーにはしゃぎ、大人は歌謡ショーを堪能し盛大のうちに幕を閉じました。

町制式典では、来賓及び関係者約800人が出席のもと盛大に行われました。式典では、パイプオルガンの伴奏で南アルプス桃源合唱団による町歌斉唱の後、永年町政発展に多大なご尽力をいただいた皆さん

に表彰状及び感謝状が贈られました。

また、この日のために募集した白根町の明るい10大ニュースが決まり、式典の中で発表され、その内容を紹介しました。

(3) 芦安村閉村式

芦安村の閉村式は、合併を間近に控えた3月21日、平成14年7月から建設を進めてきた南アルプスの拠点となる「南アルプス芦安山岳館」の開館式と併せて行われました。

当日は、関係者約300人が出席し、村長の式辞、村政功労者への表彰状及び感謝状の贈呈の後、保育園児、小中学生、高齢者の代表が村の思い出を語り、最後にくす玉を割り128年の長い歴史に幕を閉じました。

アトラクションとして、役場職員手づくりの閉村イベントスライド「ありがとう芦安村」の上映、夜叉神太鼓の演奏等が行われ、南アルプス市芦安地区としての新たな出発にむけての節目の式典でありました。

(4) 若草町閉町式

昭和29年に鏡中条村、三恵村、藤田村の3村が合併して若草村となり、その後、昭和34年の町制施行により若草町となりましたが、半世紀の歳月が経過する今、合併により幕を閉じることとなりました。

若草町の閉町式は、3月9日若草町民体育館において、来賓及び300人余の町政功労者の出席のもと盛大に挙行されました。

式典は、町歌の斉唱に始まり、町政功労者への表彰状及び感謝状の贈呈が行われた後、降納された町旗が町長に手渡され、厳粛のなか終了しました。

また、閉町を記念して若草半世紀の歩みを収録した記念ビデオ「萌えるわかくさ」を製作し、町内全戸に配布しました。

(5) 櫛形町閉町式

櫛形町の閉町式は、3月16日櫛形生涯学習センターで行われました。櫛形町は、昭和29年4月いわゆる昭和の大合併により、小笠原町、榊村、野之瀬村が合併し誕生、その後昭和35年に豊村が合併し、今日に至りましたが今回の合併で町の歴史を閉じることとなりました。当日は、県関係者、町内官公署、町議、各行政委員、町職員等約400人が出席し、町長の式辞、町政功労者83名に表彰状及び感謝状の贈呈、来賓の挨拶の後、厳粛のなか町旗が降納され、引き続き出席者全員により町の歌「いつまでも櫛形」を斉唱し別れを惜しみました。

アトラクションとして、昭和29年の合併の様子から各年代の出来事など49年の歩みを収録した、閉町記念ビデオ「さよなら 永遠のふるさと くしがた」が披露され、懐かしくまた感動的なものとなりました。

第2部として、天野宣&阿羅漢による勇壮な太鼓の演奏及び町の最後となった年に誕生した「長清太鼓」の演奏も合わせて披露され、すべてが終了し、町の幕を降ろしました。

(6) 甲西町閉町式

甲西町の閉町記念式典は、3月15日甲西農村環境改善センター多目的ホールで行われました。

当日は、表彰者、県関係者、町内官公署、町議会議員、町内役職員、町職員等約400人が出席し、町長の式辞、町政功労者29名への表彰状及び社会奉仕者1名への感謝状の贈呈、来賓の祝辞の後、出席者全員で万歳三唱を行い、「緑と産業と文化の町」をキャッチフレーズに、自然と商工業が調和し、地域文化の発展を進めてきた甲西町は、その47年の歴史を閉じました。

式典終了後は、同ホールにおいて甲西町出身で、元宝ジェンヌの峰丘奈知さんによるソング&トークショーが催され、宝塚の歌姫と評された峰丘さんの熱唱や、曲の合間に織り込まれた甲西町の思い出話に、多数の来場者は楽しく聞き入りました。

(7) 6 町村閉庁式

平成15年3月31日、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町は、業務終了後それぞれ「閉庁式」を行い、町（村）役場の看板を取り外しました。

第5章 南アルプス市誕生

1 開庁式等

南アルプス市の発足の日となった平成15年4月1日は、さわやかに晴れ渡り、これからの新市の将来像を描く姿を象徴するかのように、まさに新市の船出にふさわしい幕開けの日となりました。

午前7時30分から部長以上の職員への辞令交付式を市役所3階大会議室において行いました。

(1) 本庁開庁式及び5支所、企業局、消防本部の開所式

本庁をはじめ5支所（櫛形支所は本庁と合同実施）、企業局、消防本部において、業務開始前の午前8時（5支所、企業局、消防本部は、午前8時20分）から開庁式、開所式を開催しました。当日は、合併に伴う委員選出など多くの事務手続きも多くあり、さらに、市民の来庁者や報道機関等の取材も多く、混雑の中、多忙な一日となりました。

本庁開庁式

- 1 日 時 平成15年4月1日（火）8：00～
- 2 場 所 市役所本庁玄関
- 3 出席者 来賓（知事、甲府市長、地元選出県議会議員、合併協議会委員）、
市長職務執行者、旧5町村長、市議会議員
- 4 式典次第 開 会
式辞（小池市長職務執行者）
祝辞（山本知事、宮島甲府市長）
市役所銘板除幕（市長職務執行者、知事、旧5町村長）
テープカット（市長職務執行者、4月1日生まれの新1年生2人）
万歳三唱（名取和久県議会議員）
閉 会

支所等開所式

- 1 日 時 平成15年4月1日（火）8：20～
- 2 場 所 市役所支所等玄関
- 3 出席者 職 員
- 4 式典次第 開 会
支所長等あいさつ
テープカット
閉 会

式辞（小池通義市長職務執行者）

今まさに歴史の歯車が一回転をし、カチッという音と共にしっかりと6つの歯車がかみ合いました。庁舎前の桜のつぼみが微笑み、奇しくも時同じくして、本日ここに新生南アルプス市として開花宣言をいたします。7万1千有余の夢と希望を託して運命共同体としてのスタートであります。まもなく南アルプス市は桃やスモモ、サクランボの花を中心に百花繚乱の最も光り輝く躍動の季節を迎えます。本日は早朝から山梨県を代表して山本栄彦知事、市長会を代表して宮島雅展甲府市長、市内の県議会議員の先生方をはじめ、報道関係、更には市議会議員の皆様並びに関係各位の御臨席を賜り誠にありがとうございます。

永年の懸案でありました八田村、白根町、芦安村、若草町、橿形町、甲西町の合併が実現し、面積264平方キロメートル、人口7万1千有余の、名実共に、県都甲府市に次ぐ県内二番目の市が誕生したわけであります。平成12年峡西JCのイニシアチブが住民発議に繋がり、法定協議会の設置から本日に至るまでご尽力いただきました関係各位に対し、深く敬意と感謝を申し上げますと共に、賢明なる選択を賜りました住民の皆様には心から御礼申し上げるものであります。

これまで16回に及ぶ合併協議会の開催から、各町村議会での調査研究、任意の合併研究会の発足等、1,300回におよぶ慎重かつ活発な協議を重ね、昨年の10月17日合併協定書の調印式を終え、各町村議会において廃置分合の議決がなされました。更に住民説明会を経て、日々大きな期待と不安が交錯する中、本日無事にこの日を迎えられました事は、7万1千有余の市民の皆様にとって、生涯忘れる事のない歴史的な証として一人ひとりの心の記憶に深く刻み付けられる事と思います。

さて、本地域は、地理的にも歴史的にもつながりが深く、早川、御勅使川、滝沢川、坪川の水系はそれぞれ富士川に合流し、昭和47年には「峡西広域市町村圏」に指定され、地域内には甲西バイパスを柱に縦貫道が行き来しております。

その結びつきと連帯感を大切に、今後は、これまで行われてきた行政運営や住民サービスが低下することのないよう、多様化する行政ニーズに、合併の効果を最大限生かした広域的な観点からのマクロ的取り組みと、住民ニーズに的確に応えるミクロ的な政策が必要となってまいります。この相反する施策をどのように展開していくかが、今後の課題といえるのではないのでしょうか。

本日から、「南アルプス市」の行政サービスの拠点として、ここ旧橿形町役場を南アルプス市庁舎とし、それぞれの旧町村役場庁舎を支所として開庁いたします。等しく温かい世の中であり、隔たりのない明るい社会でありつづけるよう、課題は大きいわけではありますが、関係機関と密接な連携を保ちながら、南アルプス市という一つの旗印の元、まちづくりを進めて参ります。

結びに、先人がこの地に残してくれた様々な恩恵と、関係する多くの皆様の努力に対し深く感謝を捧げ、未来永劫その功労をたたえと共に、本日の開庁式にあたり、ご臨席の皆様のお一層のご活躍と、市政発展に向け、特段のご配慮とご指導、ご尽力をお願い申し上げます。そして南アルプス市の名を全国の皆様に覚えていただき、日本中の人々の20%が行った事のある南アルプス市、そして60%の人が生きている間に一度は訪れてみたい、そんな南アルプス市になる事を願って止みません。美しくあれ、豊であれ、平和であれと願いつつ御挨拶いたします。

関係する全ての皆様に真心を以って、本日はどうもありがとうございました。

(2) 合併時に設置する委員会

① 固定資産評価審査委員会

小池通義市長職務執行者が、暫定の固定資産審査委員を選任し、ただちに、委員会では委員長、委員長職務代理を互選し、委員会規程を協議し決定しました。

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 平成15年4月1日(火) 9:00～ |
| 2 | 場 所 | 南アルプス市役所3階大会議室 |
| 3 | 出席者 | 市長職務執行者、暫定委員3、総務部長、総務課長 |
| 4 | 次 第 | 開 会
市長職務執行者あいさつ
委員の選任・辞令交付
委員長、職務代理の選任
協議
・委員会規程について
・その他
閉 会 |

南アルプス市固定資産評価審査委員名簿

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	清 水 兼 文	南アルプス市芦安芦倉984
委員長職務代理	信 田 五 郎	南アルプス市加賀美2883-1
委 員	西 野 亘	南アルプス市上高砂907

② 教育委員会

開庁式当日、小池通義南アルプス市市長職務執行者は、暫定の教育委員会委員を選任し、直ちに臨時の教育委員会を招集しました。

臨時の教育委員会では、委員の選挙により、委員長に河野浩士氏が当選し、教育長に野沢達也氏が互選されました。

委員会組織と委員会規則等当面必要な体制を整備する必要があるため、教育委員会議を次のとおり開催し、必要事項を協議しました。

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 1 日 時 | 平成15年4月1日(火) 9:30~ |
| 2 場 所 | 南アルプス市役所3階小会議室 |
| 3 出席者 | 暫定委員5、市長職務執行者、教育次長、教育総務課長、学校教育課長ほか |

南アルプス市教育委員名簿

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	河 野 浩 士	南アルプス市吉田80
委員長職務代理	内 田 一 雄	南アルプス市下高砂133-2
委 員	伊 藤 尚 武	南アルプス市上今諏訪1811
〃	千 野 八 十 之	南アルプス市芦安芦倉221
教 育 長	野 沢 達 也	南アルプス市鮎沢1289

③ 選挙管理委員会

選挙管理委員会については、開庁式当日、旧6町村の選挙管理委員及び補充員が招集され、各委員及び補充員の互選によって南アルプス市の暫定的な選挙管理委員会が発足し、委員長及び同職務代理を選任しました。

南アルプス市選挙管理委員会委員の互選のための会議

- 1 日 時 平成15年4月1日（火）9：30～
2 場 所 南アルプス市役所3階大会議室
3 次 第 開 会
市長職務執行者挨拶
委員の互選
その他 地方自治法施行令第4条の規程
閉 会

南アルプス市選挙管理委員会委員名簿

職 務	氏 名	住 所
委 員 長	河 野 静 男	南アルプス市鏡中條757
委員長職務代理	志 村 末 夫	南アルプス市上八田689
委 員	北 村 豊 晴	南アルプス市小笠原11
〃	塩 澤 金 之 介	南アルプス市清水108番地1

南アルプス市選挙管理委員会

- 1 日 時 平成15年4月1日（火）10：30～
2 場 所 南アルプス市役所3階大会議室
3 次 第 開 会
議 題
- (1) 選挙管理委員会委員長の選挙について
 - (2) 選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定について
 - (3) 選挙管理委員会関係規程等の承認について（別紙）
 - ①南アルプス市選挙管理委員会規程
 - ②南アルプス市公職選挙管理執行規程
 - ③南アルプス市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程
 - ④南アルプス市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程
 - ⑤南アルプス市選挙人名簿の抄本の閲覧等に関する事務要綱
 - ⑥南アルプス市明るい選挙推進協議会要綱
 - ⑦南アルプス市明るい選挙推進協議会規約
 - (4) 南アルプス市長選挙の日程について

- (5) 農業委員会委員選挙人名簿の確定について
- (6) 在外選挙人名簿の登録について
- (7) その他

閉 会

4 その他

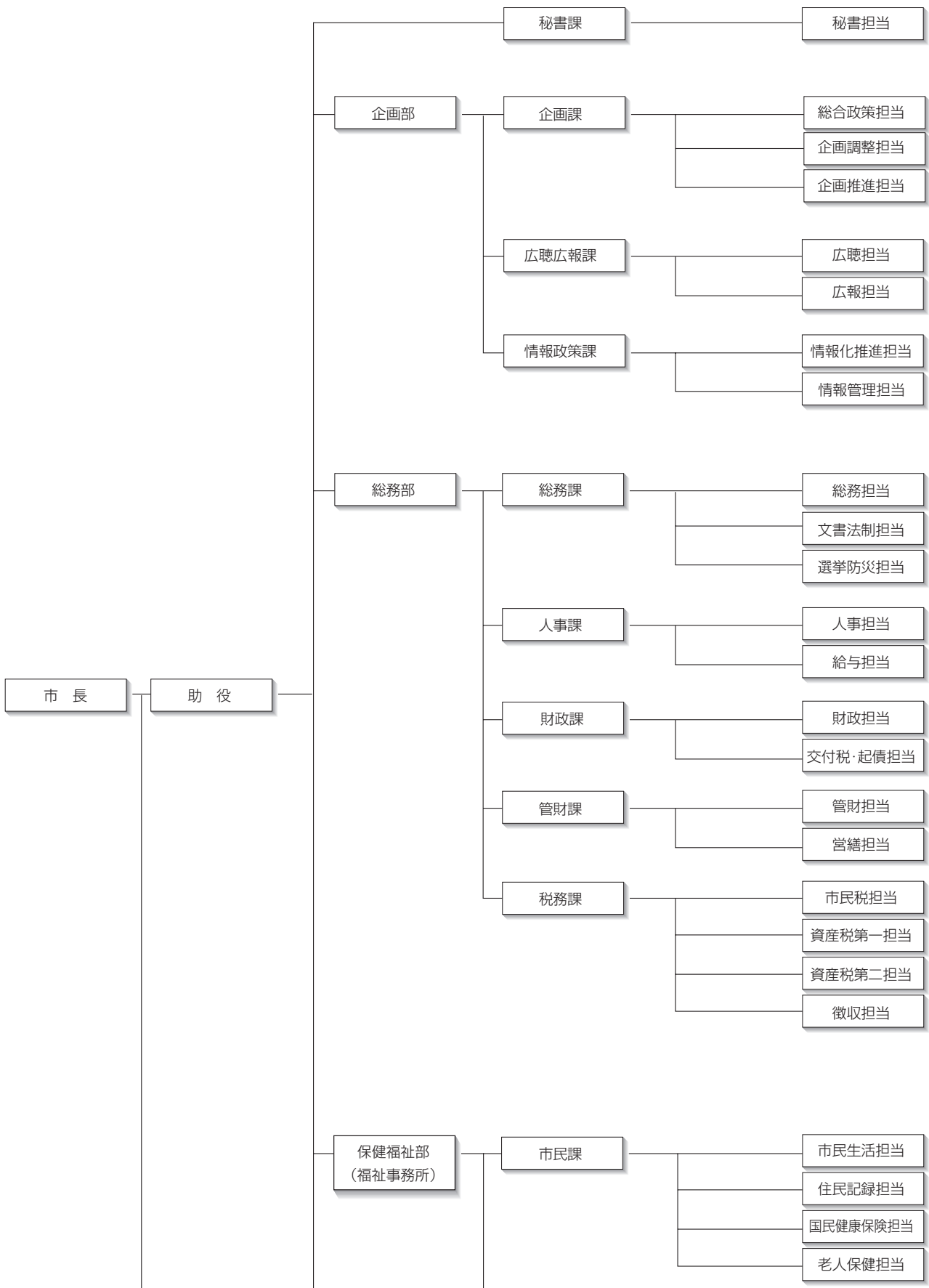
南アルプス市長選挙の日程について

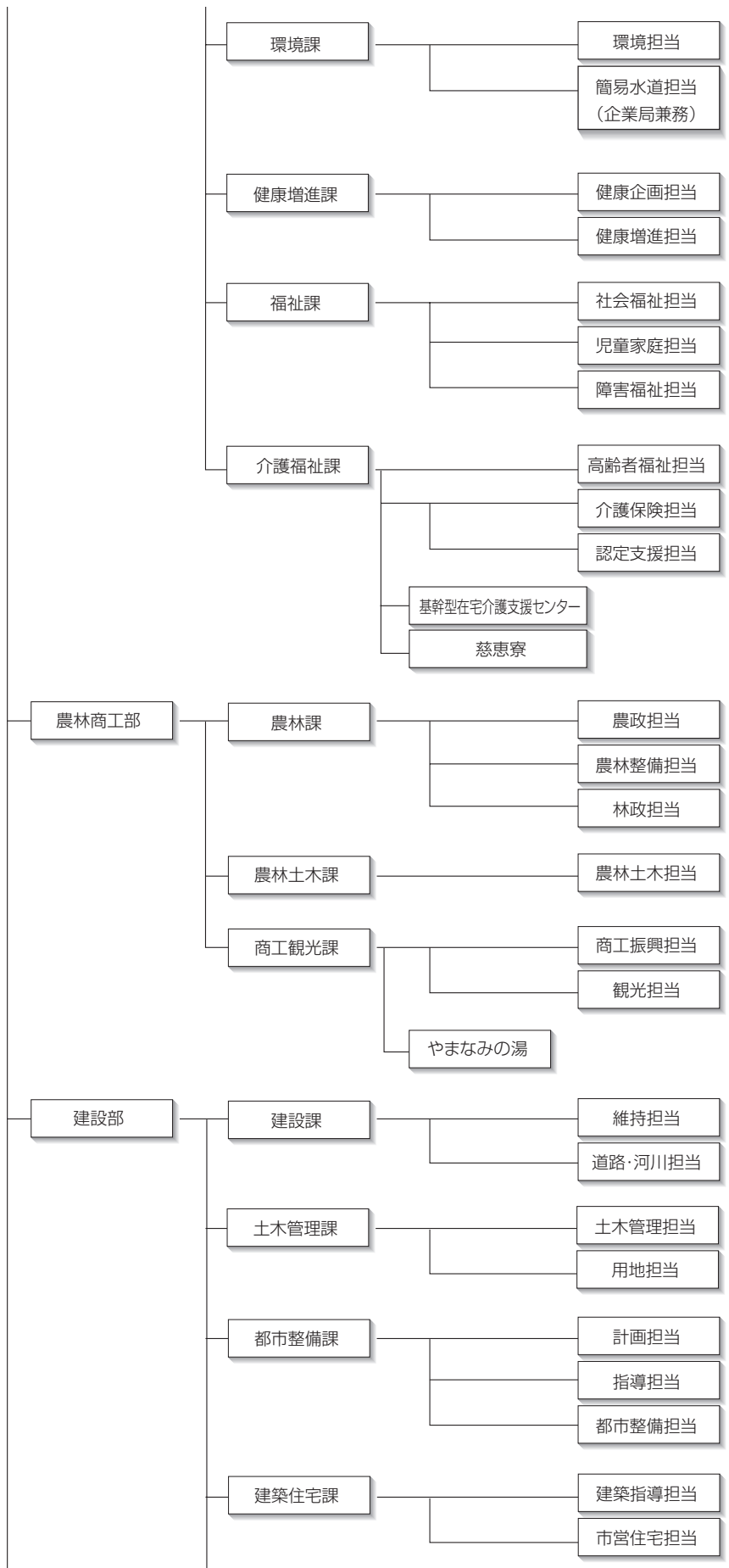
- (1) 基準日 平成15年 4月 19日
- (2) 登録日 平成15年 4月 19日
- (3) 縦覧期間 平成15年 4月 20日～
平成15年 4月 21日
- (4) 告示日 平成15年 4月 20日
- (5) 立候補届出期限 平成15年 4月 20日
- (6) 補充立候補届出期限 平成15年 4月 24日
- (7) 選挙期日 平成15年 4月 27日
- (8) 事前審査 平成15年 4月 16日
- (9) 選挙人名簿 選挙名簿の縦覧場所の決定について
場所 南アルプス市役所
時間 午前 8時 30分～午後 5時
- (10) ポスター掲示場について 南アルプス市長選挙 6区画
- (11) 在外選挙人名簿の登録について

(3) 職務執行者専決処分

- ①南アルプス市役所の位置を定める条例ほか233件の条例の制定について
- ②南アルプス市一般会計暫定予算ほか21件の暫定予算について
- ③南アルプス市内の字名の変更について
- ④南アルプス市指定金融機関の指定について
- ⑤中巨摩地区広域事務組合への加入について
- ⑥三郡衛生組合への加入について
- ⑦山梨県市町村総合事務組合への加入について
- ⑧山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合への加入について
- ⑨山梨県市町村自治センターへの加入について
- ⑩八町山恩賜県有財産保護組合への加入について
- ⑪南アルプス市外 5 町の指導主事を共同設置することへの加入について
- ⑫峡中地区ことばの教室を共同設置することへの加入について

(4) 行政組織機構

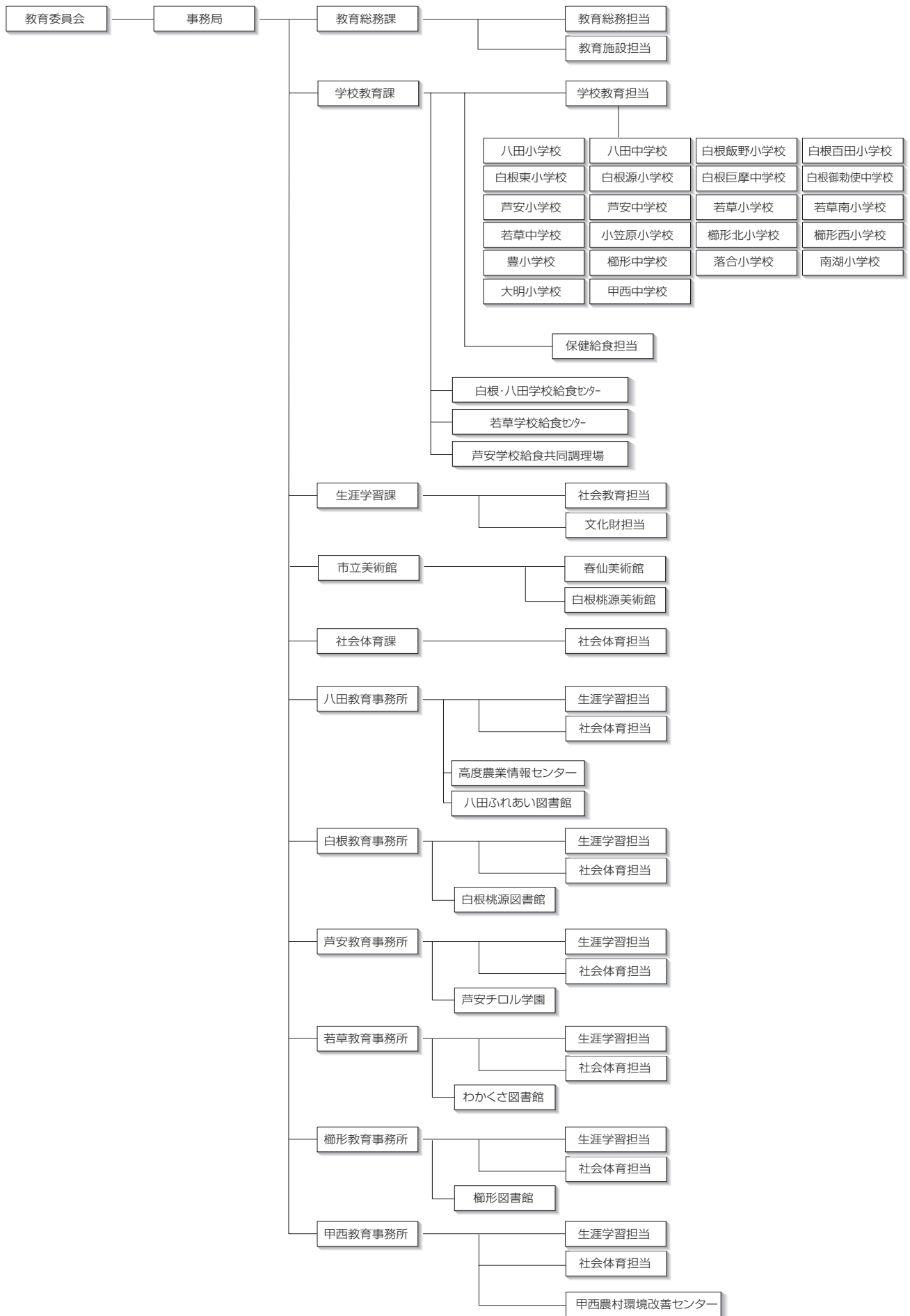


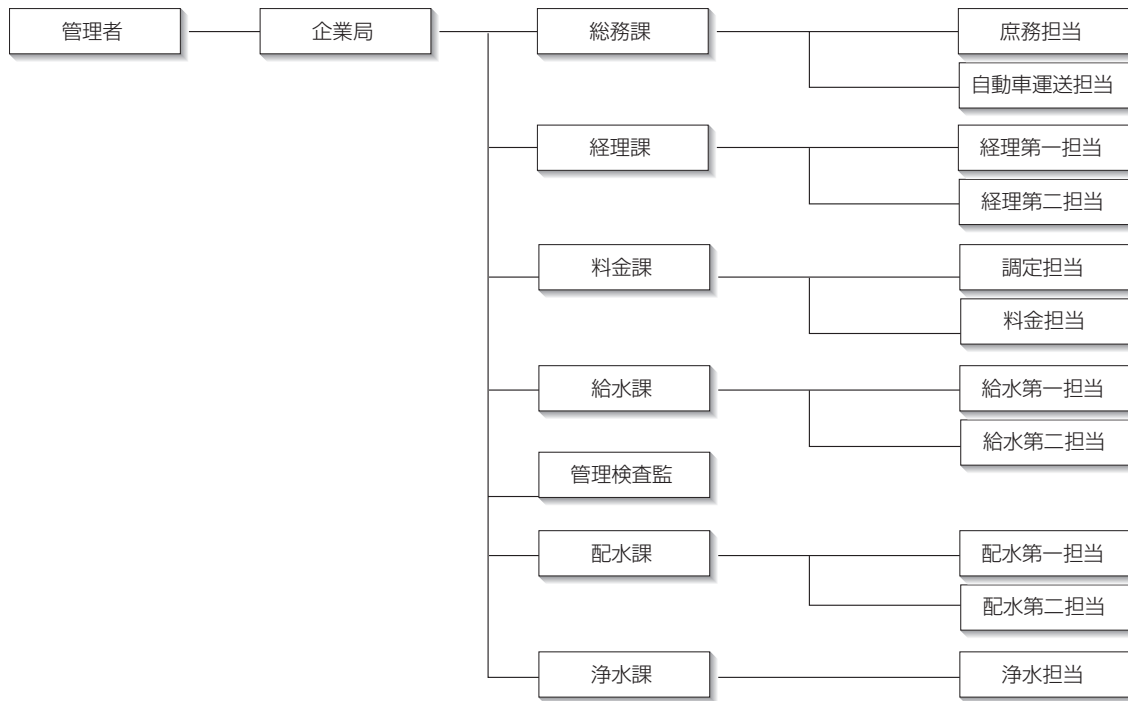












(5) 事務引継

福祉事務所業務事務引継

南アルプス市福祉事務所設置による県から市への福祉業務の事務引継

- 1 日時 平成15年4月1日(火) 13:00～
- 2 場所 南アルプス市役所3階小会議室
- 3 出席者 県関係者
市長職務執行者、保健福祉部長、福祉課長

町村長事務引継

旧6町村長から職務執行者へ事務引継

- 1 日時 平成15年4月1日(火) 13:15～
- 2 場所 南アルプス市役所3階大会議室
- 3 出席者 市長職務執行者、旧5町村長(若草町は町長職務代理者)、総務部長、企画部長、総務課長

一部事務組合事務引継

新市に包含される一部事務組合管理者から市長職務執行者へ事務引継

- 1 日時 平成15年4月1日(火) 14:00～
- 2 場所 南アルプス市役所3階大会議室
- 3 出席者 市長職務執行者、旧野呂川水道企業団参与2、企業局長2、旧白根町八田村学校給食組合給食センター所長、旧峡西広域行政事務組合管理者、消防長、旧若草水道事業管理者、旧芦安バス事業管理者

一部事務組合収入役事務引継

新市に包含される一部事務組合収入役から収入役職務代理者(会計課長)へ事務引継

- 1 日 時 平成15年4月1日(火) 14:30～
- 2 場 所 南アルプス市役所3階小会議室
- 3 出席者 旧八田村収入役、旧白根町収入役
(企業会計分) 旧若草長収入役、旧芦安村収入役、企業局出納員、会計課長(収入役職務代理)

町村収入役事務引継

旧町村収入から収入役職務代理者(会計課長)へ事務引継

- 1 日 時 平成15年4月1日(火) 15:00～
- 2 場 所 南アルプス市役所3階小会議室
- 3 出席者 旧6町村収入役、会計課長(収入役職務代理)

監査委員事務引継

旧代表監査委員から市長職務執行者へ事務引継

- 1 日 時 平成15年4月1日(火) 15:30～
- 2 場 所 南アルプス市役所3階大会議室
- 3 出席者 市長職務執行者、旧6町村代表監査委員

教育委員会事務引継

旧町村教育委員長から教育委員長へ事務引継

- 1 日 時 平成15年4月1日(火) 10:20～
- 2 場 所 南アルプス市役所3階小会議室
- 3 出席者 教育委員長、教育長、教育次長、旧6町村教育委員長

選挙管理委員会

旧町村選挙管理委員会委員長から委員長へ事務引継

- 1 日 時 平成15年4月1日(火) 10:00～
- 2 場 所 南アルプス市役所3階大会議室
- 3 出席者 市長職務執行者、旧6町村選挙管理委員長

2 第1回臨時議会(新市初議会)

南アルプス市誕生後の初議会は、平成15年4月3日に、新市議会招集の告示を市長職務執行者名で行い、平成15年4月10日に、市役所議会議場において開催され、議長、副議長の選挙、常任委員等の選任が行われ、新市議会の議会構成が決定しました。

会期は、4月10日から15日までの6日間とされ、10日、11日及び15日に本会議が開催されました。また、4つの常任委員会、議会運営委員会、議会だより編集委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

また、議員提出議案5件が審議、可決され、市長職務執行者が4月1日に専決処分した議案12件が報告、承認されました。

(1) 議会に関すること

初議会では、議長、副議長、一部事務組合議会議員の選挙が行われるとともに、各4常任委員会、議会運営委員会及び議会だより編集委員会の委員の選任も行われ、新市議会の組織が決定しました。

議席の指定は、任期の若い(同任期は若年齢)順に若い番号を仮議席とし、本議席もそのまま指定されました。

平成15年度南アルプス市議会正副議長・正副委員長名簿

議 長	委 員 会 名	委 員 長	副 委 員 長
稲 山 徳 仁	総務常任委員会	内 池 虎 雄	齋 藤 秀 男
副 議 長	文教常任委員会	戸 沢 忠	森 岡 千代野
小 池 正 夫	厚生常任委員会	森 本 今朝盛	小 野 富 夫
	産業土木常任委員会	市 川 元 就	村 松 文 男
	議会運営委員会	中 込 政 巳	厚 芝 邦 雄
	議会だより編集委員会	塩 澤 とみ子	清 水 祝 子

南アルプス市議会議員名簿

議席番号	氏 名	住 所	党 派	所 属 委 員 会
1	金丸 忠仁	南アルプス市藤田1620-2	無所属	厚生常任委員会
2	仙洞田将行	南アルプス市浅原126-6	無所属	厚生常任委員会
3	西野 浩蔵	南アルプス市榎原720-12	無所属	文教常任委員会
4	清水 実	南アルプス市芦安芦倉781	無所属	文教常任委員会
5	志村 裕子	南アルプス市大師652	公明党	文教常任委員会
6	向山 敏宏	南アルプス市荊沢415	無所属	文教常任委員会
7	井上 良輝	南アルプス市清水282-2	無所属	厚生常任委員会
8	塩澤 忠	南アルプス市落合1210	無所属	文教常任委員会
9	石川 俊幸	南アルプス市江原6-2	無所属	総務常任委員会
10	穴水 一正	南アルプス市下高砂180-1	無所属	文教常任委員会
11	伊東 隆雅	南アルプス市芦安芦倉1127	無所属	文教常任委員会 議会だより編集委員会
12	小林 敏徳	南アルプス市有野2555-1	無所属	総務常任委員会 議会だより編集委員会
13	住吉 國雄	南アルプス市沢登989-3	公明党	総務常任委員会
14	小野 得温	南アルプス市西野200	無所属	総務常任委員会
15	川村 浩一	南アルプス市有野574	無所属	厚生常任委員会
16	小野 秀雄	南アルプス市上八田1309	無所属	総務常任委員会
17	秋山 武彦	南アルプス市百々2432	無所属	文教常任委員会
18	森岡千代野	南アルプス市飯野3579	無所属	文教常任委員会 議会だより編集委員会
19	名取 純一	南アルプス市沢登1040	共産党	文教常任委員会
20	近藤 輝男	南アルプス市小笠原1160-1	無所属	総務常任委員会
21	名執 義廣	南アルプス市飯野4137	無所属	産業土木常任委員会
22	河野 敬亮	南アルプス市吉田152	無所属	産業土木常任委員会
23	亀ヶ川 正広	南アルプス市藤田4587-3	共産党	産業土木常任委員会
24	名取 常雄	南アルプス市鏡中条687	無所属	総務常任委員会
25	加藤 和教	南アルプス市十日市場 670-1	無所属	文教常任委員会
26	志村 正文	南アルプス市下今井834-1	無所属	厚生常任委員会
27	内藤 正	南アルプス市鏡中条164	無所属	産業土木常任委員会
28	石川 珠美	南アルプス市寺部1930	無所属	総務常任委員会
29	五味 栄吾	南アルプス市加賀美2491	無所属	文教常任委員会
30	河西 民雄	南アルプス市藤田402-3	無所属	産業土木常任委員会
31	齋藤 秀男	南アルプス市上高砂1091	無所属	総務常任委員会 議会だより編集委員会
32	大芝 孝二	南アルプス市野牛島2391-5	無所属	産業土木常任委員会
33	小澤眞寸穂	南アルプス市上高砂677	無所属	産業土木常任委員会
34	清水 祝子	南アルプス市六科1558	無所属	文教常任委員会 議会だより編集委員会
35	山本 一彦	南アルプス市下高砂159	無所属	厚生常任委員会
36	深澤 永雄	南アルプス市落合1150	無所属	総務常任委員会
37	志村 一郎	南アルプス市大師299-2	無所属	産業土木常任委員会 議会だより編集委員会
38	西海 勝男	南アルプス市戸田319	無所属	厚生常任委員会
39	村松 文男	南アルプス市東南湖3210	無所属	産業土木常任委員会 議会だより編集委員会
40	小林 順一	南アルプス市古市場169-1	無所属	厚生常任委員会 議会だより編集委員会
41	今津 三夫	南アルプス市湯沢830	無所属	産業土木常任委員会
42	厚芝 邦雄	南アルプス市秋山213-3	無所属	文教常任委員会 議会運営委員会

議席番号	氏名	住所	党派	所属委員会
43	浅野 伸二	南アルプス市野牛島2347-2	無所属	厚生常任委員会
44	清水 勝利	南アルプス市上高砂1014	無所属	厚生常任委員会
45	樋川 積	南アルプス市徳永2064-1	無所属	厚生常任委員会
46	久保田松幸	南アルプス市上今諏訪437	無所属	産業土木常任委員会
47	森本 聖治	南アルプス市芦安芦倉719	無所属	厚生常任委員会
48	伊東 徹	南アルプス市芦安芦倉220	無所属	総務常任委員会
49	伊東 義己	南アルプス市芦安芦倉365	無所属	文教常任委員会
50	飯野富士雄	南アルプス市飯野892-1	公明党	総務常任委員会
51	小笠原 孝	南アルプス市十五所652	無所属	産業土木常任委員会
52	芦沢 清人	南アルプス市西野2263	無所属	厚生常任委員会
53	若尾 敏男	南アルプス市在家塚1784	無所属	文教常任委員会
54	齊藤 哲夫	南アルプス市沢登714	無所属	厚生常任委員会
55	野呂瀬久雄	南アルプス市上市之瀬1218	無所属	産業土木常任委員会 議会だより編集委員会
56	齊藤 勇二	南アルプス市沢登462	無所属	厚生常任委員会
57	杉山 好幸	南アルプス市曲輪田新田603	無所属	厚生常任委員会
58	河西 六市	南アルプス市曲輪田2648	無所属	産業土木常任委員会
59	小池 正夫	南アルプス市十日市場2013	無所属	文教常任委員会
60	市川 元就	南アルプス市鏡中条464	無所属	産業土木委員会常任委員会 議会運営委員会
61	滝澤 幸保	南アルプス市藤田1445-2	無所属	厚生常任委員会 議会だより編集委員会
62	小池 幸雄	南アルプス市寺部1983	無所属	総務常任委員会
63	横内 広志	南アルプス市落合87	共産党	厚生常任委員会
64	内池 虎雄	南アルプス市和泉221	無所属	総務常任委員会 議会運営委員会
65	入倉 善文	南アルプス市西南湖4147	無所属	総務常任委員会
66	三枝 幹男	南アルプス市野牛島2105	無所属	産業土木常任委員会
67	堀 廣男	南アルプス市榎原651	無所属	総務常任委員会
68	中島 善次	南アルプス市野牛島1916	無所属	総務常任委員会
69	戸沢 忠	南アルプス市六科1440-1	無所属	文教常任委員会 議会運営委員会
70	鈴木 徳平	南アルプス市飯野4168-31	共産党	厚生常任委員会
71	清水 忠次	南アルプス市芦安芦倉722	無所属	総務常任委員会 議会運営委員会
72	深澤 米男	南アルプス市芦安芦倉1310-1	無所属	産業土木常任委員会
73	相原 豊	南アルプス市桃園763	無所属	文教常任委員会
74	内田 進	南アルプス市飯野3665-10	無所属	産業土木常任委員会
75	清水 賢吾	南アルプス市有野1201	無所属	産業土木常任委員会
76	塩澤とみ子	南アルプス市小笠原477-6	無所属	総務常任委員会 議会だより編集委員会
77	東條 俊昭	南アルプス市桃園465	共産党	厚生常任委員会
78	清水 勝則	南アルプス市下今井660	無所属	総務常任委員会 議会運営委員会 議会だより編集委員会
79	齊藤 正	南アルプス市鏡中条 578-2	無所属	文教常任委員会
80	中込 量	南アルプス市野牛島2150	公明党	産業土木常任委員会 議会運営委員会
81	深澤 忠夫	南アルプス市百々2530	無所属	厚生常任委員会
82	小野 富夫	南アルプス市小笠原375-1	無所属	厚生常任委員会
83	清水喜代秀	南アルプス市百々3521	無所属	産業土木常任委員会
84	相原 智徳	南アルプス市有野2837	無所属	文教常任委員会
85	伊東 健治	南アルプス市芦安安通146	無所属	厚生常任委員会 議会だより編集委員会
86	浅利 尚男	南アルプス市飯野新田1091	無所属	文教常任委員会
87	津久井豊雄	南アルプス市吉田972-3	無所属	総務常任委員会
88	市橋 幸男	南アルプス市湯沢43	無所属	産業土木常任委員会
89	穴水 俊一	南アルプス市徳永311	共産党	総務常任委員会
90	稲山 徳仁	南アルプス市小笠原521-2	無所属	文教常任委員会
91	青木 常治	南アルプス市芦安芦倉719	無所属	産業土木常任委員会
92	中込 政巳	南アルプス市在家塚729	無所属	総務常任委員会 議会運営委員会
93	横内 光明	南アルプス市上宮地117	無所属	文教常任委員会
94	森本今朝盛	南アルプス市芦安芦倉532	無所属	厚生常任委員会 議会運営委員会
95	築野 仁朗	南アルプス市上今井961	無所属	産業土木常任委員会 議会運営委員会

議員提出議案

番 号	案 件
南ア議第1号	南アルプス市議会委員会条例の制定について
南ア議第2号	南アルプス市議会会議規則の制定について
南ア議第3号	南アルプス市議会傍聴規則の制定について
南ア議第4号	南アルプス市議会議事局設置条例の制定について
南ア議第5号	南アルプス市議会だより発行に関する条例の制定について

(2) その他提出議案

市長職務執行者より市役所の位置を定める条例ほか 233件の条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてほか 11案件の提出議案について提案理由の説明が行われ、続いて担当部局長等より補足説明が行われました。

番 号	案 件
承認第1号	南アルプス市役所の位置を定める条例ほか233件の条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
承認第2号	南アルプス市平成15年度一般会計暫定予算ほか21件の専決処分の報告及び承認を求めることについて
承認第3号	南アルプス市内の字名の変更についての専決処分の報告及び承認を求めることについて
承認第4号	南アルプス市指定金融機関の指定についての専決処分の報告及び承認を求めることについて
承認第5号	中巨摩地区広域事務組合への加入についての専決処分の報告及び承認を求めることについて
承認第6号	三郡衛生組合への加入についての専決処分の報告及び承認を求めることについて
承認第7号	山梨県市町村総合事務組合への加入についての専決処分の報告及び承認を求めることについて
承認第8号	山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合への加入についての専決処分の報告及び承認を求めることについて
承認第9号	山梨県市町村自治センターへの加入についての専決処分の報告及び承認を求めることについて
承認第10号	八町山恩賜県有財産保護組合への加入についての専決処分の報告及び承認を求めることについて
承認第11号	南アルプス市外五町の指導主事を共同設置することへの加入についての専決処分の報告及び承認を求めることについて
承認第12号	峡中地区ことばの教室を共同設置することへの加入についての専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第1号

専 決 処 分 書

南アルプス市役所の位置を定める条例ほか233件の条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成15年4月1日

南アルプス市長職務執行者 小 池 通 義

南アルプス市役所の位置を定める条例ほか233件の条例について

次の条例を別冊のとおり制定する。

- 1 南アルプス市役所の位置を定める条例
- 2 南アルプス市の休日を定める条例
- 3 南アルプス市公告式条例
- 4 南アルプス市名誉市民条例
- 5 南アルプス市表彰条例
- 6 南アルプス市議会の議員の定数を定める条例
- 7 南アルプス市議会の定例会の回数を定める条例
- 8 南アルプス市行政組織条例
- 9 南アルプス市支所設置条例
- 10 政治倫理の確立のための南アルプス市長の資産等の公開に関する条例
- 11 南アルプス市行政手続条例
- 12 南アルプス市情報公開条例
- 13 南アルプス市印鑑条例
- 14 南アルプス市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例
- 15 南アルプス市防災会議条例
- 16 南アルプス市災害対策本部条例
- 17 南アルプス市地震災害警戒本部条例
- 18 南アルプス市芦安通地区地震対策公園条例
- 19 南アルプス市防災コミュニティーセンター条例
- 20 南アルプス市交通安全条例
- 21 南アルプス市交通安全対策会議条例
- 22 南アルプス市生活安全条例
- 23 南アルプス市暴走族根絶運動推進条例
- 24 南アルプス市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 25 南アルプス市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
- 26 南アルプス市監査委員条例
- 27 南アルプス市公平委員会設置条例
- 28 南アルプス市固定資産評価審査委員会条例

-
- 29 南アルプス市地域審議会の設置に関する条例
 - 30 南アルプス市総合計画審議会条例
 - 31 南アルプス市行政改革推進委員会条例
 - 32 南アルプス市職員定数条例
 - 33 南アルプス市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
 - 34 南アルプス市に臨時的に任用された職員の分限に関する条例
 - 35 南アルプス市職員の定年等に関する条例
 - 36 南アルプス市職員再任用に関する条例
 - 37 南アルプス市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
 - 38 公益法人等への南アルプス市職員の派遣等に関する条例
 - 39 南アルプス市職員のサービスの宣誓に関する条例
 - 40 職務に専念する義務の特例に関する条例
 - 41 南アルプス市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
 - 42 南アルプス市職員の育児休業等に関する条例
 - 43 南アルプス市職員団体の登録に関する条例
 - 44 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
 - 45 南アルプス市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
 - 46 南アルプス市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
 - 47 南アルプス市証人等の実費弁償に関する条例
 - 48 南アルプス市特別職報酬等審議会条例
 - 49 市長、助役及び収入役の給与等に関する条例
 - 50 南アルプス市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例
 - 51 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例
 - 52 南アルプス市職員給与条例
 - 53 南アルプス市単純労務職員の給与に関する条例
 - 54 南アルプス市職員等の旅費に関する条例
 - 55 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例
 - 56 南アルプス市財政状況の作成及び公表に関する条例
 - 57 南アルプス市特別会計条例
 - 58 南アルプス市税条例
 - 59 南アルプス市低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例
 - 60 南アルプス市高度技術工業開発促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例
 - 61 南アルプス市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例
 - 62 南アルプス市特定事業集積促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例
 - 63 南アルプス市税条例の一部を改正する条例
 - 64 南アルプス市国民健康保険税条例
 - 65 南アルプス市分担金徴収条例
 - 66 南アルプス市行政財産使用料条例
 - 67 南アルプス市手数料条例
 - 68 南アルプス市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例
 - 69 南アルプス市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
 - 70 南アルプス市財政調整基金条例
 - 71 南アルプス市減債基金条例

-
- 72 南アルプス市公共施設整備等事業基金条例
 - 73 南アルプス市地域振興基金条例
 - 74 南アルプス市地域福祉基金条例
 - 75 南アルプス市立春仙美術資料取得基金条例
 - 76 南アルプス市慈恵寮福祉基金条例
 - 77 南アルプス市介護保険給付費支払準備基金条例
 - 78 南アルプス市国民健康保険財政調整基金条例
 - 79 南アルプス市芦安簡易水道事業基金条例
 - 80 南アルプス市甲西簡易水道事業基金条例
 - 81 南アルプス市櫛形簡易水道事業基金条例
 - 82 南アルプス市甲西簡易水道量水器更新基金条例
 - 83 南アルプス市下水道事業整備基金条例
 - 84 南アルプス市芦安農業集落排水事業特別会計財政調整基金条例
 - 85 南アルプス市特定農山村地域市町村活動支援事業基金条例
 - 86 南アルプス市農業振興資金貸付基金条例
 - 87 南アルプス市土地開発基金条例
 - 88 南アルプス市中山間ふるさと水と土保全対策基金条例
 - 89 南アルプス市肉用牛特別導入事業基金条例
 - 90 南アルプス市中山間地域活性化推進事業基金条例
 - 91 南アルプス市南アルプス温泉ロッジ財政調整基金条例
 - 92 南アルプス市温泉給湯事業財政調整基金条例
 - 93 南アルプス市山梨県北岳山荘財政調整基金条例
 - 94 南アルプス市甲西中学校施設整備等事業基金条例
 - 95 南アルプス市甲西工業団地施設整備等基金条例
 - 96 南アルプス市消防本部庁舎建設基金条例
 - 97 南アルプス市立小中学校教員住宅条例
 - 98 南アルプス市立学校設置条例
 - 99 南アルプス市立学校給食センター条例
 - 100 南アルプス市社会教育委員条例
 - 101 南アルプス市公民館条例
 - 102 南アルプス市生涯学習センター条例
 - 103 南アルプス市立図書館条例
 - 104 南アルプス市立美術館条例
 - 105 桃源文化会館条例
 - 106 南アルプス市コミュニティ館条例
 - 107 南アルプス市芦安地区集会場条例
 - 108 南アルプス市スポーツ振興審議会条例
 - 109 南アルプス市体育指導委員条例
 - 110 南アルプス市社会体育施設条例
 - 111 南アルプス市学校体育施設等の利用等に関する条例
 - 112 南アルプス市屋内運動場条例
 - 113 南アルプス市白根B&G海洋センター条例
 - 114 南アルプス市文化財保護条例

-
- 115 南アルプス市福祉事務所設置条例
 - 116 南アルプス市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例
 - 117 南アルプス市ホームヘルプサービス手数料条例
 - 118 南アルプス市福祉センター条例
 - 119 南アルプス市ボランティアセンター条例
 - 120 南アルプス市塩前フレンドリセンター条例
 - 121 南アルプス市高齢者コミュニティセンター条例
 - 122 南アルプス市災害弔慰金の支給等に関する条例
 - 123 南アルプス市立保育所条例
 - 124 南アルプス市保育の実施に関する条例
 - 125 南アルプス市立児童館条例
 - 126 南アルプス市芦安大曾利憩いの家条例
 - 127 南アルプス市桃っ子サークル条例
 - 128 南アルプス市乳幼児医療費助成金支給条例
 - 129 南アルプス市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例
 - 130 南アルプス市心身障害児童福祉手当支給条例
 - 131 南アルプス市デイサービスセンター条例
 - 132 南アルプス市養護老人ホーム条例
 - 133 南アルプス市老人福祉センター条例
 - 134 南アルプス市在宅介護支援センター条例
 - 135 南アルプス市高齢者介護予防拠点施設条例
 - 136 南アルプス市六科老人憩いの家条例
 - 137 南アルプス市野牛島老人憩いの家条例
 - 138 南アルプス市老人医療費助成金支給条例
 - 139 南アルプス市敬老祝金支給条例
 - 140 南アルプス市障害者施策推進協議会条例
 - 141 南アルプス市重度心身障害児（者）医療費助成条例
 - 142 南アルプス市心身障害者福祉手当支給条例
 - 143 南アルプス市心身障害者扶養共済制度加入者助成金支給条例
 - 144 南アルプス市国民健康保険条例
 - 145 南アルプス市介護保険条例
 - 146 南アルプス市健康管理センター条例
 - 147 南アルプス市白根保健センター条例
 - 148 南アルプス市甲西保健福祉センター条例
 - 149 南アルプス市栄養改善センター条例
 - 150 南アルプス市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
 - 151 南アルプス市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例
 - 152 南アルプス市犬管理条例
 - 153 南アルプス市墓地条例
 - 154 南アルプス市環境審議会条例
 - 155 あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例
 - 156 南アルプス市簡易水道事業の設置等に関する条例
 - 157 南アルプス市簡易水道給水条例

-
- 158 南アルプス市農業委員会の委員の定数に関する条例
 - 159 南アルプス市土地改良事業及び山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例
 - 160 南アルプス市農業後継者奨学助成金支給条例
 - 161 南アルプス市農村環境改善センター条例
 - 162 南アルプス市芦安自然環境活用センター条例
 - 163 南アルプス市有野総合技術管理センター条例
 - 164 南アルプス市芦安都市・農村交流センター条例
 - 165 南アルプス市芦安交流促進センター条例
 - 166 南アルプス市高度農業情報センター条例
 - 167 南アルプス市集落センター条例
 - 168 南アルプス市八田農業者トレーニングセンター条例
 - 169 南アルプス市農産物処理直売施設条例
 - 170 南アルプス市芦安農業集落排水施設条例
 - 171 南アルプス市バーク堆肥普及活動拠点施設条例
 - 172 南アルプス市農畜産物処理加工施設条例
 - 173 アヤメの里活性化施設・ほたるみ館条例
 - 174 南アルプス市農業体験実習館条例
 - 175 南アルプス市総合交流ターミナル条例
 - 176 南アルプス市汗かき農園条例
 - 177 南アルプス市芦安創生広場条例
 - 178 南アルプス市農村公園条例
 - 179 南アルプス市林道事業の経費の賦課徴収に関する条例
 - 180 南アルプス市緑地広場・管理棟条例
 - 181 南アルプス市森林・地域材活用グループ拠点施設条例
 - 182 南アルプス市森林総合利用休憩棟条例
 - 183 南アルプス市森林総合利用休養棟条例
 - 184 南アルプス市火入れに関する条例
 - 185 南アルプス市小口資金融資促進条例
 - 186 南甘利山山麓ふれあいの杜条例
 - 187 南アルプス市働く婦人の家条例
 - 188 南アルプス市温泉条例
 - 189 南アルプス市温泉給湯使用料等徴収条例
 - 190 南アルプス市白根温泉管理条例
 - 191 南アルプス市ふるさと文化伝承館条例
 - 192 南アルプス市ふるさと天文館条例
 - 193 天恵泉白根桃源天笑閣条例
 - 194 天恵泉ヘルスピア白根条例
 - 195 南アルプス市南アルプス温泉ロッジ条例
 - 196 南アルプス市南アルプス温泉ロッジ使用料徴収条例
 - 197 南アルプス市金山沢公園条例
 - 198 南アルプス市平成釣堀公園条例
 - 199 南アルプス市みどりの郷つつさわ条例
 - 200 南アルプス市御勅使川温泉健康交流センターふるやしき条例

-
-
- 201 南アルプス市交流施設やまなみの湯条例
 - 202 南アルプス市山荘条例
 - 203 南アルプス市山梨県北岳山荘の管理に関する条例
 - 204 南アルプス市芦安山岳館条例
 - 205 南アルプス安全指導センター「アルペン・プラザ広河原」条例
 - 206 アヤメの里伊奈ヶ湖周辺保健休養施設条例
 - 207 南アルプス市「まちの駅」条例
 - 208 南アルプス市道路占用料徴収条例
 - 209 南アルプス市法定外公共物管理条例
 - 210 南アルプス市都市計画審議会条例
 - 211 南アルプス市地区計画等の案の作成手続に関する条例
 - 212 南アルプス市設置による白根町土地開発事業の適正化に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例
 - 213 南アルプス市都市公園条例
 - 214 南アルプス市下水道条例
 - 215 南アルプス市公共下水道審議会条例
 - 216 南アルプス市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
 - 217 南アルプス市建築協定条例
 - 218 南アルプス市営住宅条例
 - 219 南アルプス市公営企業の設置等に関する条例
 - 220 南アルプス市企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - 221 南アルプス市水道給水条例
 - 222 南アルプス市自動車運賃等徴収条例
 - 223 南アルプス市消防本部及び消防署の設置等に関する条例
 - 224 南アルプス市消防手数料条例
 - 225 南アルプス市消防団の設置等に関する条例
 - 226 南アルプス市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
 - 227 南アルプス市消防委員会条例
 - 228 南アルプス市火災予防条例
 - 229 芦安恩賜県有財産保護財産区管理会条例
 - 230 中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会条例
 - 231 高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会条例
 - 232 城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会条例
 - 233 雨鳴山恩賜県有財産保護財産区管理会条例
 - 234 南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一般会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		1,597,439
	1 市民税	695,856
	2 固定資産税	714,036
	3 軽自動車税	97,592
	4 たばこ税	87,813
	6 入湯税	2,142
2 地方譲与税		91,941
	1 自動車重量譲与税	57,734
	2 地方道路譲与税	34,207
4 地方消費税交付金		153,253
	1 地方消費税交付金	153,253
7 地方特例交付金		107,550
	1 地方特例交付金	107,550
8 地方交付税		3,455,435
	1 地方交付税	3,455,435
10 分担金及び負担金		299,000
	2 負担金	299,000
11 使用料及び手数料		123,714
	1 使用料	109,812
	2 手数料	13,902
12 国庫支出金		760,641
	1 国庫負担金	414,949
	2 国庫補助金	340,530
	3 国庫委託金	5,162
13 県支出金		836,168
	1 県負担金	216,995
	2 県補助金	521,779
	3 県委託金	97,394
14 財産収入		489
	1 財産運用収入	489
16 繰入金		876,512
	1 基金繰入金	876,512
18 諸収入		831,132
	5 雑入	831,132
19 市債		616,496
	1 市債	616,496
歳入	合計	9,749,770

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		132,915
	1 議会費	132,915
2 総務費		1,544,065
	1 総務管理費	1,228,589
	2 徴税費	125,388
	3 戸籍住民基本台帳費	89,786
	4 選挙費	93,795
	5 統計調査費	58
	6 監査委員費	6,449
3 民生費		2,157,596
	1 社会福祉費	939,952
	2 児童福祉費	1,084,837
	3 生活保護費	115,341
	4 国民年金事務取扱費	17,466
4 衛生費		711,430
	1 保健衛生費	268,898
	2 清掃費	442,532
5 労働費		17,084
	1 労働諸費	17,084
6 農林水産業費		128,953
	1 農業費	110,385
	2 林業費	18,568
7 商工費		293,608
	1 商工費	293,608
8 土木費		504,304
	1 土木管理費	126,605
	2 道路橋梁費	144,656
	3 河川費	5,389
	4 都市計画費	222,060
	5 住宅費	5,594
9 消防費		354,316
	1 消防費	354,316
10 教育費		2,065,234
	1 教育総務費	75,364
	2 小学校費	1,185,104
	3 中学校費	205,777
	4 社会教育費	355,864
	5 保健体育費	243,125
11 災害復旧費		89,586
	1 農林施設災害復旧費	89,586
12 公債費		1,710,679
	1 公債費	1,710,679
14 予備費		40,000
	1 予備費	40,000
歳出	合計	9,749,770

国民健康保険特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		487,802
	1 国民健康保険税	487,802
2 使用料及び手数料		29
	1 手数料	29
3 国庫支出金		782,588
	1 国庫負担金	537,707
	2 国庫補助金	244,881
4 療養給付費等交付金		184,954
	1 療養給付費等交付金	184,954
6 県支出金		24,668
	1 県補助金	24,668
7 共同事業交付金		18,590
	1 共同事業交付金	18,590
8 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
9 繰入金		74,908
	1 他会計繰入金	74,907
	2 基金繰入金	1
11 諸収入		189,724
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑入	189,722
歳入合計		1,763,264

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		83,421
	1 総務管理費	74,381
	2 徴税费	8,951
	3 運営協議会費	89
2 保険給付費		1,006,203
	1 療養諸費	872,037
	2 高額療養費	112,499
	3 移送費	200
	4 出産育児一時金	15,100
	5 葬祭諸費	6,367
3 老人保健拠出金		453,671
	1 老人保健拠出金	453,671
4 介護納付金		86,426
	1 介護納付金	86,426
6 保健事業費		11,478
	1 保健事業費	11,478
8 諸支出金		2,060
	1 償還金及び還付金	2,060
9 予備費		20,005
	1 予備費	20,005
10 公債費		100,000
	1 公債費	100,000
歳出合計		1,763,264

老人保健特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 支払基金交付金		930,478
	1 支払基金交付金	930,478
2 国庫支出金		334,051
	1 国庫負担金	334,051
3 県支出金		119,679
	1 県負担金	119,679
4 繰入金		132,732
	1 一般会計繰入金	132,732
6 諸収入		178,383
	3 雑入	178,383
歳 入	合 計	1,695,323

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		21,782
	1 総務管理費	21,782
2 医療諸費		1,551,681
	1 医療諸費	1,551,681
4 予備費		1,300
	1 予備費	1,300
5 公債費		120,560
	1 公債費	120,560
歳 出	合 計	1,695,323

介護保険特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		112,977
	1 介護保険料	112,977
2 使用料及び手数料		21
	1 手数料	21
3 国庫支出金		217,896
	1 国庫負担金	172,427
	2 国庫補助金	45,469
4 支払基金交付金		290,002
	1 支払基金交付金	290,002
5 県支出金		88,802
	1 県負担金	88,802
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 繰入金		183,344
	1 一般会計繰入金	183,344
9 諸収入		134,162
	3 雑入	134,162
歳 入	合 計	1,027,205

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		56,108
	1 総務管理費	31,945
	2 徴収費	485
	3 介護認定審査会費	23,335
	5 計画策定費	343
2 保険給付費		910,516
	1 介護サービス等諸費	888,126
	2 支援サービス等諸費	18,093
	3 その他諸費	1,330
	4 高額サービス費	2,967
6 公債費		60,221
	1 公債費	60,221
7 諸支出金		360
	1 償還金及び還付加算金	360
歳 出	合 計	1,027,205

下水道事業特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		292
	1 負担金	292
2 使用料及び手数料		31,656
	1 使用料	31,367
	2 手数料	289
7 繰入金		98,453
	1 一般会計繰入金	98,453
9 諸収入		4
	1 雑入	1
	3 延滞金、加算金及び過料	2
	4 受託事業収入	1
歳 入	合 計	130,405

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 下水道費		130,305
	1 下水道管理費	43,218
	2 公共下水道事業費	87,087
2 公債費		100
	1 公債費	100
歳 出	合 計	130,405

芦安農業集落排水事業特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
2 使用料及び手数料		1,093
	1 使用料	1,093
4 繰入金		241
	1 一般会計繰入金	241
歳 入	合 計	1,334

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		12
	1 総務管理費	12
2 事業費		1,322
	1 事業費	1,322
歳 出	合 計	1,334

農業体験実習館事業特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		4,585
	1 使用料	4,585
2 財産収入		4,826
	1 財産売払収入	4,826
3 繰入金		15,967
	1 繰入金	15,967
5 諸収入		4,085
	2 雑入	4,085
歳 入	合 計	29,463

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		20,555
	1 総務管理費	20,555
2 業務費		8,808
	1 事業費	8,808
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	29,463

総合交流ターミナル事業特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		4,290
	1 財産売払収入	4,290
2 繰入金		6,857
	1 一般会計繰入金	6,857
4 諸収入		1,110
	2 業務取扱手数料	740
	3 雑入	370
歳 入	合 計	12,257

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		4,805
	1 総務管理費	4,805
2 業務費		7,452
	1 事業費	7,452
歳 出	合 計	12,257

南アルプス温泉ロッジ事業特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		32,631
	1 使用料	32,631
歳 入	合 計	32,631

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		18,382
	1 総務管理費	18,382
2 事業費		14,221
	1 事業費	14,221
4 予備費		28
	1 予備費	28
歳 出	合 計	32,631

温泉給湯事業特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 温泉事業収入		1,001
	1 営業収入	1,001
5 諸収入		194
	1 雑入	194
歳 入	合 計	1,195

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,195
	01 総務管理費	1,195
歳 出	合 計	1,195

山梨県北岳山荘管理事業特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
6 諸収入		17,487
	2 雑入	17,487
歳 入	合 計	17,487

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		4,314
	1 総務管理費	4,314
2 事業費		13,173
	1 事業費	13,173
歳 出	合 計	17,487

白根簡易水道事業特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
7 繰入金		1,512
	1 繰入金	1,512
歳 入	合 計	1,512

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡易水道事業費		1,512
	1 水道管理費	1,502
	2 水道施設事業費	10
歳 出	合 計	1,512

芦安簡易水道事業特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
3 使用料及び手数料		407
	1 使用料	407
7 繰入金		1,176
	1 繰入金	1,176
歳 入	合 計	1,583

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡易水道事業費		1,583
	1 水道管理費	1,583
歳 出	合 計	1,583

櫛形簡易水道事業特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 加入金		1,102
	1 加入金	1,102
3 使用料及び手数料		16,817
	1 使用料	16,528
	2 手数料	289
5 財産収入		69
	1 財産売払収入	69
7 繰入金		4,589
	1 繰入金	4,589
歳 入	合 計	22,577

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡易水道事業費		21,514
	1 水道管理費	20,293
	2 水道施設事業費	1,171
	3 過誤納還付金	50
2 公債費		63
	1 公債費	63
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	22,577

甲西簡易水道事業特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 加入金		1,575
	1 加入金	1,575
3 使用料及び手数料		30,252
	1 使用料	30,102
	2 手数料	150
7 繰入金		8,071
	1 繰入金	8,071
9 諸収入		49,767
	1 預金利子	1
	2 雑入	49,766
歳 入	合 計	89,665

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡易水道事業費		38,290
	1 水道管理費	38,177
	2 水道施設事業費	13
	3 過誤納還付金	100
2 公債費		50,375
	1 公債費	50,375
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	89,665

芦安恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県支出金		146
	1 県補助金	146
歳 入	合 計	146

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農林水産業費		146
	1 林業費	146
歳 出	合 計	146

中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県支出金		27
	1 県補助金	27
2 財産収入		850
	1 財産売払収入	850
5 諸収入		325
	1 恩賜県有財産収入	322
	2 預金利子	1
	3 雑入	2
歳 入	合 計	1,202

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		120
	1 総務管理費	110
	2 監査委員費	10
2 農林水産業費		1,029
	1 林業費	1,029
4 予備費		53
	1 予備費	53
歳 出	合 計	1,202

高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県支出金		30
	1 県補助金	30
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰入金		4,450
	1 一般会計繰入金	4,450
5 諸収入		2,858
	1 恩賜県有財産収入	410
	2 預金利子	10
	3 雑入	2,438
歳 入	合 計	7,339

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,629
	1 総務管理費	1,629
2 農林水産業費		5,410
	1 林業費	5,410
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	7,339

城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県支出金		4
	1 県補助金	4
2 財産収入		1,450
	1 財産売払収入	1,450
5 諸収入		736
	1 恩賜県有財産収入	57
	2 預金利子	1
	3 雑入	678
歳 入	合 計	2,190

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		200
	1 総務管理費	190
	2 監査委員費	10
2 農林水産業費		1,893
	1 林業費	1,893
4 予備費		97
	1 予備費	97
歳 出	合 計	2,190

雨鳴山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出暫定予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県支出金		2
	1 県補助金	2
2 財産収入		134
	1 財産売払収入	134
3 繰入金		95
	1 一般会計繰入金	95
5 諸収入		67
	1 恩賜県有財産収入	27
	3 雑入	40
歳 入	合 計	298

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農林水産業費		298
	1 林業費	298
歳 出	合 計	298

水道事業会計歳入歳出暫定予算

(収益的収入及び支出)

(収入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 水道事業収益		224,508
	1 営業収益	209,981
	2 営業外収益	14,527
	3 特別利益	0

(支出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 水道事業費用		190,965
	1 営業費用	190,215
	2 営業外費用	0
	3 特別損失	0
	4 予備費	750

(資本的収入及び支出)

(収入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 資本的収入		300,000
	1 企業債	300,000
	2 出資金	0
	3 補助金	0
	4 固定資産売却代金	0

(支出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 資本的支出		468,794
	1 建設改良費	468,794
	2 企業債償還金	0
	3 他会計からの長期借入金償還金	0
	4 予備費	0

自動車運送事業会計歳入歳出暫定予算

(収益の収入及び支出)

(収入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 自動車運送事業収益		6,888
	1 営業収益	648
	2 営業外収益	6,240
	3 特別利益	0

(支出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 自動車運送事業費用		6,810
	1 営業費用	5,829
	2 営業外費用	881
	3 特別損失	0
	4 予備費	100

(資本の収入及び支出)

(収入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 資本の収入		0

(支出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 資本の支出		0
	1 建設改良費	0

3 市長選挙

第1回南アルプス市の市長選挙は、平成15年4月20日（日）に告示され、4月27日（日）に投票が行われました。選挙の結果、初代南アルプス市長として、石川豊氏が当選を果たしました。

投票状況

区 分	選挙当日有権者	投票者数	投票率
市 全 体	54,408人	38,256人	70.31%

開票結果

候 補 者 名	得 票 数	党 派
石 川 豊	21,269票	無 所 属
齋 藤 公 夫	14,897票	無 所 属
志 村 昭 郎	1,465票	無 所 属

4 市長初登庁

市長選挙から一夜明けた4月28日、石川豊新市長が初登庁しました。

この日は、良く晴れ、すがすがしい空気の中、これまでどおり自宅から徒歩で登庁した市長を、市役所前に整列した市職員が拍手で迎え、玄関前で花束の贈呈が行われました。

花束を受け取った市長は、一度振り返り、出迎えた職員に深く一礼すると、階段を登り2階の市長室に入りました。

その後、4月1日から新市誕生から何の遅滞もなく職務を執行してきた小池通義市長職務執行者と硬く握手を交わし、事務を引き継ぎました。

当選証書付与式

- 1 日 時 平成15年4月28日(月)10:00～
- 2 場 所 南アルプス市役所3階大会議室
- 3 次 第 開 会
当選証書付与
委員長あいさつ
閉 会

就 任 式

- 1 日 時 平成15年4月28日(月)10:30～
- 2 場 所 南アルプス市役所3階大会議室
- 3 次 第 開 会
小池前市長職務執行者お祝の言葉
稲山議会議長お祝の言葉
石川市長あいさつ
閉 会

事務引継式

- 1 日 時 平成15年4月28日(月)11:00～
- 2 場 所 南アルプス市役所3階大会議室
- 3 次 第 開 会
小池前市長職務執行者あいさつ
石川市長あいさつ
小池前市長職務執行者引継内容説明
署名、押印
閉 会

5 第2回臨時議会

平成15年5月20日、議会招集の告示を市長名で行い、会期は5月27日から28日までの2日間、市役所議会議場において開催されました。提出された議案は15件で、いずれも可決、承認されました。

番 号	案 件
議案第1号	南アルプス市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
同意案第1号	教育委員会委員の任命についての同意を求めることについて
同意案第2号	教育委員会委員の任命についての同意を求めることについて
同意案第3号	教育委員会委員の任命についての同意を求めることについて
同意案第4号	教育委員会委員の任命についての同意を求めることについて
同意案第5号	教育委員会委員の任命についての同意を求めることについて
同意案第6号	監査委員の選任についての同意を求めることについて
同意案第7号	監査委員の選任についての同意を求めることについて
同意案第8号	監査委員の選任についての同意を求めることについて
同意案第9号	公平委員会委員の選任についての同意を求めることについて
同意案第10号	公平委員会委員の選任についての同意を求めることについて
同意案第11号	公平委員会委員の選任についての同意を求めることについて
同意案第12号	固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求めることについて
同意案第13号	固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求めることについて
同意案第14号	固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求めることについて

南アルプス市教育委員会委員名簿

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	河 野 浩 士	南アルプス市吉田80
委員長職務代理	内 田 一 雄	南アルプス市下高砂133-2
委 員	伊 藤 尚 武	南アルプス市上今諏訪1811
〃	千 野 八 十 之	南アルプス市芦安芦倉221
教 育 長	野 沢 達 也	南アルプス市鮎沢1289

南アルプス市監査委員会委員名簿

職 名	氏 名	住 所
代表監査委員	横 山 好 孝	南アルプス市十日市場1981
監 査 委 員	米 山 公 雄	南アルプス市飯野新田662
〃	相 原 豊	南アルプス市桃園763

南アルプス市公平委員会委員名簿

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	杉 山 庄 平	南アルプス市榎原647-2
委員長職務代理	塚 原 和 夫	南アルプス市寺部2131-2
委 員	芦 沢 孝 二	南アルプス市西野298

南アルプス市固定資産評価審査委員会委員名簿

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	河 西 正 幸	南アルプス市東南湖3148
委員長職務代理	清 水 兼 文	南アルプス市芦安芦倉984
委 員	西 野 亘	南アルプス市上高砂907

南アルプス市選挙管理委員会委員名簿

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	河 野 静 男	南アルプス市鏡中條757
委員長職務代理	塩 澤 金 之 介	南アルプス市清水108-1
委 員	北 村 豊 晴	南アルプス市小笠原11
〃	中 澤 淳 子	南アルプス市飯野2762

南アルプス市選挙管理委員会委員の補充員名簿

職 名	氏 名	住 所
補 充 員	三 枝 晋	南アルプス市下高砂201-1
〃	森 本 哲	南アルプス市芦安芦倉374
〃	小 野 幸 男	南アルプス市中野2693
〃	石 原 松 彦	南アルプス市和泉335-1

6 第1回定例会（6月定例会）

新市長就任後、初の定例会となる南アルプス市議会6月定例会は、6月20日から7月4日までの15日間の会期で開催され、平成15年度南アルプス市一般会計予算など市長提出議案34件、議員提出議案1件、助役、収入役等選任についての同意案3件が最終日に追加提案され、いずれも原案どおり可決されました。また、請願第1号「教育基本法改正反対の意見書採択を求める請願」は、文教常任委員会に審査を付託し継続審査となりました。

(1) 市長所信表明

本日、ここに平成15年6月定例市議会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

関東地方も平年より2日遅く梅雨入りが発表されました。

地球温暖化の影響により年々四季が失われつつありますが、これからは雨季を実感する鬱陶しい日々が続いてまいります。「水の世紀」と言われる現在だけに、自然の恵みとして受け止め、梅雨らしい梅雨であって欲しいと願っております。

さて、わが国が国際協調の観点から、何処まで踏み込めるかが注目されておりました「エビアン・サミット」が終了いたしました。

当面の課題でありますイラク並びに北朝鮮問題につきましては、拉致問題も含め、包括的な国際協調が最重要であるという認識で一致いたし、ある一定の成果が得られたものと考えております。

一方、国会では、有事関連法案が衆参両院で可決、成立したことは、日本が自主、自立国家であるための大きな前進でもありました。これからはイラク復興支援特別法案の成否に向けての論議が激しく交わされることと思料いたします。

いわゆるイラク新法案は、国際協調上、わが国にとっては大きなステップに成り得るものと考えますが、他面、自衛隊員の海外での任務遂行において、身体の危険性も危惧されておりますので、十分熟慮を重ねながら検討審議されることを願って止みません。

また、今回のサミットにおいて各国が関心を示されたことに、日本経済の再生があげられております。今や、世界のメディアが物価の下落傾向を報道する際の比較に取り上げられるほど、日本経済の低迷は全く深刻であります。

こうした現状を認識する中で、小泉内閣においては、今後とも構造改革に積極的に取り組んで欲しいと思います。しかしながら、臨時議会でも申し上げましたとおり、国の行財政改革の一環として、地方分権推進会議が答申いたしました三位一体の行財政改革の内容は、財源基盤の希弱である地方公共団体にとりまして、さらに厳しい課題を抱える事になってまいります。特に、出発して間もない本市にとりましても、答申の示す財源不足の解消と地方交付税への依存体質からの脱却は、誠に厳しい課題でありまして、その方向づけには、大きな不安感を拭い去ることはできません。従って地方公共団体の位置づけをしっかりと踏まえて将来の地方行政体制の確立を前提とした改革であって欲しいと願っております。

さて、本年4月初旬には思いの外の積雪が記録され、同じく下旬には真夏日が観測されるなど気候の異変が生じ、南アルプス市の主要農作物への影響を心配しておりました。幸いサクランボにつきましては、受粉期の適正気温を上回る高温になったことにより、例年に比べ量的には少ないものの、観光面においては多くの皆様に南アルプスの味覚を堪能していただいたようであります。

一方、先月23日の降雹により、市内の一部において李の被害が発生いたしました。早速、関係機関、担当課で現地調査を行いましたが大変な時期での被災であるだけに、被害農家の皆様に

はお見舞い申し上げますとともに、樹勢回復への薬剤補助金の交付を行いながら、実りの秋に向けて一層気象が安定することを願っております。

また、これから南アルプス市が山々を通じて全国にピーアールできる季節を迎えておりますが、誠に残念なことに、その主軸でもあります県営南アルプススーパー林道に、大きな崩落が発生いたしました。

先月の議員全体協議会の席上、降電被害と併せてその現状を報告させていただきましたが、正副議長さんをはじめ産業土木常任委員会において、直ちに現地視察を実施していただき、その機敏な対応に感謝し、改めて御礼を申し上げます。

崩落個所が複数に渡るうえ大規模であり、登山が本格化する7月の復旧は困難であると思われませんが、南アルプス観光の生命線でもあり、市といたしましても隣接町村とも協力し、抜本的な解決策も視野に入れながら、県との協議も積極的に行ってまいります。

残念な報告が続いてしまいましたが、ここで明るい話題を報告させていただきます。

まず、平成15年度豊かなむらづくり優良事例の推薦についてであります。中山間地域の活性化を図るべく地域全体で取り組んできたあやめの里加工品組合が、農林水産大臣賞の栄に輝くとともに、関東農政局管内で優良事例の県代表に決定いたしました。ほたるみ館を中心とした自主活動が認められたもので、各種団体の関係する皆様のご労苦に感謝しながら、関東ブロックの代表に選考されることを願うものであります。

スポーツ面では、5月18日から13日間に渡り熱戦を繰り広げてまいりました第54回山梨県市町村対抗軟式野球大会において、我が南アルプスAチームが優勝し新市のスタートに花を添えていただきました。

私が、旧櫛形町の町長として初めて町政をお預かりした年にも、櫛形町が優勝した事を考えると、運命的なものを感じるとともに、南アルプスという新市名の宣伝効果は絶大なものがあり、感動と感謝の気持ちでいっぱいであります。

また、少年野球においては、本市代表の若草エコーズが、学童軟式野球の第23回全日本大会兼第26回関東大会山梨県大会において見事優勝、8月2日から茨城県で開催される全日本大会へ出場する事となり、南アルプス旋風を巻き起こしていただける事を期待いたしております。

更に、第25回自治労スポーツ大会女子バレーボール大会において、南アルプス市が山梨県大会で優勝し、来月9日から埼玉県で行われる関東甲大会に出場する事となりました。健闘を称えながら全国大会に向けての活躍を願っております。

このように種目と趣旨は異なりますが、この男女の活躍は男女共同参画社会の形成を基本理念とする本市に相応しい話題であると言えます。

新市のピーアールに通じる事では、総務省の合併推進のポスターに本市が選ばれました。カタカナ名の爽やかなイメージと、6町村のスムーズな合併が評価されたものであり、私も総務省で行われたビデオ撮りとインタビューに協力してまいりました。他にも合併推進のシンポジウムや講演等の依頼もあり、全国各地からモデルとして注目されていることに、大変ありがたく思うと共に、改めてイメージどおりのまちづくりを実施していくことに、誠心誠意、努力してまいりたいと考えております。

さて、ここでこれからの行財政運営の取り組みについて申し上げます。基本的には、選挙の際にも申し上げましたとおり基盤の強化とバランスのとれた行政サービスの執行であります。

まず、市民の皆様の行政への参画でございます。これは、市民、NPO、女性団体等各種団体、商店、企業など地域コミュニティ活動の促進を図り、新市の発展に生かそうとするものであります。

同時に、市民の皆さんとの協働で新市を運営すること、すなわち自ら治めるといふ本来の自治体を目指すことです。その中で、行政の役割は、開かれた市政推進により市民の市政へのより一層の参加を促すために、情報を公開し、明確な目標を持った政策を提案し、共に課題を解決していこうということであり、具体的には、市内全域で地域懇談会等を開催し、お互いに膝をまじえた対話を重ねてまいりたいと考えております。

2つ目に、新市総合計画の策定であります。将来の市にとって、最も優先すべき施策を見極め、合併効果が最大限生かされる施策の展開を図ってまいります。

そのためには、総合計画の策定が重要であります。この総合計画は、合併前に策定しました新市建設計画を検証しつつ、先に委嘱いたしました地域審議会の皆様の意見をお聞きしながら、平成16年度中に策定してまいります。現在、市内各地域からの陳情・要望事項を見ますと、道路舗装、水路改修等生活密着型の整備が多くあげられております。新市建設計画においては大型プロジェクトを数多く掲げておりますが、時代の流れを汲み取りながら何を行うべきかを見極め、具体化出来る計画としていきたいと考えております。

一方、目下のところ国庫支出金や地方交付税、国と地方の税源配分等、地方税財源のあり方をめぐる論議は不透明であり、経済好転の兆しも見えない渦中にあるには、早期に「南アルプス市行政改革大綱」を策定し、行政改革に取り組み、限られた財源の中で効率の良いサービスの提供を実施していきます。

また、財政の基本原則であります、「入りを計って、出づるを制する」を踏まえ、南アルプス市の力を市民の皆様とともに認識し行財政運営に当たってまいります。

3つ目は、防災計画の策定であります。先般、宮城県沖でマグニチュード7.0の大きな地震がありました。震源に近い宮城県北部では震度6を記録し、南アルプス市でも震度3を記録しました。本県においても東海地震や南関東直下型地震が予想され、自然災害や大規模地震、さらには地球規模環境問題などを背景に、住民生活に関連する安全意識はますます高まってきています。

旧6町村では、それぞれ防災計画を策定し、住民に防災意識の高揚と安全で暮らし易いまちづくりを推進してまいりました。市といたしましても市独自の防災計画を早急に策定し、併せて消防団をはじめ自主防災組織の管理・運営を充実し、市民生活の安全を確保してまいりたいと思います。

また、先の新聞報道に県の住宅耐震診断の補助制度についての報道がありましたが、本市におきましても地震に強い安全・安心なまちづくりを目指すため、住宅耐震診断を県と連携しながら実施してまいりたいと考えております。

4つ目は、南アルプスブランドの確立であります。全国に発信しました南アルプス市という名称は、マスコミ等により広く全国に知れ渡りました。南アルプスという自然豊かなイメージから持てる資源を大切に生かしつつ南アルプスブランドの確立を図り、山岳観光や果樹観光等産業の育成と振興を推進していきたいと考えております。

さらに、安全・安心な農産物の生産、環境に配慮した生産技術の普及、定着など消費者の新たなニーズに対応した農業振興を図ってまいります。食の安全ということで地域で生産されたものは地域で消費するという地産地消を定着させるとともに、産地直送販売を行うなど、新たな販路の拡大をも図ります。

5つ目に、環境保全への取り組みであります。持続可能な社会を実現するために、環境白書は「地域環境力」により地域全体としてよりよい環境をつくっていくことを求めています。そのためには自然・社会資源と人材の総合力によって、地球規模の環境問題を、個人・地域レベルの自主的な取り組みとして推進していくことを提唱してまいります。つまり、市民が身近に自然とふれあうよう、森林や里山、農用地、河川などの貴重な自然環境の保全に努めるとともに、分別収集や家庭での生ごみ処理などによるごみの減量化、リサイクルの推進などを積極的に行いながら、環境に対する意識啓発等を通じて地域における循環型社会の形成を目指してまいります。

6つ目には安心して子供を生み育てられる環境づくりであります。核家族化が進行する現在、子育て支援の必要性を痛感しております。そのためには保育施設の改善整備に努め、未満児保育の充実をはじめ時間外保育への取り組みを行うなど、若いお母さんたちに対する子育て支援対策を積極的に進めてまいります。

また、高齢者や障害者の社会参加を支えるため、多様な在宅福祉サービスの強化を図るとともに、高齢者の生きがいづくりを進め、生涯現役、全員参加のまちづくりを目指してまいります。障害者福祉に

つきましても、本年4月にスタートした障害者に対する支援費制度の趣旨を十分生かした取り組みを進めてまいります。

特に、障害者の高齢化や核家族化の進行などにより、在宅生活への支援の必要性がこれまで以上に高まっていることから、障害者の生活支援サービスの充実に努め、社会参加を支えてまいります。

7つ目に、次代を担う子どもたちの健全育成を目指してまいります。地域づくりは人づくりと申します。地域社会と一体となった教育を実践し、個性を尊重した教育環境の整備、心の通い合う人間性豊かな人づくり、また、生涯を通じて学習できる環境整備など、創造的教育の展開を推進いたします。

このため、学童保育の充実を進め、働く女性を支援してまいります。さらに子どもたちの個性を重視し、その多様性に応えながら、よりきめ細かな指導を行うため、今後の国や県の動向を見据えたうえで、少人数学級の導入について県への要望を行うとともに、少人数教育の更なる充実を図ってまいります。

また、赤ちゃんのここと心と心を育むため新たにブックスタート事業を実施いたします。これは、市内に生まれた全ての赤ちゃんに絵本を渡すもので、南アルプス市の温かなぬくもりの中で、元気で心豊に成長されることを期待して行うものであります。

なお、小中学校の通学区域の見直しについては、各学校の適正規模、適正配置について教育委員会、保護者等関係者と協議をしながら、単に事務的でなく地域の考え方をしっかり受けとめて対応してまいります。

以上、行政執行についての私の考え方の大要を申し述べた次第であります。どうか議員各位におかれましても、こうした新しいまちづくりに対する取り組みについて深いご理解をいただき、ご支援ご協力を賜りますよう、ここに改めてお願い申し上げる次第であります。

(2) 提出議案

新市本予算

新市の平成15年度一般会計予算は、総額28,403,711千円で、旧6町村の決算に伴う執行残を引き継ぎ、新市になって新たに必要となった経費を加えたものとなりました。また、国民健康保険事業など19件の特別会計を合わせると、総額471億6,304万円となりました。(2企業会計を除く。)

番 号	案 件
議案第2号	南アルプス市手数料条例の一部改正について
議案第3号	アヤメの里伊奈ヶ湖周辺保健休養施設条例の一部改正について
議案第4号	南アルプス市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について
議案第5号	議会の議決すべき事項のうち市長が専決処分することができる事項の指定について
議案第6号	平成15年度南アルプス市一般会計予算
議案第7号	平成15年度南アルプス市国民健康保険特別会計予算
議案第8号	平成15年度南アルプス市老人保健特別会計予算

議案第9号	平成15年度南アルプス市介護保険特別会計予算
議案第10号	平成15年度南アルプス市下水道事業特別会計予算
議案第11号	平成15年度南アルプス市芦安農業集落排水事業特別会計予算
議案第12号	平成15年度南アルプス市農業体験実習館事業特別会計予算
議案第13号	平成15年度南アルプス市総合交流ターミナル事業特別会計予算
議案第14号	平成15年度南アルプス市南アルプス温泉ロッジ事業特別会計予算
議案第15号	平成15年度南アルプス市温泉給湯事業特別会計予算
議案第16号	平成15年度南アルプス市山梨県北岳山荘管理事業特別会計予算
議案第17号	平成15年度南アルプス市白根簡易水道事業特別会計予算
議案第18号	平成15年度南アルプス市芦安簡易水道事業特別会計予算
議案第19号	平成15年度南アルプス市櫛形簡易水道事業特別会計予算
議案第20号	平成15年度南アルプス市甲西簡易水道事業特別会計予算
議案第21号	平成15年度南アルプス市芦安恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算
議案第22号	平成15年度南アルプス市中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算
議案第23号	平成15年度南アルプス市高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算
議案第24号	平成15年度南アルプス市城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算
議案第25号	平成15年度南アルプス市雨鳴山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算
議案第26号	平成15年度南アルプス市水道事業会計予算
議案第27号	平成15年度南アルプス市自動車運送事業会計予算認を求めることについて
議案第28号	南アルプス市過疎地域自立促進計画について
議案第29号	工事請負契約の締結について

議案第30号	工事請負契約の締結について
認定第1号	鯉沢町外十三ヶ町村伝染病隔離病舎設置一部事務組合の平成14年度歳入歳出決算の認定について
同意案第15号	芦安恩賜県有財産保護財産区管理委員の選任についての同意を求めることについて
同意案第16号	中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理委員の選任についての同意を求めることについて
同意案第17号	高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理委員の選任についての同意を求めることについて
同意案第18号	城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理委員の選任についての同意を求めることについて
同意案第19号	雨鳴山恩賜県有財産保護財産区管理委員の選任についての同意を求めることについて

番 号	追 加 案 件
同意案第20号	固定資産評価員の選任についての同意を求めることについて
同意案第21号	助役の選任についての同意を求めることについて
同意案第22号	収入役の選任についての同意を求めることについて

一般会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		7,168,646
	1 市民税	2,813,352
	2 固定資産税	3,850,319
	3 軽自動車税	139,704
	4 たばこ税	351,254
	6 入湯税	13,967
	7 都市計画税	50
2 地方譲与税		310,000
	1 自動車重量譲与税	195,000
3 利子割交付金		60,000
	1 利子割交付金	60,000
4 地方消費税交付金		540,000
	1 地方消費税交付金	540,000
6 自動車取得税交付金		180,000
	1 自動車取得税交付金	180,000
7 地方特例交付金		270,000
	1 地方特例交付金	270,000
8 地方交付税		6,800,000
	1 地方交付税	6,800,000
9 交通安全対策特別交付金		9,487
	1 交通安全対策特別交付金	9,487
10 分担金及び負担金		1,124,434
	1 分担金	17,030
	2 負担金	1,107,404
11 使用料及び手数料		380,607
	1 使用料	330,803
	2 手数料	49,804
12 国庫支出金		2,436,317
	1 国庫負担金	1,588,509
	2 国庫補助金	810,106
	3 国庫委託金	37,702
13 県支出金		1,921,000
	1 県負担金	446,579
	2 県補助金	1,272,820
	3 県委託金	201,601
14 財産収入		11,361
	1 財産運用収入	11,361
15 寄付金		1
	1 寄附金	1
16 繰入金		2,054,633
	1 基金繰入金	2,054,633
18 諸収入		1,304,146
	2 市預金利子	100
	3 貸付金元利収入	5,556
	5 雑入	1,298,490
19 市債		3,833,079
	1 市債	3,833,079
歳入	合計	28,403,711

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		430,080
	1 議会費	430,080
2 総務費		3,614,822
	1 総務管理費	3,032,610
	2 徴税費	248,873
	3 戸籍住民基本台帳費	225,268
	4 選挙費	80,893
	5 統計調査費	5,243
	6 監査委員費	21,935
3 民生費		6,538,585
	1 社会福祉費	3,154,454
	2 児童福祉費	3,006,892
	3 生活保護費	339,774
	4 国民年金事務取扱費	37,465
4 衛生費		2,099,502
	1 保健衛生費	1,051,072
	2 清掃費	1,048,430
5 労働費		24,994
	1 労働諸費	24,994
6 農林水産業費		1,235,409
	1 農業費	1,017,639
	2 林業費	217,770
7 商工費		806,118
	1 商工費	806,118
8 土木費		3,557,162
	1 土木管理費	330,197
	2 道路橋梁費	1,518,872
	3 河川費	48,158
	4 都市計画費	1,612,141
	5 住宅費	47,794
9 消防費		1,086,805
	1 消防費	1,086,805
10 教育費		4,193,799
	1 教育総務費	231,727
	2 小学校費	1,694,677
	3 中学校費	593,928
	4 社会教育費	896,380
	5 保健体育費	777,087
11 災害復旧費		94,242
	1 農林施設災害復旧費	94,241
	2 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		4,676,875
	1 公債費	4,676,875
13 諸支出金		5,318
	2 基金費	5,318
14 予備費		40,000
	1 予備費	40,000
歳出	合計	28,403,711

国民健康保険特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,927,825
	1 国民健康保険税	1,927,825
2 使用料及び手数料		118
	1 手数料	118
3 国庫支出金		2,102,947
	1 国庫負担金	1,553,948
	2 国庫補助金	548,999
4 療養給付費等交付金		473,797
	1 療養給付費等交付金	473,797
6 県支出金		67,927
	1 県補助金	41,139
	2 県負担金	26,788
7 共同事業交付金		80,786
	1 共同事業交付金	80,786
8 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
9 繰入金		393,360
	1 他会計繰入金	393,360
11 諸収入		347,555
	3 雑入	347,555
歳 入	合 計	5,394,316

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		146,226
	1 総務管理費	125,017
	2 徴税费	20,662
	3 運営協議会費	547
2 保険給付費		3,314,099
	1 療養諸費	2,935,230
	2 高額療養費	318,969
	3 移送費	400
	4 出産育児一時金	41,700
	5 葬祭諸費	17,800
3 老人保健拠出金		1,293,771
	1 老人保健拠出金	1,293,771
4 介護納付金		309,022
	1 介護納付金	309,022
5 共同事業拠出金		107,164
	1 共同事業拠出金	107,164
6 保健事業費		35,766
	1 保健事業費	35,766
7 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
8 諸支出金		5,882
	1 償還金及び還付金	5,882
9 予備費		80,019
	1 予備費	80,019
10 公債費		102,366
	1 公債費	102,366
歳 出	合 計	5,394,316

老人保健特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 支払基金交付金		3,934,192
	1 支払基金交付金	3,934,192
2 国庫支出金		1,342,300
	1 国庫負担金	1,342,300
3 県支出金		371,742
	1 県負担金	371,742
4 繰入金		363,586
	1 一般会計繰入金	363,586
6 諸収入		186,285
	3 雑入	186,285
歳入	合計	6,198,105

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		28,012
	1 総務管理費	28,012
2 医療諸費		6,058,960
	1 医療諸費	6,058,960
3 諸支出金		4
	1 償還金	3
	2 繰出金	1
4 予備費		69,051
	1 予備費	69,051
5 公債費		42,078
	1 公債費	42,078
歳出	合計	6,198,105

介護保険特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		457,008
	1 介護保険料	457,008
2 使用料及び手数料		3
	1 手数料	3
3 国庫支出金		793,131
	1 国庫負担金	578,978
	2 国庫補助金	214,153
4 支払基金交付金		926,365
	1 支払基金交付金	926,365
5 県支出金		361,862
	1 県負担金	361,862
7 繰入金		505,172
	1 一般会計繰入金	505,172
9 諸収入		128,102
	3 雑入	128,102
歳入	合計	3,171,643

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		115,041
	1 総務管理費	65,724
	2 徴収費	4,814
	3 介護認定審査会費	44,160
	5 計画策定費	343
2 保険給付費		2,894,895
	1 介護サービス等諸費	2,807,772
	2 支援サービス等諸費	63,381
	3 その他諸費	4,396
	4 高額サービス費	19,346
3 財政安定化基金拠出金		2,798
	1 財政安定化基金拠出金	2,798
5 基金積立金		119,689
	1 基金積立金	119,689
6 公債費		38,847
	1 公債費	38,847
7 諸支出金		373
	1 償還金及び還付加算金	373
歳出	合計	3,171,643

下水道事業特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		99,192
	1 負担金	99,192
2 使用料及び手数料		126,148
	1 使用料	124,996
	2 手数料	1,152
3 国庫支出金		427,500
	2 国庫補助金	427,500
7 繰入金		876,137
	1 一般会計繰入金	876,137
9 諸収入		48,480
	1 雑入	48,477
	3 延滞金、加算金及び過料	2
	4 受託事業収入	1
10 市債		1,098,400
	1 市債	1,098,400
歳 入	合 計	2,675,857

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 下水道費		1,868,681
	1 下水道管理費	264,886
	2 公共下水道事業費	1,457,784
	3 流域下水道事業費	146,011
2 公債費		805,676
	1 公債費	805,676
3 予備費		1,500
	1 予備費	1,500
歳 出	合 計	2,675,857

芦安農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		300
	1 負担金	300
2 使用料及び手数料		5,349
	1 使用料	5,349
3 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
4 繰入金		30,013
	1 一般会計繰入金	30,013
6 諸収入		3
	1 預金利子	1
	2 雑入	2
歳 入 合 計		35,675

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		44
	1 総務管理費	34
	2 基金管理費	10
2 事業費		9,548
	1 事業費	9,548
3 公債費		25,533
	1 公債費	25,533
4 諸支出金		500
	1 財政調整基金積立金	500
5 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出 合 計		35,675

農業体験実習館事業特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		18,228
	1 使用料	18,228
2 財産収入		18,553
	1 財産売払収入	18,553
3 繰入金		22,597
	1 繰入金	22,597
5 諸収入		8,870
	2 雑入	8,870
歳 入 合 計		68,248

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		34,670
	1 総務管理費	34,670
2 業務費		33,478
	1 事業費	33,478
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		68,248

総合交流ターミナル事業特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		24,080
	1 財産売払収入	24,080
2 繰入金		10,895
	1 一般会計繰入金	10,895
4 諸収入		6,485
	2 業務取扱手数料	2,925
	3 雑入	3,560
歳 入	合 計	41,460

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		10,413
	1 総務管理費	10,413
2 業務費		30,947
	1 事業費	30,947
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	41,460

南アルプス温泉ロッジ事業特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		67,323
	1 使用料	67,323
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 諸収入		501
	1 雑入	501
5 繰入金		18,868
	1 一般会計繰入金	18,868
歳 入	合 計	86,693

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		38,158
	1 総務管理費	38,158
2 事業費		48,337
	1 事業費	48,337
3 諸支出金		1
	1 財政調整基金積立金	1
4 予備費		197
	1 予備費	197
歳 出	合 計	86,693

温泉給湯事業特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 温泉事業収入		3,250
	1 営業収入	3,250
2 財産収入		3
	1 財産運用収入	3
歳 入	合 計	3,253

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		2,930
	1 総務管理費	2,930
2 基金積立金		3
	1 温泉給湯事業財政調整基金積立金	3
4 予備費		320
	1 予備費	320
歳 出	合 計	3,253

山梨県北岳山荘管理事業特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		81,325
	1 使用料	81,325
2 県支出金		500
	1 県補助金	500
3 財産収入		40
	1 財産運用収入	40
4 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
6 諸収入		1,047
	1 預金利子	1
	2 雑入	1,046
歳 入	合 計	82,913

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		37,225
	1 総務管理費	37,185
	2 基金管理費	40
2 事業費		44,340
	1 事業費	44,340
3 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
5 予備費		1,347
	1 予備費	1,347
歳 出	合 計	82,913

白根簡易水道事業特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
4 国庫支出金		61,800
	1 国庫補助金	61,800
7 繰入金		18,763
	1 繰入金	18,763
10 市債		114,100
	1 市債	114,100
歳 入 合 計		194,663

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡易水道事業費		194,633
	1 水道管理費	5,988
	2 水道施設事業費	188,645
2 公債費		30
	1 公債費	30
歳 出 合 計		194,663

芦安簡易水道事業特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
2 負担金		1,922
	1 工事費負担金	1,922
3 使用料及び手数料		1,699
	1 使用料	1,621
	2 手数料	78
4 国庫支出金		79,200
	1 国庫補助金	79,200
5 財産収入		1
	2 財産運用収入	1
7 繰入金		14,550
	1 繰入金	14,550
9 諸収入		2
	2 雑入	2
10 市債		130,000
	1 市債	130,000
歳 入 合 計		227,374

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡易水道事業費		227,071
	1 水道管理費	10,171
	2 水道施設事業費	216,900
2 公債費		303
	1 公債費	303
歳 出 合 計		227,374

櫛形簡易水道事業特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 加入金		5,512
	1 加入金	5,512
2 負担金		48,183
	1 工事費負担金	48,183
3 使用料及び手数料		100,183
	1 使用料	99,048
	2 手数料	1,135
5 財産収入		270
	1 財産売払収入	269
	2 財産運用収入	1
7 繰入金		20,000
	1 繰入金	20,000
9 諸収入		4,759
	1 預金利子	1
	2 雑入	4,758
歳 入	合 計	178,907

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡易水道事業費		118,665
	1 水道管理費	53,631
	2 水道施設事業費	64,984
	3 過誤納還付金	50
2 公債費		59,241
	1 公債費	59,241
3 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	178,907

甲西簡易水道事業

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 加入金		7,875
	1 加入金	7,875
2 負担金		35,943
	1 工事費負担金	35,943
3 使用料及び手数料		167,504
	1 使用料	165,607
	2 手数料	1,897
4 国庫支出金		22,000
	1 国庫補助金	22,000
5 財産収入		2
	1 財産売払収入	1
	2 財産運用収入	1
6 寄付金		1
	1 寄附金	1
7 繰入金		68,687
	1 繰入金	68,687
9 諸収入		4
	1 預金利子	1
	2 雑入	3
10 市債		84,500
	1 市債	84,500
歳入	合計	386,516

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 簡易水道事業費		337,871
	1 水道管理費	96,707
	2 水道施設事業費	241,064
	3 過誤納還付金	100
2 公債費		43,613
	1 公債費	43,613
3 基金積立金		4,032
	1 基金積立金	4,032
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	386,516

芦安恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県支出金		258
	1 県補助金	258
2 財産収入		21
	1 財産売払収入	21
4 諸収入		1,975
	1 恩賜県有財産収入	1,975
歳 入	合 計	2,254

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農林水産業費		2,094
	1 林業費	2,094
2 諸支出金		160
	1 諸費	160
歳 出	合 計	2,254

中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県支出金		27
	1 県補助金	27
2 財産収入		850
	1 財産売払収入	850
5 諸収入		325
	1 恩賜県有財産収入	322
	2 預金利子	1
	3 雑入	2
歳 入	合 計	1,202

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		120
	1 総務管理費	110
	2 監査委員費	10
2 農林水産業費		1,026
	1 林業費	1,026
4 予備費		56
	1 予備費	56
歳 出	合 計	1,202

高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 県支出金		30
	1 県補助金	30
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰入金		4,450
	1 一般会計繰入金	4,450
5 諸収入		3,287
	1 恩賜県有財産収入	410
	2 預金利子	10
	3 雑入	2,867
歳入	合計	7,768

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,629
	1 総務管理費	1,629
2 農林水産業費		5,410
	1 林業費	5,410
4 予備費		729
	1 予備費	729
歳出	合計	7,768

城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 県支出金		4
	1 県補助金	4
2 財産収入		1,450
	1 財産売払収入	1,450
5 諸収入		736
	1 恩賜県有財産収入	57
	2 預金利子	1
	3 雑入	678
歳入	合計	2,190

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		200
	1 総務管理費	190
	2 監査委員費	10
2 農林水産業費		1,893
	1 林業費	1,893
4 予備費		97
	1 予備費	97
歳出	合計	2,190

雨鳴山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県支出金		2
	1 県補助金	2
2 財産収入		134
	1 財産売払収入	134
3 繰入金		95
	1 一般会計繰入金	95
5 諸収入		67
	1 恩賜県有財産収入	27
	3 雑入	40
歳 入	合 計	298

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農林水産業費		298
	1 林業費	298
歳 出	合 計	298

水道事業会計歳入歳出予算

(収益的収入及び支出)

(収入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 水道事業収益		1,008,587
	1 営業収益	886,682
	2 営業外収益	70,345
	3 特別利益	51,560

(支出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 水道事業費用		798,837
	1 営業費用	670,868
	2 営業外費用	116,968
	3 特別損失	1
	4 予備費	11,000

(資本的収入及び支出)

(収入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 資本的収入		477,728
	1 企業債	440,000
	2 出資金	0
	3 補助金	5,000
	4 固定資産売却代金	32,728

(支出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 資本的支出		1,077,058
	1 建設改良費	994,852
	2 企業債償還金	82,206
	3 他会計からの長期借入金償還金	0
	4 予備費	0

自動車運送事業会計歳入歳出予算

(収益の収入及び支出)

(収入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 自動車運送事業収益		35,722
	1 営業収益	30,221
	2 営業外収益	5,501
	3 特別利益	0

(支出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 自動車運送事業費用		35,586
	1 営業費用	31,124
	2 営業外費用	4,262
	3 特別損失	0
	4 予備費	200

(資本の収入及び支出)

(収入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 資本の収入		0

(支出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 資本の支出		0
	1 建設改良費	0

芦安恩賜県有財産保護財産区管理委員名簿

職 名	氏 名	住 所
委 員	伊 藤 定 雄	南アルプス市芦安芦倉112
〃	望 月 長 徳	南アルプス市芦安芦倉 437
〃	森 本 茂	南アルプス市芦安芦倉 643
〃	清 水 百太郎	南アルプス市芦安芦倉 877
〃	深 沢 安 弘	南アルプス市芦安芦倉 1219

中尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理委員名簿

職 名	氏 名	住 所
委 員	小 松 幸 茂	南アルプス市中野 1808
〃	上 田 登	南アルプス市中野 253-1
〃	清 水 博 巳	南アルプス市上野 201
〃	高 石 登	南アルプス市上市之瀬 1301
〃	青 柳 勝	南アルプス市上市之瀬 821
〃	横 内 勝	南アルプス市上市之瀬 248

高尾山外一字恩賜県有財産保護財産区管理委員名簿

職 名	氏 名	住 所
委 員	金 丸 叶	南アルプス市曲輪田 1142-6
〃	内 藤 友 安	南アルプス市曲輪田 287-1
〃	稲 山 徳 仁	南アルプス市小笠原 521-1
〃	中 込 政 巳	南アルプス市在家塚 729
〃	小 野 得 温	南アルプス市西野 200
〃	河 西 民 雄	南アルプス市藤田 402-3
〃	足 達 孝 徳	南アルプス市下宮地 202-1

城山外一字恩賜県有財産保護財産区管理委員名簿

職 名	氏 名	住 所
委 員	小 松 幸 茂	南アルプス市中野 1808
〃	清 水 博 巳	南アルプス市上野 201
〃	青 柳 勝	南アルプス市上市之瀬 821
〃	横 内 勝	南アルプス市上市之瀬 248
〃	依 田 直 秀	南アルプス市湯沢 908
〃	浅 川 宣 基	南アルプス市川上 563-2
〃	深 沢 富 秋	南アルプス市塚原 57

雨鳴山恩賜県有財産保護財産区管理委員名簿

職 名	氏 名	住 所
委 員	厚 芝 邦 雄	南アルプス市秋山 213-1
〃	桜 林 忠 司	南アルプス市落合 846
〃	川 窪 一 三	南アルプス市落合 2070-1
〃	桜 林 敏 夫	南アルプス市落合 839
〃	中 沢 明 男	南アルプス市秋山 736
〃	依 田 直 秀	南アルプス市湯沢 908
〃	横 沢 雅 雄	南アルプス市湯沢 1096

固定資産評価員

職 名	氏 名	住 所
評 価 員	小 澤 茂 夫	南アルプス市上高砂 711

助役

職 名	氏 名	住 所
助 役	小 池 通 義	南アルプス市西野 177

収入役

職 名	氏 名	住 所
収 入 役	塩 澤 佳 文	南アルプス市藤田 209-5

第6章 合併関係資料

1 合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八田村、白根町、芦安村、若草町、橿形町、甲西町合併協議会規約（平成12年4月1日告示。以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、八田村、白根町、芦安村、若草町、橿形町、甲西町合併協議会（以下「協議会」という。）幹事会（以下「幹事会」という。）の組織、運営その他幹事会に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、規約第6条に定める会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項について協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、構成各町村から選出された幹事及び八田村、白根町、芦安村、若草町、橿形町、甲西町合併協議会事務局規程第3条第1項第1号に規定する事務局長（以下「局長」という。）並びに同条同項第2号に規定する事務局次長をもって組織する。

(役員)

第4条 幹事会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 幹事長 1人
- (2) 副幹事長 1人

2 役員は、会長が指名する。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、会務を総理するとともに、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 幹事会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について協議会の会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、協議会事務局において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会規約（平成12年4月1日告示。以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町（以下「関係6町村」という。）からの負担金及び繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務の管理、執行に要する経費をもってその歳出とする。

(予算の調製等)

第3条 規約第6条に規定する会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 協議会の会計年度は地方公共団体の会計年度による。

(出納及び現金の保管)

第4条 協議会の出納は、会長所在町村の収入役が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(出納員)

第5条 会長は、協議会事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(決算等)

第6条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を作成し、協議会の会議の認定を経なければならない。

(報酬等)

第7条 規約第7条に規定する委員（以下「委員」という。）が協議会に出席した場合は、報酬を支給する。

2 報酬の額は、予算でこれを定める。

3 前項の規定は、規約第16条の監査委員について準用する。

(費用弁償等)

第8条 協議会の委員、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会幹事会規程第3条に規定する幹事及び同規程第6条に規定する関係者、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会事務局規程第3条に規定する事務局職員、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会小委員会規程第3条に規定する委員が、協議会用務で関係6町村以外に旅行した場合は、会長の属する町又は村の旅費に関する規定の例により、協議会において旅費を支給する。

(準用規定)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関する事項については、会長の属する町又は村の財務規則の例による。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

3 合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会規約（平成12年4月1日告示。以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会（以下「協議会」という。）会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、必要がある場合は非公開とすることができる。

2 規約第6条に規定する会長（以下「会長」という。）は、会議を非公開とする場合は、規約第7条に規定する委員（以下「委員」という。）にこれを諮るものとする。

3 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、規約第6条に規定する副会長と連携しながら、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉)

第4条 会議の開会及び閉会は、会長が宣言する。

(傍聴)

第5条 会議は傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が別に定める。

(会議録)

第6条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

(規律)

第8条 何人も、会議中みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年5月11日から施行する。

4 合併協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会（以下「協議会」という。）会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿（第1号様式）に住所、氏名及び年齢等を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（ただし、撮影又は録音することにつき協議会規約第6条に規定する会長（以下「会長」という。）の許可を得た者を除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は、すべて協議会事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年5月11日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会傍聴規程第2条の規定に基づく傍聴受付簿

住 所	氏 名	年 齢	電話番号

5 合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会規約（平成12年4月1日告示。以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会（以下「協議会」という。）小委員会（以下「小委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された専門分野における事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 小委員会は、前条に規定する所掌事務を分野ごとに行うため、必要に応じて、規約第6条に規定する会長（以下「会長」という。）が指名する委員で組織する。

2 小委員会の組織は、会長が別に定める。

(委員長等)

第4条 小委員会には、委員会ごとに委員長及び副委員長をおくものとする。

2 委員長及び副委員長は、委員会の委員の互選により決めるものとする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 小委員会は、会長の命により委員長が招集し、会議の議長となる。

(報告)

第6条 委員長は、協議会から付託された事項の調査結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、協議会事務局において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年5月11日から施行する。

6 合併協議会小委員事務分掌

委員会名	分 掌 事 務
<p style="text-align: center;">総務・企画・議会 小委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 一部事務組合の取扱いに関する事。 2 町村内の町名・字名の取扱いに関する事。 3 公共的団体等の取扱いに関する事。 4 支所・出先機関の取扱いに関する事。 5 慣行（町村章、憲章等）の取扱いに関する事。 6 行政連絡機構の取扱いに関する事。 7 特別職（各種行政委員会の委員を含む。）及び各種附属機関の委員等の身分の取扱いに関する事。 8 財産、公の施設の取扱いに関する事。 9 消防団の取扱いに関する事。 10 地方税の取扱いに関する事。 11 友好都市、姉妹都市、国際交流の取扱いに関する事。 12 出資団体等の取扱いに関する事。 13 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事。 14 使用料及び手数料（総務・企画・議会関係）の取扱いに関する事。 15 補助金（総務・企画・議会関係）の取扱いに関する事。
<p style="text-align: center;">産業・経済 小委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林基盤整備事業の受益者負担の取扱いに関する事。 2 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事。 3 農林業振興の一体的取扱いに関する事。 4 農林土木事業の取扱いに関する事。 5 商工観光事業（各種イベント等）の取扱いに関する事。 6 商工業・観光振興に関する事。 7 温泉・保養施設の取扱いに関する事。 8 使用料及び手数料（産業・経済関係）の取扱いに関する事。 9 補助金（産業・経済関係）の取扱いに関する事。
<p style="text-align: center;">建設小委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画の取扱いに関する事。 2 道路・河川・公園等の一体的整備の取扱いに関する事。 3 建設・建築事業の取扱いに関する事。 4 公営住宅の取扱いに関する事。 5 上水道、簡易水道、小規模水道の取扱いに関する事。 6 公共下水道の取扱いに関する事。 7 農業集落排水事業の取扱いに関する事。 8 合併処理浄化槽の取扱いに関する事。 9 使用料及び手数料（建設関係）の取扱いに関する事。 10 補助金（建設関係）の取扱いに関する事。

<p>住民小委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍、住民基本台帳、諸証明、窓口業務の取扱いに関する事。 2 国民健康保険の取扱いに関する事。 3 各種年金の取扱いに関する事。 4 介護保険の取扱いに関する事。 5 児童福祉の取扱いに関する事。 6 高齢者福祉の取扱いに関する事。 7 社会福祉の取扱いに関する事。 8 保育事業の取扱いに関する事。 9 社会福祉協議会の取扱いに関する事。 10 廃棄物・し尿処理の取扱いに関する事。 11 使用料及び手数料（住民関係）の取扱いに関する事。 12 補助金（住民関係）の取扱いに関する事。 13 火葬場の取扱いに関する事。
<p>教育小委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育の取扱いに関する事。 2 学校給食の取扱いに関する事。 3 小中学校等の通学区域の取扱いに関する事。 4 生涯学習の取扱いに関する事。 5 育英事業の取扱いに関する事。 6 町単・村単教員の取扱いに関する事。 7 各種スポーツ大会の取扱いに関する事。 8 体育施設の取扱いに関する事。 9 体育指導員の取扱いに関する事。 10 使用料及び手数料（教育関係）の取扱いに関する事。 11 補助金（教育関係）の取扱いに関する事。 12 体育協会の取扱いに関する事。
<p>新市将来構想策定小委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市将来構想の原案の検討・策定に関する事。
<p>新市建設計画策定小委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画の原案の検討・策定に関する事。
<p>新市名称選定等小委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市の名称候補の選定に関する事。 2 新市の事務所の位置についての検討・協議に関する事。

7 合併協議会小委員会名簿

総務・企画・議会小委員会委員名簿

役職名	氏名	町村名	備考
委員長	清水勝則	若草町	～平成14年6月5日
〃	齊藤正	若草町	平成14年6月6日～平成14年7月2日
〃	清水賢吾	白根町	平成14年7月3日～
副委員長	河西六市	櫛形町	～平成13年6月21日
〃	小笠原孝	櫛形町	平成13年6月22日～平成14年6月20日
〃	内田進	白根町	平成13年6月27日～平成14年5月12日
〃	清水忠次	芦安村	平成14年5月31日～平成14年7月2日
委員	齊藤正	若草町	平成14年7月3日～
〃	堀廣男	八田村	～平成14年6月6日
〃	清水勝利	八田村	平成14年6月7日～
〃	大野昌樹	八田村	～平成14年3月31日
〃	大芝政則	八田村	平成14年4月4日～
〃	内田進	白根町	～平成13年6月26日
〃	清水賢吾	白根町	平成14年5月13日～平成14年7月2日
〃	相原智徳	白根町	
〃	青木常治	芦安村	～平成13年4月23日
〃	清水忠次	芦安村	平成13年4月24日～平成14年5月30日
〃	深澤米男	芦安村	
〃	齊藤妙子	若草町	平成14年6月21日～
〃	齊藤哲夫	櫛形町	平成14年6月21日～
〃	櫻田博	櫛形町	
〃	野中茂男	櫛形町	平成14年4月1日～
〃	小川和茂	甲西町	～平成13年10月24日
〃	入倉善文	甲西町	平成13年10月25日～平成14年6月20日
〃	内池虎雄	甲西町	平成14年6月21日～
〃	志村勇人	甲西町	

産業・経済小委員会委員名簿

役職名	氏名	町村名	備考
委員長	名取和久	白根町	
副委員長	秋山友嘉	若草町	
委員	齋藤哲郎	八田村	
〃	小澤真寸穂	八田村	
〃	名取寛	白根町	
〃	青木可行	芦安村	
〃	小林岩美	芦安村	
〃	相沢誠治	若草町	～平成14年7月19日
〃	長谷川清一	若草町	平成14年7月20日～
〃	石川長	櫛形町	
〃	中込勤	櫛形町	
〃	遠藤喜文	甲西町	
〃	大木俊助	甲西町	

建設小委員会委員名簿

役職名	氏名	町村名	備考
委員長	清水喜代秀	白根町	
副委員長	森本今朝盛	芦安村	
委員	中込量	八田村	
〃	樋川積	八田村	
〃	久保田松幸	白根町	
〃	清水実	芦安村	
〃	市川元就	若草町	～平成14年6月5日
〃	小池幸雄	若草町	平成14年6月6日～
〃	飯野厚	若草町	
〃	築野仁朗	櫛形町	
〃	土谷芳仁	櫛形町	
〃	内藤希香	甲西町	
〃	高石鷹雄	甲西町	～平成13年10月24日
〃	村松文男	甲西町	平成13年10月25日～

住民小委員会委員名簿

役職名	氏名	町村名	備考
委員長	清水勝利	八田村	～平成14年6月6日
〃	青柳和江	櫛形町	平成14年7月18日～
副委員長	青柳和江	櫛形町	～平成14年7月17日
〃	堀廣男	八田村	平成14年7月18日～
委員	石丸正子	八田村	
〃	森岡千代野	白根町	
〃	野田可織	白根町	
〃	内藤とも子	芦安村	
〃	清水忠次	芦安村	～平成13年4月23日
〃	森本聖治	芦安村	平成13年4月24日～
〃	内田秀男	若草町	
〃	金丸治	若草町	
〃	東條正教	櫛形町	
〃	渡邊悦子	甲西町	
〃	萩原豊作	甲西町	

教育小委員会委員名簿

役職名	氏名	町村名	備考
委員長	稲山徳仁	櫛形町	
副委員長	清水祝子	八田村	
委員	吉岡哲也	八田村	
〃	中澤都喜夫	白根町	
〃	小田切佳代子	白根町	
〃	清水准一	芦安村	
〃	千野智代美	芦安村	
〃	滝沢幸保	若草村	～平成14年6月5日
〃	齊藤妙子	若草町	平成14年6月6日～
〃	山本三重子	若草町	
〃	名取君子	櫛形町	
〃	西海勝男	甲西町	
〃	望月弘子	甲西町	～平成13年5月18日
〃	塩澤房江	甲西町	平成13年5月19日～

新市将来構想策定小委員会委員等名簿

役職名	氏名	町村名	備考
委員長	齋藤公夫	八田村	
副委員長	石川豊	櫛形町	
委員	小池通義	白根町	
〃	清水哲夫	芦安村	
〃	塩澤佳文	若草町	
〃	今沢忠文	甲西町	
〃	堀廣男	八田村	
〃	内田進	白根町	
〃	清水忠次	芦安村	
〃	清水勝則	若草町	
〃	小笠原孝	櫛形町	
〃	小川和茂	甲西町	
アドバイザー	三神雅彦		山梨県総務部市町村課長
〃	古屋賢仁		山梨県峡中地域振興局企画振興部長
〃	波木井昇		(財)山梨総合研究所調査研究部長
〃	山田英二		(株)三菱総合研究所主席研究員

新市建設計画策定小委員会委員等名簿

役職名	氏名	町村名	備考
委員長	齋藤公夫	八田村	
副委員長	石川豊	櫛形町	
委員	小池通義	白根町	
〃	清水哲夫	芦安村	
〃	塩澤佳文	若草町	
〃	今沢忠文	甲西町	
〃	堀廣男	八田村	～平成14年6月6日
〃	清水勝利	八田村	平成14年6月7日～
〃	内田進	白根町	～平成14年5月12日
〃	清水忠次	芦安村	～平成14年9月17日
〃	伊東健治	芦安村	平成14年9月18日～
〃	清水勝則	若草町	～平成14年6月5日
〃	齋藤正	若草町	平成14年6月6日～
〃	小笠原孝	櫛形町	～平成14年6月20日
〃	齋藤哲夫	櫛形町	平成14年6月21日～
〃	入倉善文	甲西町	～平成14年6月20日
〃	内池虎雄	甲西町	平成14年6月21日～
アドバイザー	三神雅彦		山梨県総務部市町村課長
〃	岩澤俊雄		山梨県峡中地域振興局企画振興部長

新市名称選定等小委員会委員名簿

役職名	氏名	町村名	備考
委員長	齋藤 公夫	八田村	
副委員長	石川 豊	櫛形町	
委員	堀 廣男	八田村	～平成14年6月6日
〃	清水 勝利	八田村	平成14年6月7日～
〃	石丸 正子	八田村	
〃	吉岡 哲也	八田村	
〃	清水 勝利	八田村	～平成14年6月6日
〃	堀 廣男	八田村	平成14年6月7日～
〃	小池 通義	白根町	
〃	清水 賢吾	白根町	
〃	盛岡 千代野	白根町	
〃	名取 寛	白根町	
〃	野田 可織	白根町	
〃	清水 哲夫	芦安村	
〃	清水 忠次	芦安村	～平成14年9月17日
〃	伊東 健治	芦安村	平成14年9月18日～
〃	内藤 とも子	芦安村	
〃	小林 岩美	芦安村	
〃	森本 聖治	芦安村	
〃	塩澤 佳文	若草町	
〃	清水 勝則	若草町	～平成14年6月5日
〃	齋藤 正	若草町	平成14年6月6日～
〃	山本 三重子	若草町	
〃	飯野 厚	若草町	
〃	金丸 治	若草町	
〃	小笠原 孝	櫛形町	～平成14年6月20日
〃	齋藤 哲夫	櫛形町	平成14年6月21日～
〃	名取 君子	櫛形町	
〃	土谷 芳仁	櫛形町	
〃	東條 正教	櫛形町	
〃	今沢 忠文	甲西町	
〃	入倉 善文	甲西町	～平成14年 6月 20日
〃	内池 虎雄	甲西町	平成14年 6月 21日～
〃	塩澤 房江	甲西町	
〃	志村 勇人	甲西町	
〃	萩原 豊作	甲西町	

8 合併協議会事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、八田村、白根町、芦安村、若草町、橿形町、甲西町合併協議会規約（平成 12 年 4 月 1 日告示。以下「規約」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、八田村、白根町、芦安村、若草町、橿形町、甲西町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 事務局は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要なこと。

(職員等)

第 3 条 事務局に次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局員
- (4) その他の職員

2 前項に定める事務局長は、規約第 6 条に規定する会長（以下「会長」という。）の所在する町村の課長又はこれに相当する職の職員の併任とする。

(職員等の職務)

第 4 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局長の職務を代理する。

3 事務局員及びその他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(専決事項)

第 5 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決できる。ただし、重要事項については、幹事会に諮るものとする。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに旅行命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(職員の服務等)

第 6 条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する町又は村の例による。

(職員の給与等)

第 7 条 職員の給与については、それぞれ派遣する関係町村の負担とする。ただし、時間外勤務手当については、会長の属する町又は村の例により、協議会が負担する。

2 職員の旅費については、別に定める規程により、協議会が負担する。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

9 合併協議会事務局事務分掌

区 分	事 務 分 掌
事務局 長	1 事務局業務の統轄
事務局次長	1 事務局業務の統轄補佐
総務担当	1 協議会予算及び会計に関すること。 2 報酬等の支給に関すること。 3 委員の委嘱に関すること。 4 運営調整会議、幹事会に関すること。 5 国・県及び関係機関との連絡調整等に関すること。 6 他の担当に属さないこと。
推進担当	1 総務・企画・議会関係の小委員会、専門部会、分科会に関すること。 2 新市の名称選定等に関すること。 3 他の小委員会、専門部会、分科会との連絡調整に関すること。
推進担当	1 産業・経済関係の小委員会、専門部会、分科会に関すること。 2 教育関係の小委員会、専門部会、分科会に関すること。
推進担当	1 住民（福祉、保健・医療、環境、窓口業務等）の小委員会、専門部会、分科会に関すること。 2 協議会（小委員会を含む。）の会議録等に関すること。
推進担当	1 建設関係の小委員会、専門部会、分科会に関すること。 2 協議会の広報について 3 協議会総務の業務補助
計画担当	1 新市将来構想に関すること。 2 新市建設計画に関すること。 3 各町村の主要施策・事業関係の資料に関すること。

10 合併準備室事務分掌

区 分		事 務 分 掌
第 1 室	室 長	1 第1室の統轄
	総務・組織体制担当	1 合併準備に係る事務全般の調整に関する事 2 合併準備に係る予算執行に関する事 3 新市の組織体制に関する事 4 新市の福祉事務所の設置に関する事 5 合併記念式典に関する事
	人事・給与担当	1 新市の職員の配置に関する事 2 新市の職員の服装に関する事 3 新市の職員の給与等に関する事
	文書法制担当	1 新市の条例・規則等に関する事 2 新市の文書管理に関する事 3 合併前の文書に関する事
	公的団体担当	1 公共団体担当 2 一部事務組合に関する事 3 商工会に関する事 4 社会福祉協議会に関する事 5 観光協会に関する事
第 2 室	室 長	1 第2室の統轄
	財政担当	1 新市の予算に関する事 2 新市の主要施策・事業に関する事 3 新市の財政計画に関する事 4 新市における基金に関する事
	管財担当	1 新市の庁舎（本庁・支所・出先機関）に関する事 2 新市の物品等調度に関する事 3 施設銘版等に関する事 4 財産の引継等に関する事
	電算システム担当	1 新市の電算システムに関する事
	公営企業担当	1 公営企業に関する事

11 合併研究会の設置要綱

《八田村の例》八田村合併研究会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町（以下「6町村」という。）の合併に関する調査研究を行うため、八田村合併研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について調査、研究する。

- (1) 6町村の合併に必要な調査研究に関すること。
- (2) 6町村の合併に関する連絡調整に関すること。
- (3) その他6町村の合併に関すること。

(構成)

第3条 研究会の会員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 八田村選出の八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会の委員、幹事
- (2) 八田村長の指名する者

(会長)

第4条 研究会には、会長を置く。

2 会長は、八田村長をもって充てる。

(会長の職務等)

第5条 会長は、研究会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会の会議は、会長が招集する。

(分科会)

第7条 研究会の運営を円滑に行うため、必要に応じて分科会を設置することができるものとする。

2 分科会は、専門分野における事項について調査し、結果を研究会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、ふるさと開発課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

12 合併協議会専門部会設置要綱

(専門部会の設置)

第 1 条 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会幹事会規程（以下「規程」という。）第 9 条の規定に基づき八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会（以下「協議会」という。）に専門部会を置く。

(所掌事務)

第 2 条 専門部会は、幹事長の指示を受け、規約第 3 条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第 3 条 専門部会は、別表に掲げる者をもって組織し事務作業を行うため分科会を設置するものとする。

(役員)

第 4 条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1 名

(2) 副部会長 1 名

2 役員は、構成員の協議により定めるものとする。

(役員職務)

第 5 条 部会長は、専門部会を代表し会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し部会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第 7 条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事会に報告するものとする

(庶務)

第 8 条 専門部会の庶務は、部会長の属する町村の担当部門が行う。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

13 合併協議会分科会設置要綱

(分科会の設置)

第1条 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会専門部会設置要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に分科会を置く。

(所掌事務)

第2条 分科会は、専門部会長の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、専門的に調査又は協議する。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(ア) 分科会長 1名

(イ) 副分科会長 1名

2 役員は、構成員の協議により定めるものとする。

(役員職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、専門部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、専門部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する町村の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

14 合併協議会専門部会・分科会事務分掌

専門部会名	分科会名	所 掌 事 務
総務・企画 議会専門部会	行政分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政事務の取扱いに関する事。 2 条例、規則等の取扱いに関する事。 3 一部事務組合の取扱いに関する事。 4 事務機構、組織の取扱いに関する事。 5 町・字名の取扱いに関する事。 6 公共的団体等の取扱いに関する事。 7 慣行（町村章、憲章等）の取扱いに関する事。 8 自治会・行政連絡機構の取扱いに関する事。 9 情報公開の取扱いに関する事。 10 選挙管理委員会の取扱いに関する事。 11 男女共同参画の取扱いに関する事。 12 人事・給与の取扱いに関する事。 13 特別職（各種行政委員会の委員を含む。）の身分の取扱いに関する事。 14 一般職の身分の取扱いに関する事。 15 消防・交通事務の取扱いに関する事。 16 消防団、防災計画の取扱いに関する事。 17 交通安全の取扱いに関する事。 18 その他他の分科会に属さないこと
	財政分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 財政事務の取扱いに関する事。 2 財政計画の取扱いに関する事。 3 使用料及び手数料の取扱いに関する事。 4 債権、債務の取扱いに関する事。
	管財分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 管財事務の取扱いに関する事。 2 財産、契約、入札、公の施設、土地開発基金の取扱いに関する事。
	出納分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 出納事務の取扱いに関する事。 2 その他会計事務の取扱いに関する事。
	税務分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 税務事務の取扱いに関する事。 2 地方税の取扱いに関する事。 3 納税の取扱いに関する事。
	企画分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画事務の取扱いに関する事。 2 新市建設計画の取扱いに関する事。 3 企画開発の取扱いに関する事。 4 友好都市、姉妹都市、国際交流の取扱いに関する事。 5 出資、出捐団体の取扱いに関する事。 6 電算事務の取扱いに関する事。 7 電算システムの取扱いに関する事。
	広聴広報分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広聴広報事務の取扱いに関する事。 2 C A T V等の取扱いに関する事。
	議会分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会事務の取扱いに関する事。 2 その他議会の取扱いに関する事。

専門部会名	分科会名	所 掌 事 務
産業・経済 専門部会	農林業分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業事務の取扱いに関する事。 2 農林事業の取扱いに関する事。 3 農業委員会事務の取扱いに関する事。 4 農業委員会に関する事。 5 農林土木事務の取扱いに関する事。 6 農林土木事業の取扱いに関する事。
	商工観光分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工観光事務の取扱いに関する事。 2 商工観光の取扱いに関する事。 3 温泉、保養施設の取扱いに関する事。
建設専門部会	都市計画・ 建設分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画事務の取扱いに関する事。 2 都市計画の取扱いに関する事。 3 建設事務の取扱いに関する事。 4 建設・建築事業の取扱いに関する事。 5 公営住宅事務の取扱いに関する事。 6 公営住宅の取扱いに関する事。 7 土地管理事務の取扱いに関する事。 8 土地管理の取扱いに関する事。 9 登記の取扱いに関する事。
	上下水道分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道事務の取扱いに関する事。 2 上水道の取扱いに関する事。 3 下水道事務の取扱いに関する事。 4 公共下水道の取扱いに関する事。 5 農業集落排水事業の取扱いに関する事。 6 合併処理浄化槽の取扱いに関する事。
住民専門部会	住民・国保・ 年金分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民登録事務の取扱いに関する事。 2 戸籍、住民基本台帳、諸証明、窓口業務の取扱いに関する事。 3 国民健康保険事務の取扱いに関する事。 4 国民健康保険の取扱いに関する事。 5 年金事務の取扱いに関する事。 6 各種年金の取扱いに関する事。
	介護保険分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険事務の取扱いに関する事。 2 介護保険の取扱いに関する事。
	福祉・保健分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉保健事務の取扱いに関する事。 2 福祉保健の取扱いに関する事。
	社協分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉協議会事務の取扱いに関する事。 2 社会福祉協議会の取扱いに関する事。
	環境分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境事務の取扱いに関する事。 2 塵埃処理の取扱いに関する事。 3 その他環境衛生の取扱いに関する事。

専門部会名	分科会名	所 掌 事 務
教育専門部会	学校教育分科会	1 学校教育事務の取扱いに関する事。 2 学校教育の取扱いに関する事。 3 学校給食の取扱いに関する事。 4 その他学校教育の取扱いに関する事。
	社会教育分科会	1 社会教育事務の取扱いに関する事。 2 生涯学習の取扱いに関する事。 3 社会体育の取扱いに関する事。 4 体育施設の取扱いに関する事。 5 その他社会教育の取扱いに関する事。

15 合併協定書

1 合併の方式

中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町及び同郡甲西町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成15年4月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、南アルプス市とする。

4 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所の位置は、当分の間、中巨摩郡櫛形町小笠原376番地（現在の櫛形町役場）に置く。
- (2) 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始するものとする。

5 財産、公の施設の取扱い

財産、公の施設の取扱いについては、現状のまま新市に引き継ぐ。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年2月28日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第1号の規定を適用し、平成15年11月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

8 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 市民税の納期については、八田村、白根町、芦安村及び橿形町の例によることとし、法人税割の税率は、13.1%とする。
- (2) 固定資産税の納期については、白根町の例による。
- (3) 軽自動車税の納期は、八田村、白根町、若草町、橿形町及び甲西町の例による。

9 地域審議会の取扱い

地域審議会の取扱いについては、次のとおりとする。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の八田村、白根町、芦安村、若草町、橿形町及び甲西町の区域ごとに地域審議会を設置する。

設置については、次の「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する協議

（趣旨）

第1条 この協議は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の八田村、白根町、芦安村、若草町、橿形町及び甲西町の区域ごとに地域審議会を設置することとし、同条第2項の規定に基づき、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置期間）

第2条 地域審議会の設置期間は、平成15年4月1日から平成25年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 地域審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想及び各種計画の策定・変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に対し意見を述べることができる。

（組織）

第4条 地域審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 学識経験者

（任期及び失職）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

3 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、地域審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、各区域の支所において処理するものとし、必要に応じ本庁において連絡調整を行う。

(補則)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域審議会に諮り定める。

附 則

この協議は、平成15年4月1日から施行する。

10 一般の職員の身分の取扱い

6町村の一般職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

11 一部事務組合の取扱い

一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 6町村内で構成している一部事務組合(白根町八田村学校給食組合、峡西広域行政事務組合、野呂川水道企業団)については解散し、新市の事業部門に編入する。

(2) 6町村以外の公共団体と構成している一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市として合併期日に当該組合に加入する。

なお、中巨摩地区広域事務組合、三郡衛生組合の共同処理内容は現行のまま新市に移行する。

12 町村内の町名・字名の取扱い

町名・字名の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 芦安村については、大字の設定区域は現行のとおりとし、大字名の前に「芦安」を付する。

(2) 八田村、白根町、若草町、橈形町及び甲西町については、大字は現行のとおりとし、現町村名は付さない。

(3) 支所、消防組織等に現町村名を付する。

13 公共的団体等の取扱い

公共的団体等の取扱いについては、現状のまま新市に移行することを基本とし、必要に応じて連合会方式を採用する中で、一本化できるものについては、合併後も含めて統合を図る。

14 支所・出先機関の取扱い

支所・出先機関の取扱いについては、現役場庁舎を支所として活用し、出先機関は現行のとおりとする。

15 慣行（町村章、憲章等）の取扱い

慣行（町村章、憲章等）の取扱いについては、現行町村のものを踏まえながら、市制施行後、広く意見を聞く中で新たに制定する。

16 行政連絡機構の取扱い

行政連絡機構の取扱いについては、現状のまま移行し、必要に応じて中間的な連絡組織を設ける。

17 特別職（各種行政委員会の委員を含む。）及び各種附属機関の委員等の身分の取扱い

特別職（各種行政委員会の委員を含む。）及び各種附属機関の委員等の身分の取扱いについては、法令等に定めがあるものを除き、任意に設置するものについて新市において必要に応じその都度協議して設置する。

18 消防団の取扱い

消防団の取扱いについては、現状を基本に新市に引き継ぎ統合する。新市の消防団の組織体制、報酬手当等は地域の特殊事情によるものを除き、統一することを基本に関係者の協議調整を踏まえて決定する。

また、個々の事業計画については、現状を基本に新市の消防計画を策定する際、必要に応じ調整する。

19 友好都市、姉妹都市、国際交流の取扱い

友好都市、姉妹都市、国際交流については、協議中のものも含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。

20 出資団体等の取扱い

出資団体等の取扱いについては、現状のまま新市に引き継ぎ、同種のものについては新市施行後、関係者との協議の中で統合等を検討する。

21 使用料及び手数料（総務・企画・議会関係）の取扱い

使用料及び手数料については、現行のとおり新市に移行する。

22 補助金（総務・企画・議会関係）の取扱い

補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う中で必要に応じ調整する。

23 農林基盤整備事業の受益者負担の取扱い

農林基盤整備事業の受益者負担の取扱いについては、継続事業は現行の負担率で引き継ぎ、新規事業は事業採択時に新市において調整することとし、調整方針は次のとおりとする。(広域農道等幹線道路は除く。)

- (1) 災害復旧事業の農地 …………… 工事費に対し補助残の 25%
- (2) 県単土地改良事業 …………… 工事費に対し 5%
- (3) その他の土地改良事業 …………… 工事費に対し補助残の 10%

24 農林業振興の一体的取扱い

農林業振興の一体的取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 若草町で実施している「転作特別奨励金」については、新市における転作面積の配分方法と併せて検討する。
- (2) 農振農用地区域については現行のとおり移行し、新市において策定する「農業振興地域整備計画」と併せて調整する。
- (3) 農業経営基盤強化については、新市において、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定する。
また、継続的事業については、新市に引き継ぐ。
- (4) 遊休農地保全対策については、新市において検討協議会等を設置して新たな施策を定める。
- (5) 農業後継者育成資金の貸付については、当面有利な融資条件に合わせることにし、新市施行後、新たな基準を検討する。
- (6) 森林整備計画については、地域の実情を踏まえる中で、新市の計画を策定する。

25 農林土木事業の取扱い

農林土木事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 土地改良事業にかかる単独補助については、合併時に廃止し新市において新たに検討する。
- (2) 土地改良事業の継続事業については、現行の補助率で新市に引き継ぎ、新規事業の補助率は事業採択時に新市において調整する。
- (3) 農道及び林道については、現状のまま新市に引き継ぐ。

26 商工観光事業(各種イベント等)の取扱い

基本的には現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化すべきものについては、新市において調整する。

27 商工業・観光振興の取扱い

商工業・観光振興の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 商工会については一本化を図り、新市全域にかかる統合組織を設置する。
- (2) 合併後速やかに新市の観光協会を設置し、観光振興の強化を図る。
- (3) 小規模企業者の貸付資金については現行制度を維持することとし、勤労者に対する貸付資金については、白根町の例により新市全域を対象とする。
- (4) 商工業振興にかかる継続中の事業は新市に引き継ぐ。また、新市の商工業振興計画を策定し統一的な振興を図る。

28 温泉、保養施設の取扱い

現状のまま移行し新市において適宜見直し・検討を図る。

29 使用料及び手数料（産業・経済関係）の取扱い

使用料及び手数料の取扱いについては、現行のまま移行し、新市において必要に応じ見直しを図る。

30 補助金（産業・経済関係）の取扱い

補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、必要に応じて見直しを図る。

31 都市計画の取扱い

現在継続中の事業や都市計画用途地域などについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画マスタープランについては、各町村の基本理念に基づいて、新市において策定する。

32 道路・河川・公園等の一体的整備の取扱い

道路・河川・公園等の一体的整備の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 継続中の事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 各事業の整備計画等については、各町村の基本理念に基づき、新市の総合計画等の中で調整する。また、事業の執行に当たっては、整備率など地域バランスに考慮した整備を図る。
- (3) 公園の整備・管理については、新市においてに所轄部署の一元化を図る。

33 建設・建築事業の取扱い

建設・建築事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 道路、水路、継続中の事業等については、現状のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 河川清掃等の報償金、助成金については、現状のまま新市に引き継ぎ、各地域の実情を踏まえる中で基準の見直しを検討する。
- (3) 水防計画については、各町村の現行水防計画や各地域の実情を踏まえる中で、新市としての水防計画を策定する。

34 公営住宅の取扱い

現状のまま新市に引き継ぎ、「負担の公平性」の基本原則に基づき、必要に応じて調整する。

35 上水道、簡易水道、小規模水道の取扱い

上水道等については、現行の各事業会計を新市に移行し管理体制を一元化する。

また、新市の水道整備計画を策定し住民生活に支障のないよう調整しながら一本化を図る。

36 公共下水道の取扱い

基本的には現状のまま新市に引き継ぎ、使用料や助成制度などはできるだけ統一し、住民の負担増とならないよう可能な限り調整する。

37 農業集落排水事業の取扱い

芦安村だけで実施している本事業については、現状のまま新市に引き継ぐ。

38 合併処理浄化槽の取扱い

現状のまま新市に引き継ぐ。

39 使用料及び手数料（建設関係）の取扱い

使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道料金については、県の指導基準を基に統一する。
- (2) その他の使用料及び手数料については、現行のとおり新市に移行する。

40 補助金（建設関係）の取扱い

補助金の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 花壇生垣推進に関する補助金については、全市を対象とし甲西町の例による。
- (2) 水洗便所設置費補助金制度については、全市を対象とし若草町の例による。
- (3) 水洗便所等改造資金融資斡旋制度については、白根町及び橿形町の例に合わせるが、この制度に若草町で実施している宅内排水設備等の改造工事資金の利子補給も加える。
- (4) 排水設備設置費補助金制度については、全市を対象とし白根町及び橿形町の例による。
- (5) 生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金については、全市を対象とし甲西町の例による。
- (6) その他については、現状のまま新市に移行し必要に応じて調整する。

41 戸籍、住民基本台帳、諸証明、窓口業務の取扱い

サービス水準の低下とならないよう、窓口業務の取扱い時間の延長を継続し、合併後は、カード制の統一実施と従来からの窓口対応の併用方式とする。

42 国民健康保険の取扱い

国民健康保険の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険の税率については、基金の有効活用などにより、住民の負担増とならないよう務める。
- (2) 基金については、合併後の運営に支障のない範囲でそれぞれ持ち寄る。
- (3) 成人病検診補助については、サービス水準の高い白根町の例による。

43 各種年金の取扱い

取扱い業務、受給相談は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

44 介護保険の取扱い

介護保険の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 被保険者の資格管理等にかかわる事務については、6町村に相違がないため現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。
- (2) 市町村介護保険事業計画の策定については、6町村を一体とした計画を策定し、平成15年度からの保険料を設定する。

45 児童福祉の取扱い

児童福祉の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。

-
-
- (2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。
 - (3) 児童虐待問題については、児童福祉法に従い、児童の健全育成及び保護に努める。

46 高齢者福祉の取扱い

高齢者福祉の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- (2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。
- (3) 高齢者祝い金については、80～89歳は7,000円、90～99歳は10,000円、100歳以上は100,000円とし、100歳時に給付する祝い金等は300,000円とする。

47 社会福祉の取扱い

社会福祉の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- (2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。

48 保育事業の取扱い

保育事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) サービス内容に差異があるものについては、現行の水準が低下しない範囲で統一化を図る。
- (2) 保育園の設置や通園区域は、現状のまま新市に引き継ぐ。

49 社会福祉協議会の取扱い

社会福祉協議会の取扱いについては、制度の趣旨を踏まえる中で、効率的・効果的な組織体制に統合する。会費は八田村、白根町及び芦安村の例によることとし、サービス内容の充実を図る。

50 廃棄物・し尿処理の取扱い

廃棄物・し尿処理の取扱いについては、当面現行のまま移行することとし、廃棄物処理については、合併後新市において、可能な限り速やかに一本化及び施設整備等についての検討を進める。また、住民参加を図る中で、新市の一般廃棄物処理計画を策定し、適切な収集業務を行う。

51 使用料及び手数料(住民関係)の取扱い

使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 住民票の謄本に関する証明手数料については、白根町及び櫛形町の例による。
- (2) その他については、現行のとおりとする。

52 補助金(住民関係)の取扱い

補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う中で必要に応じ調整する。

53 火葬場の取扱い

火葬場については、八田村、白根町及び芦安村が三郡衛生組合に参入する方向で調整に務める。

54 学校教育の取扱い

学校教育の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 小中学校の施設整備については、新市において策定する学校施設整備計画に基づき推進を図ることとし、策定の基本方針は次による。
耐震等の危険状況、建築年次を考慮した事業執行とする。
危険状況等が同レベルの場合は、校舎優先を原則とする。
災害時等の避難場所として使用される施設について考慮する。
- (2) 若草町及び楯形町の一部地域で実施している通学助成、芦安村の「チロル学園」については、現状のまま新市に引き継ぐ。

55 学校給食の取扱い

学校給食の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 調理方式については、当面、各学校ごとに現状のとおりとし、合併後の新市において、施設整備の更新を視野に入れ、関係者等の意見を踏まえる中で統一化を検討する。
- (2) 給食費については、小学校、中学校それぞれ低い額に統一する。
- (3) 給食費等の会計処理については、新市の歳入歳出予算に計上し処理する。

56 小中学校等の通学区域の取扱い

通学区域の取扱いについては、当面現行のままとするが、区域境の地域については、弾力的運用に務める。

また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに各学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。

57 生涯学習の取扱い

生涯学習の各講座については、現行のとおり新市に引き継ぎ、一本化できるものについては適宜調整する。生涯学習センター（公民館等）事業は、合併後の新市全域を対象とし充実を図る。

58 育英事業の取扱い

育英事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 育英事業については、新市において新たな制度の構築を検討する。
- (2) 芦安村における育英事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

59 町単・村単教員の取扱い

教育水準が低下しないよう現状を継続することを原則とするが、新市においては将来的な方向を見据え統一した基準を設ける。

60 各種スポーツ大会の取扱い

現在各町村で行っている各種スポーツ大会は原則として継続するが、一本化できるもの、全体で実施した方が効果的なものを新市において見直し検討を図る。

61 体育施設の取扱い

体育・スポーツ施設については、学校施設開放も含め、利用時間などサービス内容を調整のうえ継

続実施することとし、新市においては施設を気軽に使用できるシステムなどについて検討する。

62 体育指導委員の取扱い

現行水準が低下しないよう激減緩和措置等を視野に入れながら調整を図る。

63 使用料及び手数料(教育関係)の取扱い

使用料及び手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 社会教育施設、社会体育施設の使用料については、現行のまま移行し新市において統一した算定方式等により設定できるよう速やかに調整を図る。
- (2) 使用料の免除規定については、類似施設で相違のないよう合併までに統一した基準等を定める。
- (3) 手数料については、現行のとおりとする。

64 補助金(教育関係)の取扱い

補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直し等を行う際に、必要に応じ調整する。

65 体育協会の取扱い

体育協会の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 新市の体育協会を設置し、町村の体育協会は各地区体育協会とし、新市体育協会の加盟団体とする。
- (2) 新市体育協会の会費等は、事業等と併せて新市体育協会において検討することとし、各地区体育協会の会費等の取扱いについては、各地区体育協会(現町村体育協会)に一任する。
- (3) 地区体育協会等加盟団体への助成は、均等割、会員数及び事業等を考慮する中で新市体育協会において検討する。

66 新市建設計画

新市建設計画については、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

調 印 書

八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町及び甲西町は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町合併協議会において上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成14年10月17日

八 田 村 長	齋 藤 公 夫
白 根 町 長	小 池 通 義
芦 安 村 長	清 水 哲 夫
若 草 町 長	塩 澤 佳 文
櫛 形 町 長	石 川 豊
甲 西 町 長	今 沢 忠 文

立 会 人

山 梨 県 知 事	天 野 建
八 田 村 議 会 議 長	清 水 勝 利
白 根 町 議 会 議 長	清 水 賢 吾
芦 安 村 議 会 議 長	伊 東 健 治
若 草 町 議 会 議 長	齊 藤 正
櫛 形 町 議 会 議 長	齊 藤 哲 夫
甲 西 町 議 会 議 長	内 池 虎 雄

16 新市建設計画

第1章 はじめに

1 合併の必要性

(1) 住民の日常生活圏の拡大

- 交通・情報通信手段の発達等により、住民の日常生活の行動範囲は、現行市町村の行政区域を越えており、行政の広域的な対応が求められています。
- 本地域では、一部事務組合など広域行政制度の活用が図られてきましたが、総合的・一体的に対応するためには、6町村の合併により、意思決定や事業実施などを単一の行政体（市）で行うことがより効率的・効果的です。

(2) 少子高齢社会への対応

- 本格的な少子高齢社会が到来し、市町村が提供する住民サービスの内容がより高度化・多様化しているとともに、サービス水準の確保・向上が求められています。
- こうしたことから、様々な行政課題に6町村が別々に取り組むよりも、合併による充実した組織体制で、質の高いサービスを提供することが期待されます。

(3) 地方分権の推進

- 地方分権の推進に伴い、住民への身近なサービスの提供は、市町村が自らの判断と責任において決定し実施することがますます重要になっており、地方行政の中心的な役割を担うことが求められています。
- このため、市町村における行政体制の整備が不可欠であり、6町村の合併による、行財政能力の高い体制整備が期待されています。

(4) 広域的な地域整備

- 本地域でも、スポーツ施設や温泉施設などの公共施設がそれぞれの町村で整備されていますが、昨今の財政状況や日常生活圏の拡大を考えると、維持管理など運営面において、ますます厳しい状況が予想されます。
- 今後は、質の高い施設を広域的、効率的に整備することが求められており、合併により、限られた資源をより一層有効に活用することが重要になっています。

(5) 市町村の行財政基盤の強化

- 地方自治体の財政状況が厳しさを増す中で、効率的・効果的な行政の展開が求められており、基礎的な自治体として市町村の役割と責任はますます増大してきています。
- このような要請に応えるためには、6町村が合併して、行政の効率化を図るとともに行財政基盤を強化することが求められます。